入　札　説　明　書

上川南部森林管理署の令和７年度ペンケシュール沢ほか治山工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日：令和８年１月 22 日

2. 分任支出負担行為担当官
　　上川南部森林管理署長　三浦　康和
　　北海道空知郡南富良野町字幾寅

3. 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休２日の試行工事（発注者指定方式）である。詳細については、特記仕様書によるものとする。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(1)　工 事 名　ペンケシュール沢ほか治山工事

(2)　工事場所　北海道勇払郡占冠村占冠　上川南部森林管理署　1126 林班ほか
　　１．ペンケシュール沢（1127 林班）
　　２．バッタの沢（1126 林班）

(3)　工事内容　別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4)　工　　期　契約締結日の翌日から令和８年 12 月９日まで

(5)　使用する主要な資機材　ペンケシュール沢　生コンクリート 554.27m3
　　バッタの沢　生コンクリート 224.90m3

(6)　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7)　本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）により行う。

(8)　本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和８年５月 27 日まで余裕期間を見込んだ工事である。
　なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
　また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(9)　主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10ｋｍ程度又は移動時間 60 分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第２項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

(10) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(11) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
北海道空知郡南富良野町字幾寅
電話：050-3160-5750

・受付時間：9時00分から17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで使用できるＩＣカードは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したＩＣカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和７・８年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係るA等級、B等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成22年４月１日から令和７年３月31日までの15年間に、元請けとして、以下に示す契約金額500万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事で平成17年４月１日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年３月

31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第４の３に規定する工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは、実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する。

同種工事：森林土木工事（治山事業における渓間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

(5)　簡易な施工計画等（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。

なお、技術提案書で求める提案内容は以下のとおりとする。

・施工計画の基本方針、施工順序と施工方法
・工程管理計画、仮設備計画、資材調達計画、品質管理計画
・安全管理計画、環境保全計画
・その他管理の諸計画

(6)　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第３項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第２項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、２現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

①　１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士又は２級建設機械施工技士の資格を有する者

イ　技術士の資格を有する者（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第３２条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）

ウ　ア又はイと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　ア～ウに該当しない者であっても、主任（監理）技術者の下で行った「工程管理」、「出来形管理」、「品質管理」及び「安全管理」のうち、いずれか２以上の職務の実績がある場合については、本工事に限り、「これと同等以上の資格を有する者」としてみなすものとする。

実績を証明する書類として、施工体制図等を競争参加資格確認資料に添付すること。

②　当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に３ヶ月以上あること。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

・平成 16 年２月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
・平成 16 年２月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

(7)　申請書、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事のうち、令和４年４月１日から令和７年３月 31 日までの３年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点の平均が 65 点以上であること。

(9)　3．に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
①　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11)　建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。
　また、経常建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(12)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13)　以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
②　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
③　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

5．設計業務等の受託者等
(1)　4．(9)の「3．に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・アルスマエヤ(株)

(2)　4. (9)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

①　当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1)　本競争入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

①　提出期間：令和８年１月 23 日から令和８年２月５日まで。
休日を除く毎日、９時 00 分から 17 時 00 分まで。

②　提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式１）、「競争参加資格確認資料」（表紙１及び２並びに様式２、３、４－①、４－②、４－③、５、10－１、10－２、11－１、11－２）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等のファイルの合計容量が 10ＭＢを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、１通につき７ＭＢ以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

ア　電子メールで提出する旨の表示
イ　書類の目録
ウ　書類のページ数
エ　送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は次のとおりとする。

上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
電話：050-3160-5750
メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp

③　ファイル形式：

電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・Microsoft Word
・Microsoft Excel
・その他のアプリケーション PDF ファイル
・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
・圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】
①　受付期間：令和８年１月 23 日から令和８年２月５日まで
９時 00 分から 17 時 00 分までとする。（休日を除く。）
②　受付場所：〒079-2401　北海道空知郡南富良野町字幾寅
上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）

(2)　申請書は、様式１により作成すること。

(3)　技術提案書等は、表紙１及び２、様式２、３、４－①、４－②、４－③、５、10－１、10－２、11－１、11－２とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。
なお、様式３に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（16 で後述）できるものとする。

(4)　技術提案書の作成に当たっては、4.(5)に掲げる提案内容の各事項に対する所見を施工計画の技術的所見（様式５）に記載すること。
ＩＣＴ活用施工に係る技術の活用について、本工事では総合評価落札方式における「技術提案」での評価対象外とするため、記載しないこと。
ただし、ＩＣＴ活用施工に係る技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む。）した技術提案については、その応用分部（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

(5)　技術提案書等の作成説明会
技術提案書等の作成説明会については、原則として実施しない。

(6)　(1)の期間内に技術提案書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。また、技術提案書においては、記載内容が発注者が設定している標準案より優れていると認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(7)　競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和８年２月 12 日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8)　技術提案書等の内容のヒアリング
技術提案書等の内容のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9)　その他
①　技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
②　分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③　提出された技術提案書等は、返却しない。
④　提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者に関し、やむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(10)　上記４（13）競争参加資格①から③までの届出をしているか否かを確認するため、総合評定通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の４に規定す

るもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和８年２月 24 日　17 時 00 分

②　提出先　：上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
電話：050-3160-5750
メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp

③　提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(2)　分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和８年３月２日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3)　(1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

①　閲覧期間：令和８年３月５日から令和８年４月３日まで

②　方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/kamikawananbu/situmon_kaitou.html

(4)　(2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

①　提出期限：(2)の回答書を受け取った日から７日（休日を除く。）以内

③　提出先：(1)の②に同じ。

③　提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(5)　再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6)　分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

①　申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

②　申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

8. 総合評価に関する事項

(1)　総合評価の方法

本工事における総合評価は、以下の方法により行うものとする。

①　入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を与える。

②　技術提案の内容、資料で示された実績等に応じて、最大 30 点の加算点を与える。
ただし、評価点の満点が 30 点を超えることから、得られた評価点に 30/38 を乗じた数値を加算点として与える。

③　技術提案、資料、(9)のヒアリング及び追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大 30 点の施工体制評価点を与える。

④　与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。

評価値＝｛（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／（入札価格）｝

(2)　総合評価における評価項目等

①　評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ｱ)　施工能力等に関する事項

企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の安全管理状況により評価する。

(ｲ)　信頼性・社会性に関する事項

地域精通度、地域貢献度、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業等により評価する。

(ｳ)　技術提案（施工計画含む）

本工事施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

(ｴ)　施工体制の確保に関する事項

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

②　技術提案、資料について、①の(ｱ)から(ｳ)までの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。

また、技術提案、資料、(9)のヒアリング及び追加資料等に基づき、①の(ｴ)の評価項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3)　入札の評価に関する基準（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

①　本工事の総合評価に関する評価項目及び評価点は以下のとおりとする。

区　分	項　目	評　価　項　目	評価点
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の施工実績	21 点
		同種工事成績評定点の平均	
		低入札価格調査対象工事の有無	
		表彰の有無	
		「難工事」の実績の有無	
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の施工経験	
		主任（監理）技術者の保有する資格	
		継続教育（ＣＰＤ）の取組状況	
	企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害の有無	
信頼性・社会性	地域精通度	当該森林管理(支)署管内の市町村所在地における施工実績の有無	12 点
	地域貢献度	災害協定等に基づく活動実績の有無	
		分収造林など国土緑化活動に対する取り組み	
		ボランティア活動の実績の有無	
	働き方改革	森林土木工事における週休２日の取組実績証明書の通知を受けた実績の有無	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進取組	下表イ⑥参照	

	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
技術提案	施工計画等	施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び各種課題への対応方法、工夫等	５点
計			満点 38 点

ア　「施工能力等」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。

（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

評価項目		評価基準	期間	評価点の配点
①	同種工事の施工実績	国の機関が発注した同種工事の施工実績あり	過去 15 年度間	2
		地方公共団体が発注した同種工事の施工実績あり		1
		国・地方公共団体が発注した同種工事の施工実績なし		0
②	同種工事成績評定点の平均	同種工事成績評定点の平均点が 80 点以上	過去３年度間	5
		同種工事成績評定点の平均点が 75 点以上 80 点未満		3
		同種工事成績評定点の平均点が 70 点以上 75 点未満		1
		同種工事成績評定点の平均点が 70 点未満		0
③	低入札価格調査対象工事の有無	低入札価格調査対象工事の実績なし	過去２年度間	3
		低入札価格調査対象工事として受注し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 70 点以上		1
		低入札価格調査対象工事として受注し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 70 点未満		0
④	表彰の有無	農林水産大臣又は林野庁長官からの森林土木工事の表彰の実績あり	過去 10 年度間	3
		森林管理局長からの森林土木工事の表彰の実績あり		1
		表彰の実績なし		0
⑤	「難工事」の実績の有無	難工事の受注実績があり、かつ、当該工事の工事成績評定点が 80 点以上（工事成績評定の対象外としている林道改良工事（路体強化工）の場合は、受注実績あり）	過去３年度間	2

		難工事の受注実績がない、又は、難工事の受注実績があるが、当該工事の工事成績評定点が 80 点未満		0
⑥	主任（監理）技術者の施工経験	過去３年度間に国の機関が発注した森林土木工事に技術者として従事した経験あり		2
		過去３年度間に地方公共団体が発注した森林土木工事に技術者として従事した経験又は、過去 15 年度間に国の機関が発注した森林土木工事の経験あり		1
		過去３年度間に森林土木工事以外の土木工事の経験あり		0
⑦	主任（監理）技術者の保有する資格	１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士、技術士（森林土木）、林業技士（森林土木）の資格あり	現　在	1
		上記の資格なし		0
⑧	継続教育（ＣＰＤ）の取組状況	森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントが 20 点以上の証明あり	過去３年度間	2
		森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントの証明あり		1
		森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントの証明なし		0
⑨	企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害なし	過去２年以内	1
		森林土木工事における死亡災害あり		0

注）　過去３年度間の工事成績評定の平均点の考え方は以下のとおり

①　工事の実績が北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長の発注工事であること。

②　過去３年度間の北海道森林管理局長等の発注工事の施工実績が１工事のみの業者については、その成績に 65 点を加え２で除した点数とする。

ただし、１工事のみの成績が 65 点未満の業者については、その措置を行わない。

イ　「信頼性・社会性」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。

（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

評　価　項　目		評　　価　　基　　準	期　間	評価点の配点
①	当該森林管理（支）署管内の市町村所在地における施工実績の有無	当該工事を発注する森林管理（支）署管内の市町村内所在地における国・地方公共団体が発注した森林土木工事の施工実績あり	過去 15 年度間	1
		上記の施工実績なし		0
②	災害協定等に基づく活動実績の有無	森林管理局と締結した災害協定等に基づく活動実績あり	過去２年度間	2
		森林管理局以外と締結した災害協定等に基づく活動実績あり		1
		上記の活動実績なし		0
③	分収造林など国土緑化活動に対する取り組み	国有林において、分収造林等の契約や植樹活動等の活動実績あり	過去 10 年度間	2
		国有林以外において、分収造林等の契約や植樹活動等の活動実績あり		1
		上記の活動実績なし		0

④	ボランティア活動の実績の有無	国有林におけるクリーン作戦、林道沿線の刈払い等の活動実績あり	過去２年度間	2
		国有林以外におけるクリーン作戦、林道沿線の刈払い等の活動実績あり		1
		上記の活動実績なし		0
⑤	週休２日の取組実績の有無	森林土木工事における週休２日の取組実績証明書の通知を受けた実績あり	過去１年度間	1
		上記の取組実績なし		0
⑥	ワーク･ライフ･バランス等の推進の取組	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等） ・次世代法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定） ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定） 上記のいずれかの認定あり		2
		上記の認定なし		0
⑦	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】		2
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】		
		上記の該当なし		0
	賃上げの達成の有無	賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間に該当する		－３
		上記の該当なし		0

ウ　「技術提案」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

評　価　項　目	評　価　基　準	評価点の配点
本工事における施工計画等	施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び各種課題への対応が適切であり、工夫が見られる	5
	施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び各種課題への対応が適切であるが、工夫が見られない	3
	上記に該当しない	0

② 本工事の施工体制評価点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評　価　基　準	配点
品質確保の実効性	工事の施工に必要となるすべての費用が適切に計上されており、工事費の積算内訳が十分に合理的かつ現実的なものと認められる	15 点
	工事の施工に必要となるすべての費用が計上されており、工事費の積算内訳が概ね合理的かつ現実的なものと認められる。	５点
	工事の施工に必要となるすべての費用が計上されておらず、工事費の積算内訳が合理的かつ現実的なものと認められない。	０点
施工体制確保の確実性	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が十分確保されていると認められる。	15 点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が概ね確保されていると認められる。	５点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が確保されていると認められない。	０点
施工体制評価点の合計（最大値）		30 点

(4)　賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別」を提出する。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

(5)　賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（事業年度の終了月）の末日から起算して３ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計

表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の３月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから１年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後３ヶ月以内
・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から３ヶ月以内
・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合において、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から１年間の賃上げ実績を評価することができる。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から１年間の賃上げ実績を評価することができる。

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績をすることができる書類等とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札のおける加点に１点を加えた点を減点とするものとし、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には、０点と見なす。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

(6)　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が１千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内

で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ　評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

③　予定価格が１千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17. に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(7)　技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、北海道森林管理局の技術審査会において行う。

(8)　評価内容の担保等

①　入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。

②　工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

③　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

④　技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

⑤　受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数１件につき、工事成績評定点を３点減ずるものとする。

⑥　入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない

(9)　施工体制の審査・評価に関するヒアリング

①　どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、入札者のうち調査基準価格を下回る価格で入札した者について、次のとおりヒアリングを実施する。

ア　期間　下記②の追加資料提出期限の翌日から５日以内

イ　場所　上川南部森林管理署　会議室
北海道空知郡南富良野町字幾寅
電話：050-3160-5750

ウ　その他　入札者別のヒアリングの日時及び場所は、追って連絡する。

②　入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、申請書及び資料とは別に、①のヒアリングのため、以下の追加資料の提出を求める。

ア　提出先　上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
北海道空知郡南富良野町字幾寅　電話：050-3160-5750
メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp

イ　提出期限　追加資料の提出要請日の翌日から３日以内（休日を含まない。）
なお、追加資料の提出要請は改めて行う。
ウ　提出方法　原則として電子メールにより提出すること。
エ　提出資料
(ｱ)　当該価格で入札した理由
(ｲ)　積算内訳書（コスト縮減額調書①を兼ねる）
(ｳ)　内訳書に対する明細書（コスト縮減額調書②を兼ねる）
(ｴ)　一般管理費等の内訳書
(ｵ)　ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書
(ｶ)　下請予定業者一覧表
(ｷ)　配置予定技術者名簿
(ｸ)　手持ち工事の状況（対象工事現場付近、対象工事関連）
(ｹ)　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
(ｺ)　手持ち資材の状況
(ｻ)　資材購入予定先一覧
(ｼ)　手持ち機械の状況
(ｽ)　機械リース元一覧
(ｾ)　労務者の確保計画
(ｿ)　工種別労務者配置計画
(ﾀ)　建設副産物の搬出地
(ﾁ)　建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
(ﾂ)　品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
(ﾃ)　安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）
(ﾄ)　信用状況の確認（過去５年間）
(ﾅ)　施工体制台帳
(ﾆ)　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
③　施工体制の審査・評価に関する追加資料の作成及び提出、並びに施工体制の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。
④　提出された追加資料は、返却しない。
⑤　提出された追加資料の差し替え及び資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に提出を求めている資料がない場合は、資料の不備として提出がなかったものとみなす。

9．入札説明書に対する質問
(1)　この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
①　受領期間：令和８年１月 23 日から令和８年２月 24 日まで
②　提出先　：上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
電話：050-3160-5750
メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp
③　提出方法：原則として電子メールによる。（様式自由）

(2)　(1)の質問に対する回答は、令和８年３月２日までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/kamikawananbu/situmon_kaitou.html

10．入札及び開札の日時及び場所等
(1)　電子入札システムによる場合

入札開始日時　令和８年２月 26 日　８時 30 分
入札締切日時　令和８年３月３日　９時 00 分

(2)　持参による入札の場合は、令和８年３月３日　９時 00 分に上川南部森林管理署　会議室へ持参の上、入札すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3)　開札は、令和８年３月３日　９時 00 分に上川南部森林管理署　会議室において行う。

11．入札方法等

(1)　入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

12．入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金：免除

(2)　契約保証金：納付（保管金の取扱店　上川南部森林管理署歳入歳出外現金出納官吏）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

①　利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行札幌東代理店）

②　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁　上川南部森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の１以上とする。

なお、電子証書等（電磁的記録により発行された保証証書等をいう。）を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

13．工事費内訳書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価及び金額については、必ず記載すること。

また、材料費、労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約の

うち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金について、工事費内訳書に明記すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が10ＭＢを超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が10ＭＢを超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ｱ) 電子メールで提出する旨の表示

(ｲ) 書類の目録

(ｳ) 書類のページ数

(ｴ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は次のとおりとする。

上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-5750

メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

・Microsoft Word

・Microsoft Excel

・その他のアプリケーションPDFファイル

・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式

・圧縮ファイルZIP形式

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、北海道森林管理局競争契約入札心得第７条第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札は無効とする。

(3) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

14. 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第１第１項の規定に基づく指名停止若しくは第 10 の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者（当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。）及び当該ヒアリングに当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事実績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。

(2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。

(3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和８年３月 12 日　17 時 00 分

② 提 出 先：上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
電話：050-3160-5750
メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(2)　分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和８年３月 24 日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3)　(1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
①　閲覧期間：令和８年３月 27 日から令和９年３月 31 日まで
②　方　　法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/kamikawananbu/situmon_kaitou.html

(4)　(2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。
①　提出期限：(2)の回答書を受け取った日から７日（休日を除く。）以内
②　提 出 先：(1)の②に同じ。
③　提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(5)　再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6)　分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
①　申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
②　申立てが認められると判断されたときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

19．契約書作成の要否等
本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。
電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出しなければならない。
電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。
紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により契約書を作成し、（落札者が決定したときは、遅滞なく（７日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。

20．支払条件
①　前金払　（有○・無）（※請負代金額が 300 万円未満の場合は対象とならない）
②　中間前金払及び部分払　中間前金払　（有・無○）
部分払　（有・無○）
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成７年 11 月 28 日付け７林野管第 161 号林野庁長官通知）別添２の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第４条第２項中「10 分の１」を「10 分の３」に、第４項中「10 分の１」を「10 分の３」に、第 46 条第２項中「10 分の１」を「10 分の３」に読み替えるものとする。
また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第 35 条

第１項中「10 分の４」を「10 分の２」に、第５項中「10 分の４」を「10 分の２」に、「10 分の６」を「10 分の４」に、第６項及び第７項中「10 分の５」を「10 分の３」に、「10 分の６」を「10 分の４」に、読み替えるものとする。

③ 前払金の保証証書の電子化

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

21. 関連情報を入手するための照会窓口

〒079-2401　北海道空知郡南富良野町字幾寅
上川南部森林管理署　総務グループ（経理担当）
電話：050-3160-5750
メールアドレス：h_kamikawananbu@maff.go.jp

22. その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　落札者は、6.（3)の技術提案書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること（6.（3)のなお書きの場合を除く。）。

(3)　電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、８時 30 分から 18 時 00 分まで稼働している。

(4)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
農林水産省電子入札センターヘルプデスク
受付時間：９時から 16 時（12 時から 13 時までを除く。）
電話：048-254-6031
メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

(5)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(6)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(7)　森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業施工管理基準については、北海道森林管理局ホームページを参照すること。

(8)　競争参加資格等で求める「過去○年以内」、「過去○年間」の年とは、会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去 15 年以内」、「過去３年間」等とあるものは、それぞれ「過去 15 年度以内」、「過去３年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去 15 年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去

１５年度の期間をいう。

(9)　一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。

(10)　入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策　推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(11)　調査基準価格等を下回った場合、入札書の提出後における事情聴取等に応じないなど調査に協力しないときは、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

別紙

（紙契約方式への変更承諾願 記載例）

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官

○○森林管理署長　○○　○○　殿

住　　所

商号又は名称　○○株式会社

代　表　者　代表取締役社長

○○　○○

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の○○○○○○工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

別表

1　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3　添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5　その他未提出又は不備がある場合		

工事請負契約書（案）

1　工 事 名　　ペンケシュール沢ほか治山工事
2　工事場所　　北海道勇払郡占冠村占冠　上川南部森林管理署　1126林班ほか
3　工　　期　　令和　年　月　日から
　　令和８年12月９日まで
4　工事を施工しない日　　定めなし
　工事を施工しない時間帯　定めなし
5　請負代金額　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）
6　契約保証金額　　円
7　前 金 払　　請負代金額の10分の４以内
8　あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
　〔　　〕建設工事紛争審査会
9　選択条項　　別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第４条第１項第３号
	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
	［　　］主任技術者 ［　　］監理技術者		第10条第１項第２号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第１項
×	中間前金払		第35条第５項
×	部分払	回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

10　建設発生土の搬出先等　建設発生土の搬出先仕様書に定めるとおり

11　解体工事に要する費用等　該当なし

12　特約事項

（１）工事の検査において、契約書に添付した技術提案書（様式５）に記載してある内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、その履行に係る部分は、工事完成日以降においても引き続き存続する。

（２）提案された内容のうち、その性格から履行されなかった場合に再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害補償等を求めるものとする。

また、再度の施工が可能な場合には、再度施工を行うものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　（住所）北海道空知郡南富良野町字幾寅
（氏名）分任支出負担行為担当官
上川南部森林管理署長　三浦　康和　㊞

受注者　（住所）○○郡○○町○○
（氏名）○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○　㊞

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙２

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

１　分別解体等の方法

	工　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２　解体工事に要する費用（直接工事費）　　該当なし　　円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

３　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

４　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　該当なし　　円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

特記仕様書

〇石材（砕石、砂利、玉石等）、生コンクリートの調達について

資　材　名	規　　格	調達地域等
購入土	普通土	南富良野町
切込砕石	0～80 ㎜	日高町
生コンクリート	Ｃ－４Ｐ	占冠地区
生コンクリート	Ｃ－４	占冠地区

（１）調達地域の変更による設計変更について

本工事で使用する上記資材については、右欄に記載の調達地域等から調達することを想定しているが、当該調達地域以外から調達せざるを得ない理由から設計変更の協議を行いたい場合には、協議願書に次のアからオに示す資料を添付のうえ事前に監督職員と協議するものとする。

ア　当該地域以外から調達せざるを得ない理由
（地域内に当該資材が無い旨を証明する資料）

イ　当該地域以外から購入及び輸送する建設資材の製造・生産工場の名称及び品質規格証明書

ウ　製造・生産工場を選定した理由（調達できる最低価格であることを証明する資料）

エ　見積書

オ　その他監督職員が必要とする事項

（２）調達に係る支出実績を踏まえた設計変更について

上記資材について、発注者の設計単価と実際の購入費用及び輸送費等に要した費用に差異がある場合は、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、その費用について設計変更の協議を行うことができる。

証明書類の確認及び設計変更は、次のとおりとする。

ア　資材の購入費用

受注者は、協議願書に次の書類を添付のうえ監督職員と協議する。

①　対象となる資材の数量、金額等について整理した集計表（参考：様式１）

②　取引価格が証明できる資料（契約書等）の写し

③　使用証明資料（納品書、領収書等）の写し

（下請業者が対象となる資材を購入した場合は、受注者が下請業者と締結した契約書類、納品書、領収書等、下請業者が資材の製造・生産工場へ建設資材を支払ったことが確認できる全ての証明書類を含む）

上記の提出資料は、本工事名、受注者名、納品者名、使用資材名、規格、納品日、納品数量について記載されていなければならない。

イ　資材の輸送費用

受注者は、対象となる資材を製造・生産している地域（以下「製造地域」）から搬入する場合、協議願書に次の書類を添付のうえ監督職員と協議する。

① 輸送に係る車両の規格、台数、輸送費用等について整理した集計表（参考：様式２）

② 取引価格が証明出来る資料（契約書等）の写し

③ 使用証明資料（納品書、領収書等）の写し

上記の提出資料は、本工事名、受注者名、納品者名、使用資材名、規格、納品日、納品数量について記載されていなければならない。

ウ 監督職員は、原本と写しが同一であるか確認し、全ての資料が整った後、設計変更の適否を判断するものとする。

ただし、輸送にかかる費用は、原則として森林整備保全事業標準歩掛（平成11年４月１日付け林野庁長官通知）等の発注者が用いる積算基準により算出した額を上限とするものとし、これにより難い場合は、監督職員と協議により決定する。

製造地域が２つ以上ある場合は、輸送費も含めた単価の比較を行い、安価となる製造地域を採用する。なお、輸送距離については工事場所までの最短ルートとする。

生コンの輸送単価は見積もりによるものとする。

（３）留意事項

ア 対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、監督職員との協議により、規格の変更が承認された資材については、承認後の規格とする。

イ 取引価格が証明出来る資料（契約書等）や使用証明資料（納品書、領収書等）で必要事項が確認出来ない場合又は原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、契約変更の対象としない。

〇週休２日の取組について

本工事は、現場閉所による週休２日を促進するため、現場閉所による通期の週休２日は必須とし、さらに月単位の週休２日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休２日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休２日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 週休２日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休２日とは、対象期間において、月単位の４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休２日とは、対象期間において、通期の４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ　対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月又は９月を含む工事では夏季休暇分として３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ　現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く）を行う場合を除く。

エ　月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

オ　工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成 29 年３月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第１編第１章第１節１－１－１－２(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ　工事完了とは、標準仕様書第１編第１章第１節１－１－１－２(15)に規定する「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表１に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休２日補正係数」という。）のうち月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表２に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表３に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、通期の４週８休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。通期の４週８休に満た

ないものについては、通期の４週８休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

ただし、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が４週８休に満たないものは、週休２日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表１

現場閉所の状況	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※　見積による単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表２

名　　称	区分	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断･転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去･移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02

法面工		1.02	1.01
吹付枠工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

表３

名　　称	区分	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工事	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.04

(4) 週休２日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の「休日取得計画（実績）書（別途交付）」を作成し、「休日取得計画書」にあっては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、「休日取得実績書」にあっては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完了後）速やかに監督職員へ提出する。

(5) 森林土木工事における週休２日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休２日促進試行工事」である旨を標示板に掲示する。

(6) 週休２日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年３月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。

(7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組むアンケート（別途交付）について記入し、工事完成通知後 14 日以内に発注者へ提出するよ

う協力するものとする。

(8) 工事完成後、４週８休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「週休２日の取組実績証明書」を発行する。

○建設リサイクルについて

1　当該工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づく、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの４品目）を使用する工事である。

2　当該工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づく、分解解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であることから、次の手続きを行うこと。

（１）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく国の機関から都道府県知事への計画の通知について」（平成 14 年５月 30 日付 14 林政政第 156 号）に定める、

「再生資源利用計画書（別表イ）」及び「再生資源利用促進計画書（別表ロ）」を作成し、工事着手前に監督職員に提出すること。

また、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「再生資源化等報告書（別紙様式３）」を監督職員に提出すること。

（２）変更契約に当たり、前に取り交わした「工事請負契約書」の「別紙２　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）」に記載する解体工事に要す費用及び再資源化等に要する費用の内容に変更の必要が生じた場合は、変更した費用を「工事請負契約協定書」に添付する必要があることから、受注者は変更契約前に発注者と協議を行うこと。

○間伐材等を使用したコンクリート型枠用合板について

本工事における型枠資材については、「間伐材や合法性が証明された木材等（以下「間伐材等」という）」を使用したコンクリート型枠用合板を使用すること。

間伐材等を使用したコンクリート型枠用合板を使用しない場合は、工事着手前に使用しない理由を監督職員へ報告し協議を行うこと。その協議の結果、承認された場合については、間伐材等を使用せずに施工することができるものとする。

○現場環境改善費について

１．現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

２．現場環境改善費の実施内容については、次のとおりとする。

（１）下記の表より、実施する項目を選択する。

（２）実施内容は、仮設備関係・安全関係・営繕関係・地域連携のうち、各計上費目ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

３．工事完成時には、現場環境改善費の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	・用水・電力等の供給設備の充実 ・緑化・花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善費（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等）
営繕関係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の快適化 ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む。） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む。） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） ・社会貢献

○熱中症対策に資する現場管理費の補正について

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正に試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア　真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ　工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月又は９月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ　真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 ＝ 工期内の真夏日 ÷ 工期

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法等

ア 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

イ 気温の補正方法

アの気温の計測結果（工事現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難い場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

補正後の気温（℃）＝ 気温（℃）－ 標高差（m）× 0.6／100（m）

※補正後の気温は、小数点第２位四捨五入１位止めとする。

ただし、標高差（m）＝ 工事現場の標高（m）－ 計測箇所の標高（m）（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差は、小数点第１位四捨五入整数止めとする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変

更を行うものとする。

ただし、積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合等と合わせた補正値の上限は2.0%とする。

補正値（%）＝ 真夏日率 × 補正係数※

※補正係数：1.2

○遠隔臨場に関する試行の実施について

本工事は、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行工事」（以下「本試行工事」という。）であり、受注者が希望したうえで試行要領を実施可能な通信環境を確保できる場合には、次により実施するものとする。

（1）実施方法

本試行工事は、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）によるものとする。

（2）効果把握のためのアンケート調査

本試行工事の効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事の受注者を対象にアンケート調査を発注者が求めた場合は協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

○国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板等に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

１　工事看板等の記載内容

地域の暮らしを守るため治山工事を行っています。
国土強靱化対策事業

２　留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要とし、これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

○ウィークリースタンスについて

１．　本工事（業務）は、ウィークリースタンスの対象である。

　実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

２．　ウィークリースタンス実施要領の掲載箇所（北海道森林管理局 HP）

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/keiyakuyakukan.html

建設発生土の搬出先仕様書

1. 搬出先の名称及び所在地

バッタの沢治山工事箇所　下流側
上川南部森林管理署　1127 林班つ小班

2. 位置図

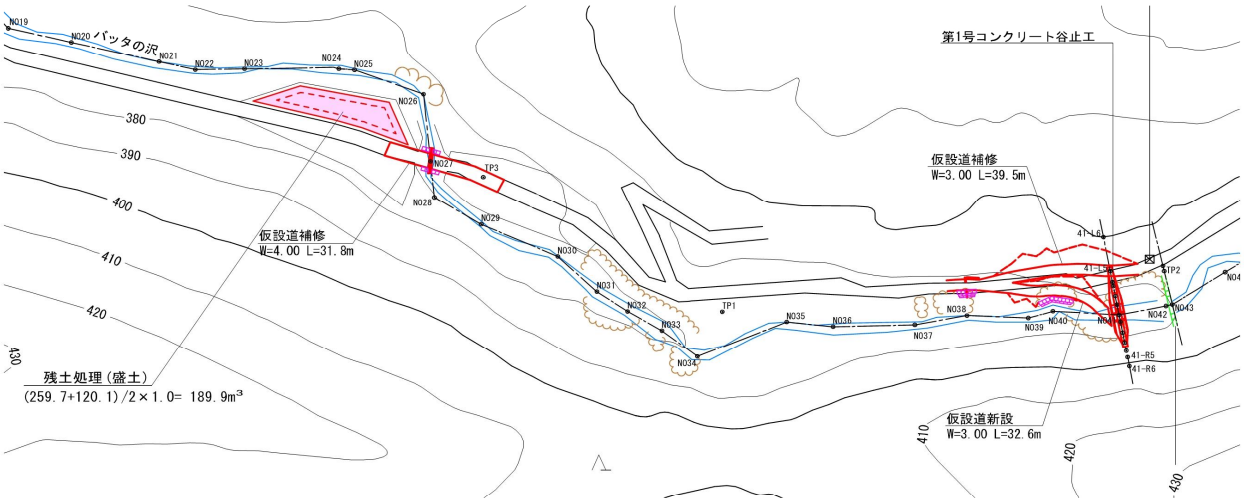

特 記 仕 様 書

（ＩＣＴ活用工事　受注者希望型）

【１】　ＩＣＴ活用工事について

１　ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①の段階は受注者の希望によることとする。対象は、治山ダム工を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工（該当無し）

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

２　受注者は、ＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～７によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

３　治山ダム工等の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

４　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測又は従来手法による起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

また、治山ダム工の関連施工としてＩＣＴ活用工事（土工）等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成は、ＩＣＴ活用工事（土工）等と合わせて行うが、ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ＩＣＴ建設機械による施工

治山ダム工においては該当無し。

④３次元出来形管理等の施工管理

ア　出来形管理

工事の施工管理において、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して、出来形管理を行うものとする。

また、以下（１）～（８）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

（２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（８）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記（１）～（８）のＩＣＴ施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとする。

イ　出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。出来形の算出は、上記アで定める計測技術を用い下記の出来形管理要領による。

・３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

ウ　出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来形整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

①（実施した場合）②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

５　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・

ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6　森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

1　ＩＣＴ活用工事（土工）

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの①～⑤の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事であり、希望した場合は、②④⑤の段階を必ず実施することとし、①③の段階は受注者の希望によることとする。対象は、土工を含む工事とする。

①３次元起工測量
②３次元設計データ作成
③ＩＣＴ建設機械による施工
④３次元出来形管理等の施工管理
⑤３次元データの納品

2　受注者は、土工及び土工以外の工種にＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～７によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

3　土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種についてＩＣＴ活用工事を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測量又は従来手法による起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事又は設計段階での３次元データが活用できる場合は、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

受注者は、ＩＣＴ建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。

ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に３次元設計データを活用するものとする。

ＩＣＴ建設機械による施工においては、②で作成した３次元設計データを用いて、（１）のＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月 31 日　国土交通省告示第 250 号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

（１）３次元ＭＣ又は３次元ＭＧ建設機械

ＭＣは、「マシンコントロール」の略称、ＭＧは、「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用い、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、治山・海岸・林道土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を実施する。

出来形管理に当たっては、（１）～（11）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施するものとするが、現場条件により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
（２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（８）施工履歴データを用いた出来形管理

（９）モバイル端末を用いた出来形管理

（10）地上写真測量を用いた出来形管理

（11）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

品質管理に当たっては、受注者は、林道土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要
領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とする。

⑤　３次元データの納品

①（実施した場合）②④により作成した３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

５　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

６　森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

７　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

１　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。対象は、作業土工（床掘）を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工

④３次元出来形管理等の施工管理（該当なし）

⑤３次元データの納品

２　受注者は、作業土工（床掘）及びそれ以外の工種にＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）ま

でに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～６によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

３　作業土工（床掘）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘）以外の工種についてＩＣＴ活用工事を提案・協議した場合は、作業土工（床掘）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

４　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測量又は従来手法による起工測量が選択できるものとし、作業土工（床掘）以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

受注者は、ＩＣＴ建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に３次元設計データを活用するものとする。

ＩＣＴ建設機械による施工においては、②で作成した３次元設計データを用いて、（１）のＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月 31 日　国土交通省告示第 250 号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

（１）３次元ＭＣ又は３次元ＭＧ建設機械

ＭＣは、「マシンコントロール」の略称、ＭＧは、「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術又

は、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、治山・海岸・林道土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤３次元データの納品

①(実施した場合)②により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

５　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

６　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

１　ＩＣＴ活用工事（法面工）

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。対象は、法面工、法面整形工を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工（法面整形工）

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

２　受注者は、ＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～７によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

３　法面工等の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

４　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測量又は従来手法による起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

起工測量に当たっては、現場条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計

測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

また、法面工の関連施工としてＩＣＴ活用工事（土工）等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する３次元データを活用する場合も、ＩＣＴ活用工事とする。

また、３次元設計データ作成は、ＩＣＴ活用工事（土工）等と合わせて行うが、ＩＣＴ活用工事（法面工）の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、３次元設計データの作成は必須としない。

③ＩＣＴ建設機械による施工

受注者は、ＩＣＴ建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に３次元設計データを活用するものとする。

ＩＣＴ建設機械による施工においては、②で作成した３次元設計データを用いて、以下のＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月 31 日　国土交通省告示第 250 号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

・３次元ＭＣ又は３次元ＭＧ建設機械

ＭＣは、「マシンコントロール」の略称、ＭＧは、「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用い、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、治山・海岸・林道土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④３次元出来形管理等の施工管理

ア　出来形管理

工事の施工管理において、以下の（１）～（10）から選択（複数選択可）して、出来形管理を行うものとする。

出来形管理に当たっては、面的な３次元データの計測による管理を実施するものとするが、現場条件により管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

また、以下（１）（２）（６）（７）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

（２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（８）施工履歴データを用いた出来形管理（土工）※

（９）地上写真測量を用いた出来形管理（土工）※

（10）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

※法面整形工のみ

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記（１）～（10）のＩＣＴ施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとする。

イ　出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記アで定める計測技術を用い下記の出来形管理要領による。

・３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

ウ　出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来形整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

①（実施した場合）②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

５　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・

ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6　森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

1　ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥未満）

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。対象は、土工を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

2　受注者は、土工においてＩＣＴ施工技術を活用できる。ＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～７によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

3　土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種についてＩＣＴ活用工事を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測量又は従来手法による起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事又は設計段階での３次元データが活用できる場合は、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量
（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

受注者は、ＩＣＴ建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に３次元設計データを活用するものとする。

ＩＣＴ建設機械による施工においては、②で作成した３次元設計データを用いて、（１）のＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月 31 日　国土交通省告示第 250 号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

（１）３次元MG建設機械

MGは、「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、治山・海岸・林道土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④３次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、出来形管理に当たっては、以下の（１）～（11）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施するものとするが、現場条件により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

（１）モバイル端末を用いた出来形管理
（２）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
（３）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
（５）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
（６）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
（７）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（８）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（９）施工履歴データを用いた出来形管理（土工）

（10）地上写真測量を用いた出来形管理（土工）

（11）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

⑤３次元データの納品

①（実施した場合）②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

5　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6　森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

1　ＩＣＴ活用工事（小規模土工）

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。対象は、土工を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

2　受注者は、小規模土工においてＩＣＴ施工技術を活用できる。ＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～７によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

3　土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種についてＩＣＴ活用工事を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測量又は従来手法による起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事又は設計段階での３次元データが活用できる場合は、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②　３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

受注者は、ＩＣＴ建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に３次元設計データを活用するものとする。

ＩＣＴ建設機械による施工においては、②で作成した３次元設計データを用いて、以下のＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月 31 日　国土交通省告示第 250 号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

・３次元ＭＧ建設機械

ＭＧは、「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、治山・海岸・林道土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④３次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、出来形管理に当たっては、以下の（１）～（11）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施するものとするが、現場条件により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（１）モバイル端末を用いた出来形管理

（２）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

（３）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
（５）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
（６）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
（７）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（８）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（９）施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
(10) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工）
(11) その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

⑤３次元データの納品

①（実施した場合）②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

5　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6　森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

1　ＩＣＴ活用工事（擁壁工）

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下の段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①の段階は受注者の希望によることとする。対象は、擁壁工を含む工事とする。

①３次元起工測量
②３次元設計データ作成
③ＩＣＴ建設機械による施工（該当無し）
④３次元出来形管理等の施工管理
⑤３次元データの納品

2　受注者は、ＩＣＴ活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に４～７によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。

3　擁壁工等の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容、数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等について施工計画書に記載するものとす

る。

4　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ＩＣＴを用いた起工測量又は従来手法による起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

また、擁壁工等の関連施工としてＩＣＴ活用工事（土工）等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成は、ＩＣＴ活用工事（土工）と合わせて行うが、ＩＣＴ活用工事（擁壁工）の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ＩＣＴ建設機械による施工

擁壁工においては該当無し。

④３次元出来形管理等の施工管理

ア　出来形管理

工事の施工管理において、以下の（１）～（８）から選択（複数選択可）して、出来形管理を行うものとする。

また、以下（１）（２）（６）（７）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

（２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

（４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

（５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

（６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（８）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記（1）～（8）のＩＣＴ施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとする。

イ　出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記アで定める計測技術を用い下記の出来形管理要領による。

・３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

ウ　出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来形整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

①（実施した場合）②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

5　ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6　森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7　本特記仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

【２】　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

1　図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

【３】　ＩＣＴ活用工事の費用について

1　受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む。）までに土工及び土工以外の工種におけるＩＣＴ活用に関する具体的な工事内

容、数量及び対象範囲について発注者と協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の（１）～（９）により計上することとする。

（１）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）試行積算要領

（２）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領

（３）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））試行積算要領

（４）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）試行積算要領

（５）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工 1,000m3 未満）試行積算要領

（６）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（小規模土工）試行積算要領

（７）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（擁壁工）試行積算要領

（８）森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）試行積算要領

（９）その他の工種においては、見積による対応とする。

ただし、３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む。）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

２　施工合理化調査等を実施する場合はこれに協力すること。

令 和 7 年 度

ペンケシュール沢ほか治山工事

本 工 事 費 内 訳 書

北 海 道 森 林 管 理 局

上 川 南 部 森 林 管 理 署

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要	備　考
渓間工（コンクリート谷止工）（ペンケシュール沢）	基	1			費目行	
治山土工		1			工種行	
掘削工		1			種別行	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) 地山の掘削･積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m	m3	514			1号代価表 10頁	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) 地山の掘削･積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m	m3	187			2号代価表 11頁	
埋戻し工		1			種別行	
埋戻し工		1			種別行	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6	m3	593			3号代価表 12頁	
締固め(機械はねつけ後の締固作業) 締固め作業B、1m≦W1＜4m、タンパ及びランマ、振動ローラ(ハンドガイ	m3	191			4号代価表 13頁	
作業土工		1			種別行	
土砂掘削面整形 粘性､礫質土	m2	1			5号代価表 14頁	
土砂掘削面整形 軟岩(Ⅰ)A	m2	162			6号代価表 15頁	
残土処理工	式	1			種別行	
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤 普通11t 仕上り厚0.3m	m3	107			7号代価表 16頁	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量		単価		金額	摘要	備考
治山ダム工		1					工種行	
コンクリート谷止工		1					種別行	
ｸﾚｰﾝ車類投入打設 C-4、無筋構造物	m3	554	300				8号代価表 17頁	
丸太式残存型枠工(治山ﾀﾞﾑ用) 長3.65m以下末口径13cm(厚さ10cm)未満皮はぎ加工含む	m2	315					9号代価表 18頁	
治山ﾀﾞﾑ型枠 設置･撤去 ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝなし	m2	381					10号代価表 19頁	
【施行パ】目地板 30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)	m2	45	900				11号代価表 20頁	
止水板設置 止水板 CF幅300mm厚7mm	m	22	500				12号代価表 21頁	
円形水抜き 円形型枠 Φ500mm	箇所	4					13号代価表 22頁	
足場工(ｷｬｯﾄｳｫｰｸ)	m	340					14号代価表 23頁	
鉄筋加工 鉄筋径16~25mm 異形棒鋼SD295D161	t	1	500				15号代価表 24頁	
治山ﾀﾞﾑ 鉄筋建込(水平打継面処理) U型（フックなし）、D型（フックあり）	本	573					16号代価表 25頁	
植生ﾈｯﾄ工 最大法長3.0m以上	m2	96	300				17号代価表 26頁	
手すり 幅303×Φ19	個	2						
渓間工付属設物設置工		1					工種行	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
堤名板取付工		1			種別行	
堤名板[B型]設置 （普通作業員）	枚	1			18号代価表 27頁	
仮設工	式	1			費目行	
仮設工【任意仮設】		1			工種行	
土留・仮締切工		1			種別行	
廻排水工(治山ダム用) 硬質塩化ビニル管　φ600mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去	m	48			19号代価表 28頁	
大型土のう工　製作･設置・撤去 耐候性大型土のう、バックホウ	袋	12			20号代価表 29頁	
土のう締切工 48*62cm	m2	4			21号代価表 30頁	
水替工		1			種別行	
ﾎﾟﾝﾌﾟ運転(作業時排水) 小口径 発動発電機 排水量7以上30m3/h未満(ﾎﾟﾝﾌﾟ径100mm*1台)	日	54			22号代価表 31頁	
水替ﾎﾟﾝﾌﾟ据付･撤去(小口径) 揚程10m以下 排水7以上30m3/h未満 ﾎﾟﾝﾌﾟ口径100mm	箇所	3			23号代価表 32頁	
工事用道路工		1			種別行	
仮設道新設 地山傾斜15°以下　礫質土　掘削押土敷均し：ブルドーザ15ｔ級　側溝	m	35			24号代価表 33頁	
仮設道新設 地山傾斜20°超え25°以下　礫質土　掘削押土敷均し：ブルドーザ15ｔ	m	1			25号代価表 34頁	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
切込砕石　運搬・敷均し 切込砕石(0～80mm)、運搬距離L=26.7km、ダンプトラック10t、良好、ブ	m3	18			26号代価表 35頁	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) 地山の掘削･積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m	m3	5			1号代価表 10頁	
通勤路補修　盛土 ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6	m3	189			27号代価表 36頁	
購入土運搬 普通土、ルーズ状態、ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t、片道22.7km、BH山積0.80m3、良好	m3	221			28号代価表 37頁	
直接工事費	式	1				
共通仮設費計	式	1				
共通仮設費(率計上)	式	1				
現場環境改善費(率計上)	式	1				
純工事費	式	1				
現場管理費	式	1				
工事原価	式	1				
渓間工（コンクリート谷止工）（バッタの沢）	基	1			費目行	
治山土工		1			工種行	
掘削工		1			種別行	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量		単価		金額	摘要	備考
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込、積込) 地山の掘削･積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m	m3	56					1号代価表 10頁	
掘削　軟岩（Ｉ）Ｂ 大型ブレーカ・軟岩ＩＢ 油圧式1300kg級、バックホウ・ﾙｰｽﾞな状態の積	m3	185					29号代価表 38頁	
埋戻し工		1					種別行	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込、積込) ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6	m3	238					3号代価表 12頁	
締固め(機械はねつけ後の締固作業) 締固め作業B、1m≦W1＜4m、タンパ及びランマ、振動ローラ(ハンドガイ	m3	43					4号代価表 13頁	
作業土工		1					種別行	
岩盤清掃	m2	92					30号代価表 39頁	
残土処理工	式	1					種別行	
残土処理工　粘性土・砂・砂質土・礫質土【床掘発生土】 不整地運搬車運搬6t、片道0.22km、ブルドーザ普通11t 仕上り厚0.3m	m3	3					31号代価表 40頁	
残土処理工　粘性土・砂・砂質土・礫質土【工事用道路発生土】 不整地運搬車運搬6t、片道0.2km、ブルドーザ普通11t 仕上り厚0.3m	m3	183					32号代価表 41頁	
治山ダム工		1					工種行	
コンクリート谷止工		1					種別行	
コンクリートポンプ車打設 標準日打設量　30≦V<45m3/日、圧送管組立･撤去有、C-4P、コンクリー	m3	224	900				33号代価表 42頁	
丸太式残存型枠工(治山ﾀﾞﾑ用) 長3.65m以下末口径13cm(厚さ10cm)未満皮はぎ加工含む	m2	97	100				9号代価表 18頁	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量		単価		金額	摘要	備考
治山ﾀﾞﾑ型枠 設置･撤去 ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝなし	m2	120	100				10号代価表 19頁	
【施工パ】目地板 30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)	m2	16	900				34号代価表 43頁	
止水板設置 止水板 CF幅300mm厚7mm	m	7	700				12号代価表 21頁	
円形水抜き 円形型枠 Φ400mm	箇所	2					35号代価表 44頁	
足場工(ｷｬｯﾄｳｫｰｸ)	m	135					14号代価表 23頁	
鉄筋加工 鉄筋径16~25mm 異形棒鋼SD295D161	t	0	500				15号代価表 24頁	
治山ﾀﾞﾑ 鉄筋建込(水平打継面処理) U型（フックなし）、D型（フックあり）	本	189					16号代価表 25頁	
植生ﾈｯﾄ工 最大法長3.0m以上	m2	20	600				17号代価表 26頁	
手すり 幅303×Φ19	個	2						
間詰工		1					種別行	
コンクリートポンプ車打設 標準日打設量 30≦V<45m3/日、圧送管組立･撤去有、C-4P、コンクリー	m3	23	900				33号代価表 42頁	
治山ﾀﾞﾑ型枠 設置･撤去 ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝなし	m2	20	500				10号代価表 19頁	
岩盤清掃	m2	52					30号代価表 39頁	
渓間工付属設物設置工		1					工種行	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
堤名板取付工		1			種別行	
堤名板[B型]設置 （普通作業員）	枚	1			18号代価表 27頁	
仮設工	式	1			費目行	
仮設工【任意仮設】		1			工種行	
土留・仮締切工		1			種別行	
廻排水工(治山ダム用) 硬質塩化ビニル管　φ600mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去	m	8			36号代価表 45頁	
大型土のう工　製作･設置・撤去 耐候性大型土のう、バックホウ	袋	6			20号代価表 29頁	
土のう締切工 48*62cm	m2	1			21号代価表 30頁	
水替工		1			種別行	
ﾎﾟﾝﾌﾟ運転(作業時排水) 小口径 発動発電機 排水量7以上30m3/h未満(ﾎﾟﾝﾌﾟ径100mm*1台)	日	17			22号代価表 31頁	
水替ﾎﾟﾝﾌﾟ据付･撤去(小口径) 揚程10m以下 排水7以上30m3/h未満 ﾎﾟﾝﾌﾟ口径100mm	箇所	2			23号代価表 32頁	
仮設工（工事用道路）【指定仮設】		1			工種行	
工事用道路工		1			種別行	
切込砕石　運搬・敷均し 切込砕石(0～80mm)、運搬距離L=25.9km、ダンプトラック10t、良好、ブ	m3	19			37号代価表 46頁	

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
大型土のう工　製作･設置・撤去 耐候性大型土のう、バックホウ	袋	49			20号代価表 29頁	
廻排水工(工事用道路補修用) 波状管φ400mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去	m	14			38号代価表 47頁	
廻排水工(工事用道路補修用) 波状管φ200mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去	m	6			39号代価表 48頁	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) 地山の掘削･積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m	m3	334			1号代価表 10頁	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6	m3	152			3号代価表 12頁	
直接工事費	式	1				
共通仮設費計	式	1				
共通仮設費(率計上)	式	1				
現場環境改善費(率計上)	式	1				
純工事費	式	1				
現場管理費	式	1				
工事原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
一般管理費等計	式	1				

ペンケシュール沢ほか治山工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
工事価格	式	1						
消費税相当額	式	1						
請負金額	式	1						

令 和 7 年 度

ペンケシュール沢ほか治山工事

金額抜内訳書・代価表

北 海 道 森 林 管 理 局

上 川 南 部 森 林 管 理 署

代価表

ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込、積込)
地山の掘削・積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂・砂質土・粘性土良好

1号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾊﾞｯｸﾎｳ(排対3次) ｸﾛｰﾗ型・山積0.8m3(平積0.6m3)超低騒音型	日	0	556				1号単価表 67頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込)
地山の掘削･積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 岩塊･玉石･軟岩(Ⅰ)A、 良好

2号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾊﾞｯｸﾎｳ(排対1次) ｸﾛｰﾗ型･山積0.8m3(平積0.6m3)超低騒音型	日	0	667				2号単価表 68頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込、積込)
ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂･砂質土･粘性土･礫質土 良好

3号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾊﾞｯｸﾎｳ(排対3次) ｸﾛｰﾗ型･山積0.8m3(平積0.6m3)超低騒音型	日	0	500				1号単価表 67頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

4号代価表

締固め(機械はねつけ後の締固作業)
締固め作業B、1m≦W1＜4m、タンパ及びランマ、振動ローラ(ハンドガイド式)

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
普通作業員	人	0	320					
ﾀﾝﾊﾟ及びﾗﾝﾏ(賃料) 質量60~80kg長期割引	日	0	030				3号単価表 69頁	
振動ﾛｰﾗ(賃料) 質量0.5~0.6t長期割引	日	0	160				4号単価表 70頁	
計								
1 m3 当り								

土砂掘削面整形
粘性、礫質土

代価表

5号代価表

100 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	400					
普通作業員	人	2	300					
計								
1 m2 当り								

代価表

土砂掘削面整形
軟岩(Ⅰ)A

6号代価表

100 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	700					
普通作業員	人	3	700					
計								
1 m2 当り								

代価表

ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤
普通11t 仕上り厚0.3m

7号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ(排対1次) 普通11t級	時間	2	632				5号単価表 71頁	
普通作業員	人	0	200					敷均し補助
計								
1 m3 当り								

代価表

ｸﾚｰﾝ車類投入打設
C-4、無筋構造物

8号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
ｸﾚｰﾝ車類投入打設(治山) 無筋構造物 C-4混B	m3	1			40号代価表 49頁	
打継面清掃工	m3	1			41号代価表 50頁	
養生工 無筋構造物 一般養生	m3	1			42号代価表 51頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

丸太式残存型枠工(治山ﾀﾞﾑ用)
長3.65m以下末口径13cm(厚さ10cm)未満皮はぎ加工含む

9号代価表

100 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	4	600					[1]
型わく工	人	6	300					[1]
普通作業員	人	17	800					[1]
太鼓落材 長3.65m以下 末口径13cm(厚さ10cm)未満皮はぎ加工含む	m3	11	800					
材料費(各種)	式	1						内部支保用資材
諸雑費 [1]	%	23					諸雑費	持上(下)げ機械、電気ﾄﾞﾘﾙ、丸太の切り揃え等
計								
1 m2 当り								

代価表

治山ﾀﾞﾑ型枠 設置･撤去
ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝなし

10号代価表

10 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	290					[1]
型わく工	人	1	570					[1]
普通作業員	人	1	360					[1]
諸雑費 [1]	%	40					諸雑費	型枠材(鋼製又は合板)、電力等
計								
1 m2 当り								

代価表

【施行パ】目地板
30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)

(　　11号代価表　　)

1 m2当り

	名　称　・　規　格	構成比	積算地区単価	名　称　・　規　格（基準地区単価）	基準地区単価	備　　考
R		66.53				
R1	普通作業員	48.92		普通作業員		
R2	土木一般世話役	17.28		土木一般世話役		
Z		33.47				
Z1	目地材（樹脂発泡体） Ｔ１０ｍｍ　１５倍	33.47		瀝青繊維質目地板 厚さ10mm		

代価表

止水板設置
止水板 CF幅300㎜厚7㎜

12号代価表

10 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
止水板 CF　幅300㎜ 厚7㎜	m	10	700					
土木一般世話役	人	0	300					
普通作業員	人	0	800					
計								
1 m 当り								

代価表

円形水抜き
円形型枠　Φ500mm

13号代価表

1 箇所当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
水抜パイプ取付（共通） φ20cm以上　パイプ別途	個所	1					43号代価表 52頁	
円形型枠（紙製） 円形型枠　内径５００×Ｔ７．１×Ｌ４ｍ	m	2	520					設計数量×1.05＝2.52 損耗量5%
計								
1 箇所 当り								

足場工(ｷｬｯﾄｳｫｰｸ)

代価表

14号代価表

10 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	100					[1]
とび工	人	0	400					[1]
普通作業員	人	0	400					[1]
諸雑費 [1]	%	21					諸雑費	斜面用足場ブラケット、丸ﾊﾟｲﾌﾟ、直交ｸﾗﾝﾌﾟ等
計								
1 m 当り								

代価表

鉄筋加工
鉄筋径16~25mm 異形棒鋼SD295D161

15号代価表

1 t 当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
異形棒鋼 異形棒鋼　ＳＤ２９５　Ｄ１６　１．５６ｋｇ／ｍ	t	1	030					
土木一般世話役	人	0	200					加工 [1]
鉄筋工	人	0	900					加工 [1]
普通作業員	人	0	600					加工 [1]
諸雑費 [1]	%	2					諸雑費	加工（鉄筋加工機、ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ等）
計								
1 t 当り								

代価表

治山ﾀﾞﾑ 鉄筋建込(水平打継面処理)
U型（フックなし）、D型（フックあり）

16号代価表

100 本当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	180					
普通作業員	人	0	720					
計								
1 本 当り								

代価表

植生ﾈｯﾄ工
最大法長3.0m以上

17号代価表

100 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	400					[1]
法面工	人	1						[1]
普通作業員	人	0	600					[1]
植生シート 植生シート　肥料袋無　一重ネット　標準品	m2	120						
アンカーピン 補助アンカーピン　径９　Ｌ＝２００ｍｍ	本	300						
諸雑費 [1]	%	6					諸雑費	仮設ﾛｰﾌﾟ等の損耗費
計								
1 m2 当り								

代価表

18号代価表

堤名板[B型]設置
（普通作業員）

1 枚当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
堤名板（B型） 400×550×12㎜ｱﾙﾐﾆｳﾑ軽合金	枚	1						
普通作業員	人	0	140					
計								
1 枚 当り								

代価表

19号代価表

廻排水工(治山ダム用)
硬質塩化ビニル管　φ600mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去

100 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
普通作業員	人	2	250					
土木一般世話役	人	0	750					
硬質ポリ塩化ビニル管　ＶＵ 呼び径６００　定尺４ｍ	m	55	550					101×(55%)＝55.55 [1]
諸雑費 [1]	%	12					諸雑費	
計								
1 m 当り								

代価表

大型土のう工　製作･設置・撤去
耐候性大型土のう、バックホウ

20号代価表

1 袋当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
大型土のう工 流用土 製作･設置	袋	1					44号代価表 53頁	
大型土のう工 撤去	袋	1					45号代価表 54頁	
計								
1 袋 当り								

代価表

土のう締切工
48*62cm

21号代価表

10 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ポリエチレン製土のう ４８×６２ｃｍ	枚	170						
普通作業員	人	6						
計								
1 m2 当り								

代価表

ﾎﾟﾝﾌﾟ運転(作業時排水) 小口径 発動発電機
排水量7以上30m3/h未満(ﾎﾟﾝﾌﾟ径100mm*1台)

22号代価表

1 日当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	0	040					[1]
普通作業員	人	0	050					[1]
発動発電機(賃料) 出力15kVA	日	1					6号単価表 72頁	[1]
諸雑費 [1]	%	8					諸雑費	ﾎﾟﾝﾌﾟ配管材料損料、水中ﾎﾟﾝﾌﾟ賃料
計								
1 日 当り								

代価表

23号代価表

水替ﾎﾟﾝﾌﾟ据付･撤去(小口径) 揚程10m以下
排水7以上30m3/h未満 ﾎﾟﾝﾌﾟ口径100mm

1 箇所当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	320					
普通作業員	人	1	040					
ﾊﾞｯｸﾎｳ(賃料) 山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t長期割引	日	0	240				7号単価表 73頁	
計								
1 箇所 当り								

代価表

仮設道新設
地山傾斜15°以下　礫質土　掘削押土敷均し：ブルドーザ15ｔ級　側溝なし

24号代価表

100 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ(排対1次) 普通15t級	時間	0	500				8号単価表 74頁	
普通作業員	人	0	060					
計								
1 m 当り								

代価表

仮設道新設
地山傾斜20°超え25°以下　礫質土　掘削押土敷均し：ブルドーザ15ｔ級　側溝なし

25号代価表

100 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ(排対1次) 普通15t級	時間	2	300				9号単価表 75頁	
普通作業員	人	0	300					
計								
1 m 当り								

代価表

切込砕石　運搬・敷均し
切込砕石(0～80mm)、運搬距離L=26.7km、ダンプトラック10t、良好、ブルドーザー11t、仕上り厚0.2m、

26号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
切込砕石 0～80mm	m3	1				
ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t 土砂類 片道26.7km BH山積0.80m3	m3	1			46号代価表 55頁	
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均し 路床 普通11t 仕上り厚0.2m 普通	m3	1			47号代価表 56頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

通勤路補修　盛土
ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂･砂質土･粘性土･礫質土 良好 ブルドーザー普通11t 仕上り厚0.3m

27号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込､積込) ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3)	m3	1			3号代価表 12頁	
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤 普通11t 仕上り厚0.3m	m3	1			48号代価表 57頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

28号代価表

購入土運搬
普通土、ルーズ状態、ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t、片道22.7km、BH山積0.80m3、良好

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
購入土 普通土、ルーズ状態	m3	1				
ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t 土砂類 片道22.7km BH山積0.80m3	m3	1			49号代価表 58頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

29号代価表

掘削　軟岩（Ⅰ）B
大型ブレーカ・軟岩ＩＢ 油圧式1300kg級、バックホウ・ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂・砂質土・粘性土・礫質土 良好

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
大型ﾌﾞﾚｰｶ掘削 軟岩ＩＢ 油圧式1300kg級	m3	1			50号代価表 59頁	
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削(掘削積込、積込) ﾙｰｽﾞな状態の積込 山地治山工(B) 渓間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3)	m3	1			3号代価表 12頁	
計						
1 m3 当り						

岩盤清掃

代価表

30号代価表

10 m2当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	100					[1]
普通作業員	人	0	400					[1]
諸雑費 [1]	%	19					諸雑費	
計								
1 m2 当り								

代価表

残土処理工　粘性土・砂・砂質土・礫質土【床掘発生土】
不整地運搬車運搬6t、片道0.22km、ブルドーザ普通11t 仕上り厚0.3m

31号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
不整地運搬車運搬 片道0.22km 粘性･砂･砂質･礫質土	m3	1			51号代価表 60頁	
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤【床掘発生土】 普通11t 仕上り厚0.3m	m3	1			52号代価表 61頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

残土処理工　粘性土・砂・砂質土・礫質土【工事用道路発生土】
不整地運搬車運搬6t、片道0.2km、ブルドーザ普通11t 仕上り厚0.3m

32号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
不整地運搬車運搬 片道0.2km 粘性･砂･砂質･礫質土	m3	1			53号代価表 62頁	
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤 普通11t 仕上り厚0.3m	m3	1			48号代価表 57頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

コンクリートポンプ車打設
標準日打設量　30≦V<45m3/日、圧送管組立･撤去有、C-4P、コンクリート割増率7%、圧送管損料込み、
圧送総延長L=108.8m

33号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設(治山ﾀﾞﾑ) 無筋構造物 30≦V<45m3/日 圧送管組立･撤去有	m3	1			54号代価表 63頁	
打継面清掃工	m3	1			41号代価表 50頁	
養生工 無筋構造物 一般養生	m3	1			42号代価表 51頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

【施工パ】目地板
30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)

(　　34号代価表　　)

1 m2当り

	名　称　・　規　格	構成比	積算地区単価	名　称　・　規　格（基準地区単価）	基準地区単価	備　　考
R		63.93				
R1	普通作業員	47.13		普通作業員		
R2	土木一般世話役	16.49		土木一般世話役		
Z		36.07				
Z1	目地材（樹脂発泡体） Ｔ１０ｍｍ　１５倍	36.07		瀝青繊維質目地板 厚さ10mm		

代価表

円形水抜き
円形型枠　Φ400mm

35号代価表

1 箇所当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
水抜パイプ取付（共通） φ20cm以上　パイプ別途	個所	1					55号代価表 64頁	
円形型枠（紙製） 円形型枠　内径４００×Ｔ６．３×Ｌ４ｍ	m	2	940					設計数量×1.05＝2.94 損耗量5%
計								
1 箇所 当り								

代価表

36号代価表

廻排水工(治山ダム用)
硬質塩化ビニル管　φ600mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去

100 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
普通作業員	人	2	250					
土木一般世話役	人	0	750					
硬質ポリ塩化ビニル管　ＶＵ 呼び径６００　定尺４ｍ	m	55	550					101×(55%)＝55.55 [1]
諸雑費 [1]	%	12					諸雑費	
計								
1 m 当り								

代価表

切込砕石　運搬・敷均し
切込砕石(0～80mm)、運搬距離L=25.9km、ダンプトラック10t、良好、ブルドーザー11t、仕上り厚0.2m、

37号代価表

1 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
切込砕石 0～80mm	m3	1				
ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t 土砂類 片道25.9km BH山積0.80m3	m3	1			56号代価表 65頁	
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均し 路床 普通11t 仕上り厚0.2m 普通	m3	1			47号代価表 56頁	
計						
1 m3 当り						

代価表

38号代価表

廻排水工(工事用道路補修用)
波状管φ400mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去

100 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
普通作業員	人	1	200					
土木一般世話役	人	0	450					
暗渠排水管(波状管) 高密度ポリエチレン管（ダブル）　内面平滑管　呼び径４００mm（有孔・	m	55	550					101×(55%)＝55.55 [1]
諸雑費 [1]	%	12					諸雑費	
計								
1 m 当り								

代価表

39号代価表

廻排水工(工事用道路補修用)
波状管φ200mm　6ヶ月未満　損料率55%　設置・撤去

100 m当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
普通作業員	人	1	200					
土木一般世話役	人	0	450					
暗渠排水管(波状管) 高密度ポリエチレン管（ダブル）　内面平滑管　呼び径２００mm（有孔・	m	55	550					101×(55%)＝55.55 [1]
諸雑費 [1]	%	12					諸雑費	
計								
1 m 当り								

代価表

ｸﾚｰﾝ車類投入打設(治山)
無筋構造物 C-4混B

40号代価表

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	200					[1]
特殊作業員	人	0	600					[1]
普通作業員	人	0	700					[1]
生コンクリート C-4　混B	m3	10	700					
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(排対3次) 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型吊上能力4.9t吊	時間	1	400				10号単価表 76頁	[1]
諸雑費 [1]	%	2					諸雑費	ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀ､ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾞｹｯﾄ損料等
計								
1 m3 当り								

打継面清掃工

代価表

41号代価表

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	020					[1]
普通作業員	人	0	100					[1]
諸雑費 [1]	%	12					諸雑費	
計								
1 m3 当り								

代価表

養生工
無筋構造物 一般養生

42号代価表

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	080					[1]
普通作業員	人	0	250					[1]
諸雑費 [1]	%	10					諸雑費	
計								
1 m3 当り								

代価表

水抜パイプ取付（共通）
φ20cm以上　パイプ別途

43号代価表

1 個所当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
型わく工	人	0	080					
計								
1 個所 当り								

大型土のう工
流用土 製作･設置

代価表

44号代価表

10 袋当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	294					[1]
特殊作業員	人	0	294					[1]
普通作業員	人	0	294					[1]
耐候性大型土のう　２ｔ用 径１１０×Ｈ１１０ｃｍ　短期	袋	10						
ﾊﾞｯｸﾎｳ(賃料) 山積0.45m3(平積0.35m3)吊能力2.9t長期割引	日	0	294				11号単価表 77頁	
諸雑費 [1]	%	1					諸雑費	製作･設置､製作の作業で必要な製作枠の損料
計								
1 袋 当り								

大型土のう工
撤去

代価表

45号代価表

10 袋当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	087					[1]
特殊作業員	人	0	087					[1]
ﾊﾞｯｸﾎｳ(賃料) 山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t長期割引	日	0	087				12号単価表 78頁	
諸雑費 [1]	%	0	400				諸雑費	製作･設置､製作の作業で必要な製作枠の損料
計								
1 袋 当り								

代価表

ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t 土砂類
片道26.7km BH山積0.80m3

46号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ 良好 ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・積載質量10t積級	時間	49	975				13号単価表 79頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均し 路床
普通11t 仕上り厚0.2m 普通

47号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ(排対1次) 普通11t級	時間	1	639				5号単価表 71頁	
普通作業員	人	0	300					敷均し補助
計								
1 m3 当り								

代価表

ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤
普通11t 仕上り厚0.3m

48号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ(排対2次) 普通11t級	時間	2	632				14号単価表 80頁	
普通作業員	人	0	200					敷均し補助
計								
1 m3 当り								

代価表

ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t 土砂類
片道22.7km BH山積0.80m3

49号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ 良好 ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・積載質量10t積級	時間	43	328				13号単価表 79頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

大型ﾌﾞﾚｰｶ掘削
軟岩ＩＢ 油圧式1300kg級

50号代価表

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
大型ﾌﾞﾚｰｶ BH山積0.8(排対3) 岩10% 油圧式1300kg級	時間	0	820				15号単価表 81頁	[1]
諸雑費 [1]	%	10					諸雑費	大型ﾌﾞﾚｰｶ用ﾁｾﾞﾙ損耗費
計								
1 m3 当り								

代価表

不整地運搬車運搬
片道0.22km 粘性･砂･砂質･礫質土

51号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
不整地運搬車(賃料)) 6.9h 積載質量6~7t全旋回式(~排2014含)	日	0	610				16号単価表 82頁	
計								
1 m3 当り								

ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ盛土敷均･締固 築堤【床掘発生土】
普通11t 仕上り厚0.3m

代価表

52号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ(排対1次) 普通11t級	時間	2	632				5号単価表 71頁	
普通作業員	人	0	200					敷均し補助
計								
1 m3 当り								

代価表

53号代価表

不整地運搬車運搬
片道0.2km 粘性･砂･砂質･礫質土

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
不整地運搬車(賃料)) 6.9h 積載質量6~7t全旋回式(~排2014含)	日	0	574				16号単価表 82頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設(治山ﾀﾞﾑ) 無筋構造物
30≦V<45m3/日 圧送管組立･撤去有

54号代価表

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
土木一般世話役	人	0	200					[1]
特殊作業員	人	0	300					[1]
普通作業員	人	0	800					[1]
生コンクリート C-4P　混B	m3	10	700					
ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車 圧送管108.8 ﾄﾗｯｸ架装･ﾌﾞｰﾑ式･圧送能力90~110m3/h	時間	0	714				17号単価表 83頁	[1]
圧送管組立･撤去 L=150m未満 30≦V<45m3/日	m3	10					57号代価表 66頁	
諸雑費 [1]	%	1					諸雑費	ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀ、発動発電機損料等
計								
1 m3 当り								

代価表

水抜パイプ取付（共通）
φ20cm以上　パイプ別途

55号代価表

1 個所当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
型わく工	人	0	080					
計								
1 個所 当り								

代価表

ﾀﾞﾝﾌﾟ運搬10t 土砂類
片道25.9km BH山積0.80m3

56号代価表

100 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ 良好 ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・積載質量10t積級	時間	48	567				13号単価表 79頁	
計								
1 m3 当り								

代価表

圧送管組立･撤去
L=150m未満 30≦V<45m3/日

57号代価表

10 m3当り

名　称　・　規　格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要	備　　考
普通作業員	人	2	026					
計								
1 m3 当り								

北海道森林管理局

点在経費条件一覧

ペンケシュール沢ほか治山工事

補　正　項　目	合計金額	渓間工（コンクリート谷止工）（ペンケシュール沢）	渓間工（コンクリート谷止工）（バッタの沢）	
	補正内容	補正内容	補正内容	
【週休2日補正】	（現場閉所）月単位の週休2日	（現場閉所）月単位の週休2日	（現場閉所）月単位の週休2日	
【冬 期 補 正】	補正無し	補正無し	補正無し	
【通 勤 補 正】	補正無し	補正無し	補正無し	
【時 間 制 約】	補正無し	補正無し	補正無し	
工種区分	治山・地すべり防止工事	治山・地すべり防止工事	治山・地すべり防止工事	
現場環境改善（率分）計上区分	計上する	計上する	計上する	
現場環境改善（率分）補正	「施工地域・工事場所による補正」で選択	「施工地域・工事場所による補正」で選択	「施工地域・工事場所による補正」で選択	
施工地域・工事場所による補正	補正なし	補正なし	補正なし	
ICT間接費補正	補正なし	補正なし	補正なし	
施工時期(冬期)補正	補正あり：0.25%（1級地　1.8）	補正あり：0.25%（1級地　1.8）	補正あり：0.25%（1級地　1.8）	工期279日、冬期対象期間39日(11月1日～12月9日)、補正係数1.8(占冠村・1級地)、39/279=0.139≒0.14、0.14×1.8=0.25
真夏日率(工期期間の真夏日÷工期)	0	0	0	
緊急工事補正(施工時期と重複しない)	補正なし	補正なし	補正なし	
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	該当する条件はなし	該当する条件はなし	
工期延長等時点の純工事費	0	0	0	
工期延長等日数(日)	0	0	0	
工期延長等土木世話役単価(円/日)	0	0	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	35%を超え40%以下	35%を超え40%以下	
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合	金銭的保証を必要とする場合	金銭的保証を必要とする場合	
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	一千円丸め切り捨て	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	10	10	
週休2日補正	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	
復興係数補正	補正なし	補正なし	補正なし	

治 山 工 事 現 場 説 明 書

工　　事　　名　　ペンケシュール沢ほか治山工事
工　事　場　所　　北海道勇払郡占冠村占冠

上川南部森林管理署　1126林班ほか
別紙（位置図）のとおり

説　明　事　項

１　構造物の内容

（1）渓間工事

工　　種	規　　模			備　　考
	堤　　高	堤　　長	体　　積	
コンクリート谷止工	7.6m	58.0m	554.2m3	ペンケシュール沢
コンクリート谷止工	8.0m	22.5m	224.9m3	バッタの沢

２　支給材料及び貸与品について
該当なし

３　設計変更について
任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

４　災害補償について
災害補償については契約約款第３０条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。
（1）補償の対象とならない事項
① 出来高について
工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分の証明ができない場合。
② 機械器具類について
設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を受けた場合。
③ 工事資材について
常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。
④ 仮設工（締切工、廻排水工、水替工等）について
受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

５　工期の延長について
工期の延長については、契約約款第２２条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。
（1）降雨による場合
工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合
（2）資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合
（3）災害補償の対象箇所で復旧を要する工事がある場合

6　労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

（1）保安帽及び保護具の完全着用
（2）地山の掘削作業
（3）機械作業及び機械器具の点検
（4）高所（足場上）における作業
（5）架線直下における作業
（6）火薬類の取扱作業
（7）資材運搬及び通勤時における交通災害

7　女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8　排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型（第１次基準値）規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型（第２次基準値）に設計変更できるものとする。

9　その他特記事項

・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。

・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。

・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。

・本工事における型枠資材については、間伐材や合法性が証明された木材等を使用したコンクリート型枠用合板を使用すること。

・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

・本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（受注者希望型）であり、詳細については特記仕様書によるものとする。

・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局　森林整備保全事業工事特別仕様書第10条　森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。

・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年5月27日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。

なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10　積算に用いた設計条件

区　　分	適　　用	備　　考
①通勤拠点から現場までの距離	5.8km	2箇所の平均距離
②工期の設定	279日	うち冬期日数　39日
③生コンクリートの設計単価	令和　7　年　10 月	地区ゾーン単価
④切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑤かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑥労務単価	令和　7　年　　3 月	
⑦刊行物単価	令和　8　年　　1 月号	
⑧刊行物単価（四半期）	令和　7　年　10 月号	
⑨施工パッケージ標準単価（東京単価）基準年月	令和　6　年　　4 月	
⑩共通仮設費（率対象外経費）	無し	
⑪共通仮設費（率対象外経費）	無し	
⑫現場管理費（率対象外経費）	無し	
⑬一般管理費（率対象外経費）	無し	

11 その他留意事項

（1）契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。

（2）入林手続について

入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。

なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続きを行うこと。

（3）山火事警防について

当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。

（4）支障木について

工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。

（5）土石流による労働災害防止について

当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。

（6）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

（7）国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について

国有林野管理規定第81条第2項に基づき、「無料利用請書」の提出は省略可能とする。

ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。

（8）ペンケシュール沢林道約100m地点で林道修繕が必要である。なお、埋戻土として購入土を計上している。

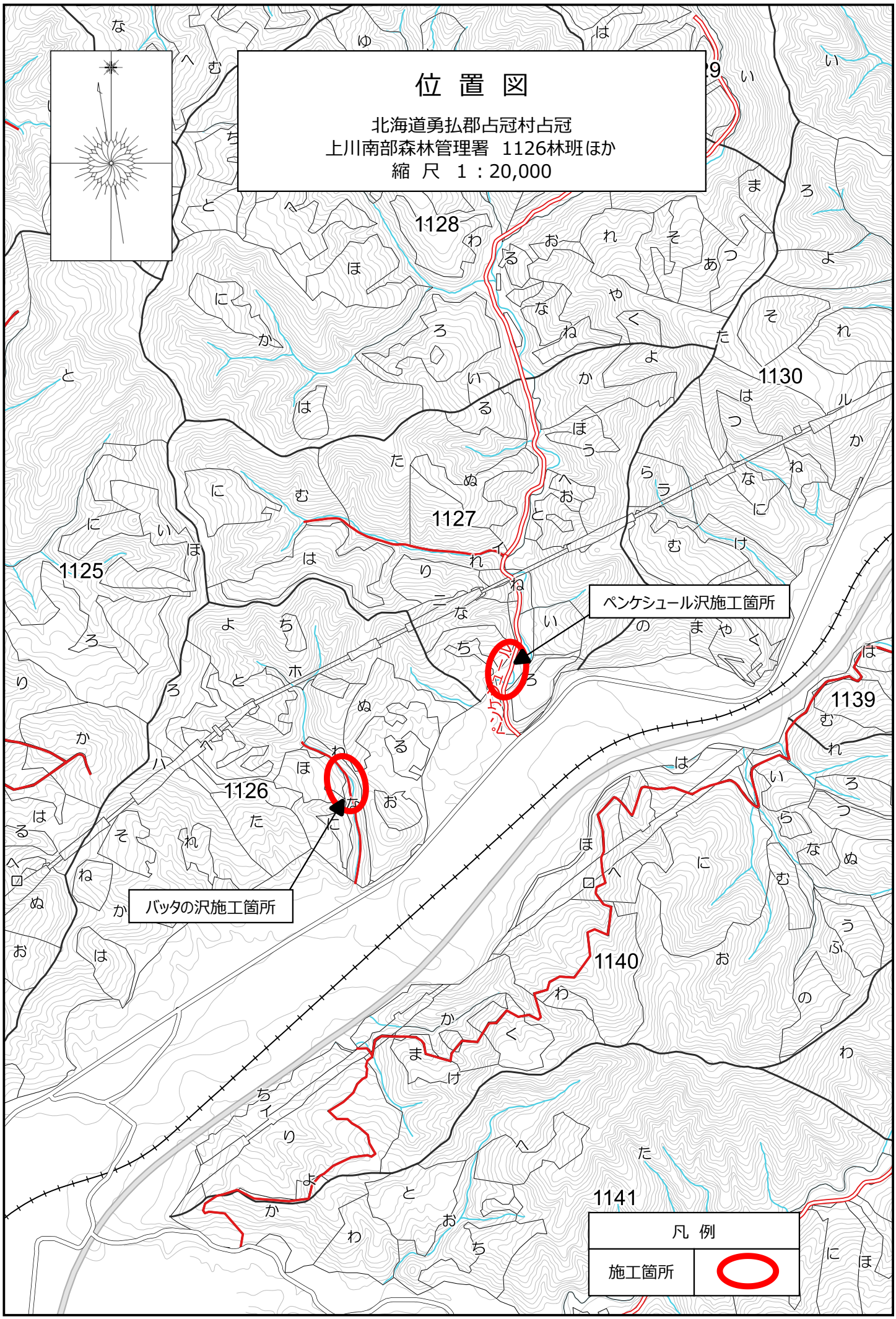
位 置 図
北海道勇払郡占冠村占冠
上川南部森林管理署　1126林班ほか
縮　尺　1：20,000
1128
1130
1127
1125
1139
1126
1140
1141
ペンケシュール沢施工箇所
バッタの沢施工箇所
凡 例
施工箇所

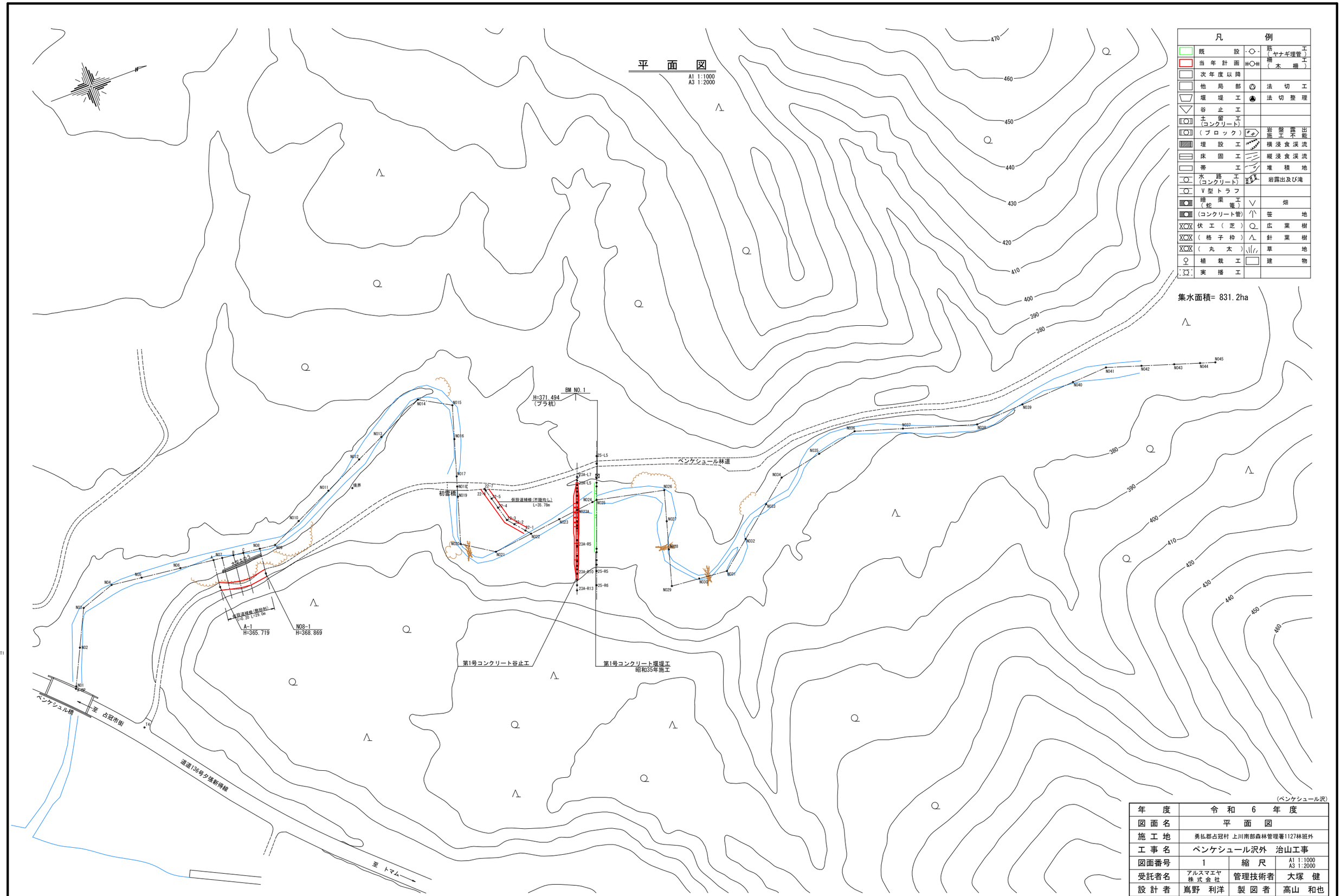

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	平　面　図		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	1	縮　尺	A1 1:1000 A3 1:2000
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

縦 断 面 図

A1 縦1: 400 横1:2000
A3 縦1: 800 横1:4000

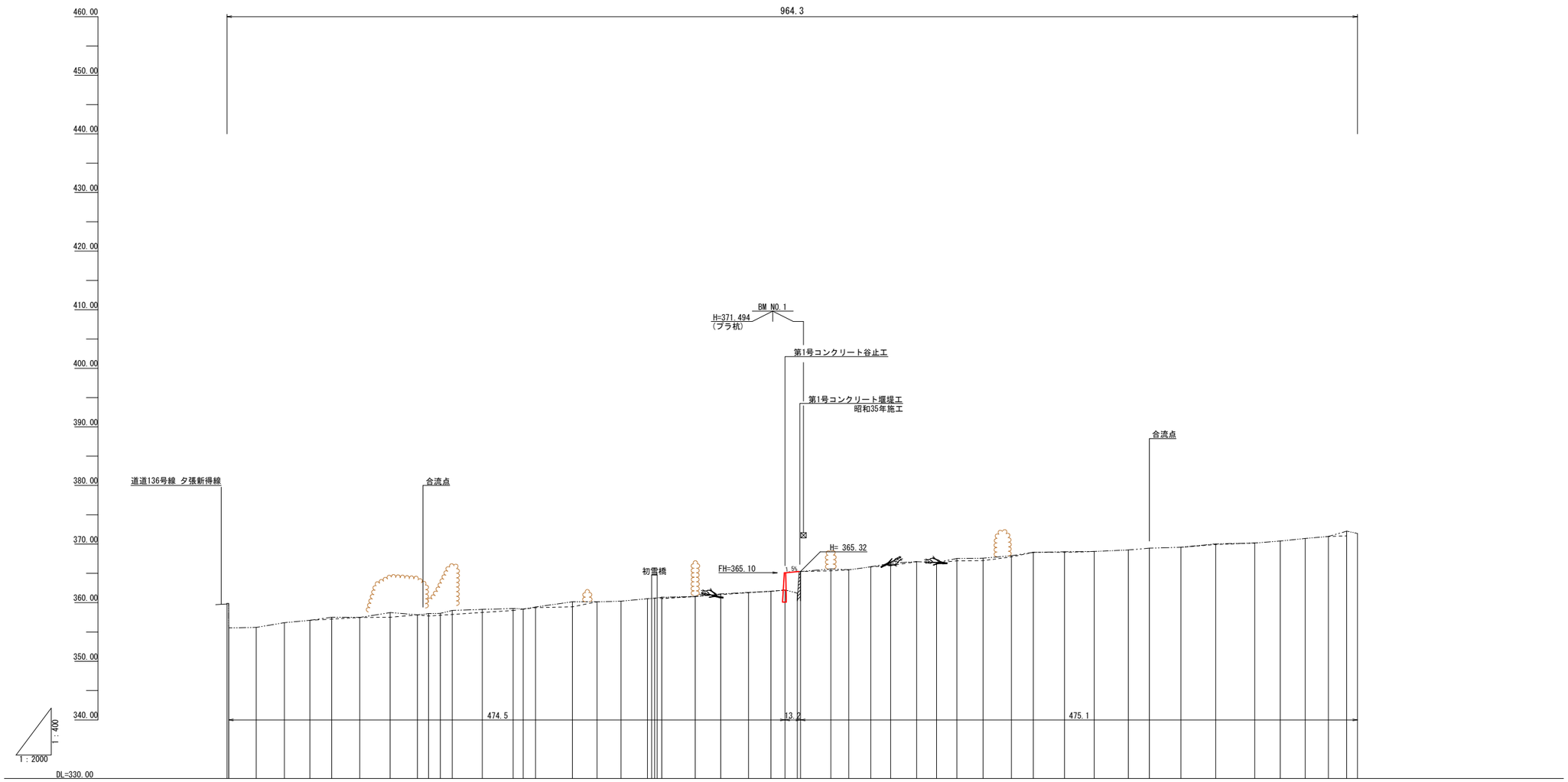

測点	水平距離	追加距離	垂直距離	地盤高	河床高
A-BP	0.0	0.0	0.00	359.87	359.87
NO1	1.4	1.4	0.00	359.87	359.87
NO2	0.1	1.5	-4.17	355.70	355.70
NO3	23.4	24.9	0.09	355.79	355.79
NO4	24.0	48.9	0.79	356.58	356.58
NO5	21.7	70.6	0.42	357.00	357.00
NO6	18.6	89.2	0.52	357.52	357.22
NO7	24.1	113.3	-0.03	357.49	357.49
NO8	25.8	139.1	0.83	358.32	357.52
NO9	23.4	162.5	-0.40	357.92	357.92
NO10	9.4	171.9	0.23	358.15	357.75
NO11	10.1	182.0	0.03	358.18	357.86
NO12	25.6	217.7	0.51	358.69	357.98
NO13	26.4	244.1	0.17	358.86	358.33
NO14	8.5	252.6	0.15	359.01	358.67
NO15	10.6	263.2	-0.10	358.91	358.91
NO16	31.3	294.5	0.35	359.26	359.29
NO17	21.1	315.6	0.91	360.17	360.17
NO18	20.4	336.0	0.00	360.17	360.17
NO19	22.6	358.6	0.10	360.27	360.27
NO20	3.6	362.2	0.41	360.68	360.68
NO21	2.5	364.7	4.04	364.72	364.72
NO22	2.2	366.9	-3.95	360.77	360.77
NO23	3.8	370.7	3.95	364.72	364.72
NO23A	28.6	399.3	-3.78	360.94	360.94
NO24	21.7	421.0	0.11	361.05	361.05
NO25	23.8	444.8	0.44	361.49	361.49
NO26	19.1	463.9	0.27	361.76	361.76
NO27	12.0	475.9	0.18	361.94	361.94
NO28	10.5	486.4	0.23	362.17	362.17
NO29	2.7	489.1	-0.54	361.63	361.63
NO30	25.9	515.0	3.69	365.32	365.32
NO31	15.3	530.3	0.43	365.75	365.45
NO32	18.7	549.0	-0.13	365.62	365.62
NO33	17.0	566.0	0.50	366.12	366.12
NO34	22.2	588.2	0.61	366.73	366.33
NO35	17.1	605.3	0.26	366.99	366.99
NO36	17.3	622.6	-0.15	366.84	366.84
NO37	22.3	644.9	0.70	367.54	367.14
NO38	24.2	669.1	0.05	367.59	367.19
NO39	18.6	687.7	0.43	368.02	367.82
NO40	26.8	714.5	0.56	368.58	368.58
NO41	25.2	739.7	0.11	368.69	368.59
NO42	29.2	768.9	0.06	368.75	368.75
NO43	17.9	786.8	0.25	369.00	369.00
NO44	26.8	813.6	0.31	369.31	369.31
NO45	29.8	843.4	0.15	369.46	369.46
	33.3	876.7	0.57	370.03	369.93
	21.7	898.4	0.16	370.19	370.19
	21.3	919.7	0.34	370.53	370.53
	19.8	939.5	0.44	370.97	370.97
	15.5	955.0	0.34	371.31	371.31
	9.3	964.3	0.89	372.20	371.40
			-0.38	371.82	371.82

渓床勾配	
	1.5%
	1.5%

(ペンケシュール沢)

年度	令和 6 年度		
図面名	縦断面図		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	2	縮尺	A1縦1: 400横1:2000 A3縦1: 800横1:4000
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

縦 断 面 図

A1 縦 1:200 横1:1000
A3 縦 1:400 横1:2000

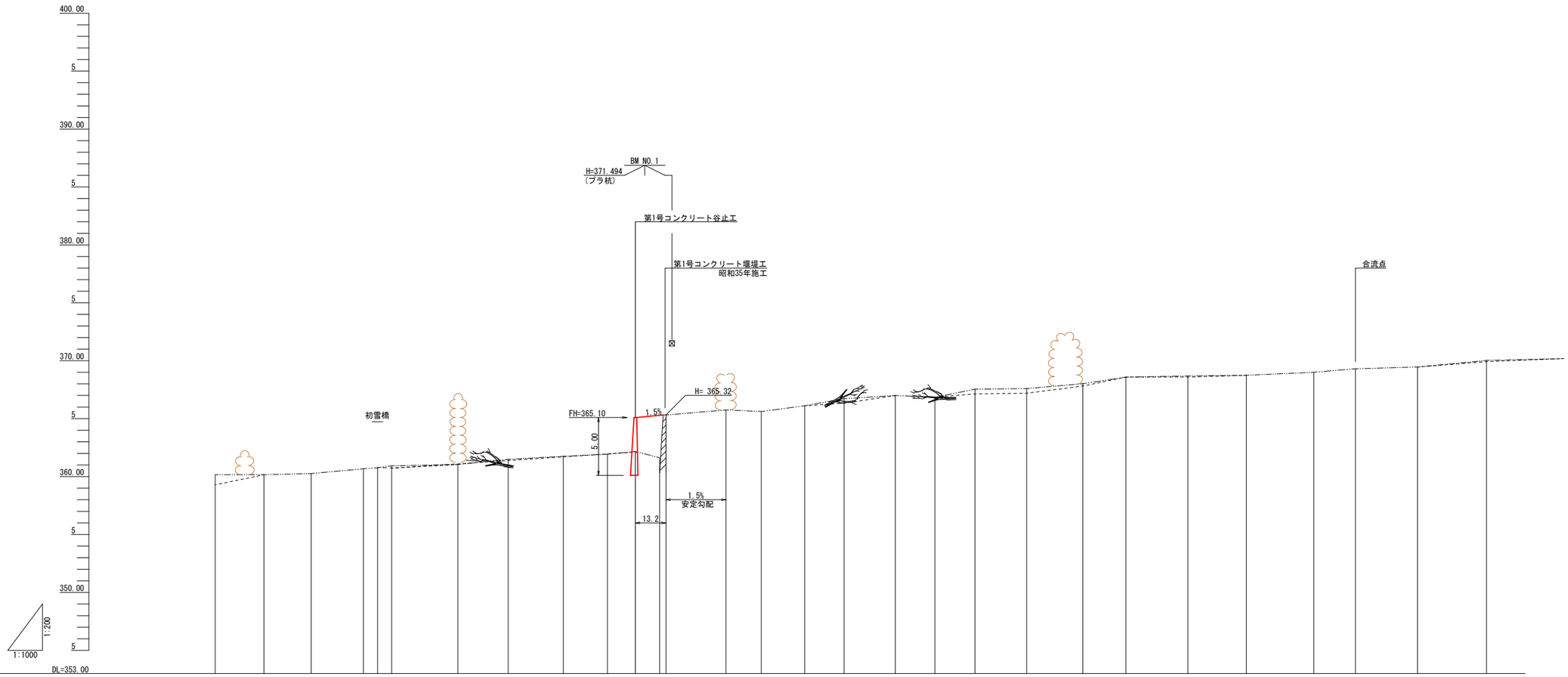

測点	NO14	NO15	NO16	NO17	NO18	NO19	NO20	NO21	NO22	NO23	NO23A	NO24	NO25	NO26	NO27	NO28	NO29	NO30	NO31	NO32	NO33	NO34	NO35	NO36	NO37	NO38	NO39
水平距離	31.3	21.1	20.4	22.6	6.1	6.0	28.6	21.7	23.8	19.1	12.0	10.5	2.7	25.9	15.3	18.7	17.0	22.2	17.1	17.3	22.3	24.2	18.6	26.8	25.2	29.2	17.9	26.8	29.8
追加距離	294.5	315.6	336.0	358.6	364.7	370.7	399.3	421.0	444.8	463.9	475.9	486.4	489.1	515.0	530.3	549.0	566.0	588.2	605.3	622.6	644.9	669.1	687.7	714.5	739.7	768.9	786.8	813.6	843.4
垂直距離	0.91	0.00	0.10	0.41	0.09	0.17	0.11	0.44	0.27	0.18	0.23	-0.54	-3.69	0.43	-0.13	0.50	0.61	0.26	-0.15	0.70	0.05	0.43	0.56	0.11	0.06	0.25	0.31	0.15	0.57
地盤高	360.17	360.17	360.27	360.68	360.77	360.94	361.05	361.49	361.76	361.94	362.17	361.63	365.32	365.75	365.62	366.12	366.73	366.99	366.84	367.54	367.59	368.02	368.58	368.69	368.75	369.00	369.31	369.46	370.03
河床高	359.29	360.17	360.27	360.68	360.77	360.74	361.05	361.49	361.76	361.94	362.17	361.63	365.32	365.75	365.62	366.12	366.33	366.99	366.84	367.14	367.19	367.82	368.58	368.59	368.75	369.00	369.31	369.46	369.93
渓床勾配	1.5%																	1.5%											

(ペンケシュール沢)

年度	令和 6 年度		
図面名	縦断面図		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	3	縮尺	A1縦1: 200横1:1000 A3縦1: 400横1:2000
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工 構造図(1)

測点　NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

正　面　図

A1 1:100
A3 1:200

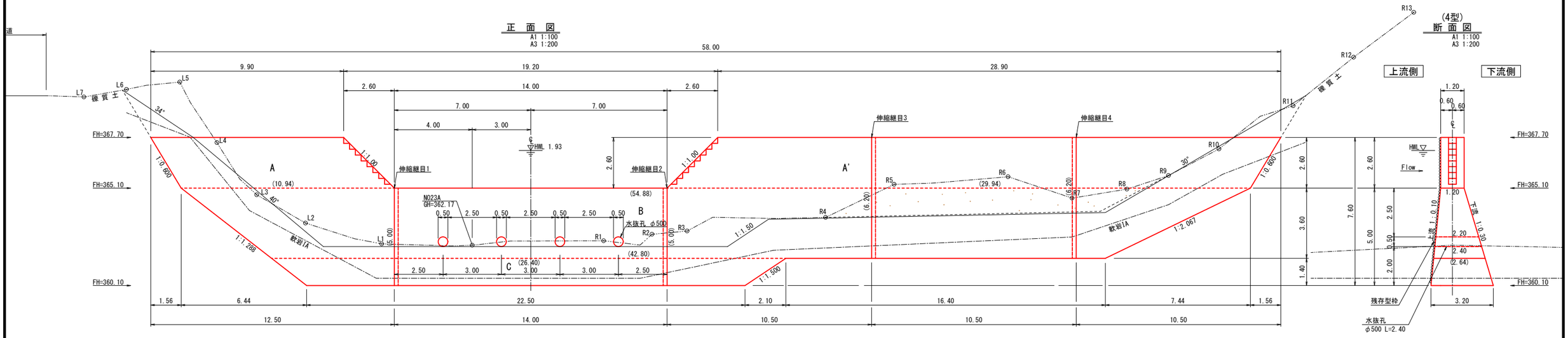

(4型) 断面図

A1 1:100
A3 1:200

平　面　図

A1 1:100
A3 1:200

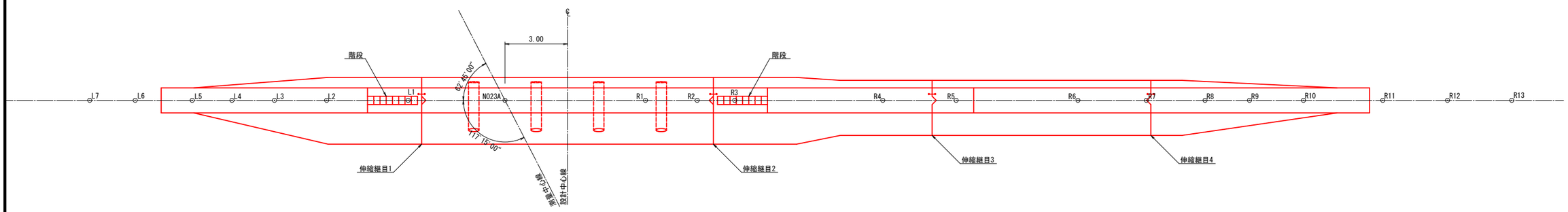

埋戻し図

A1 1:100
A3 1:200

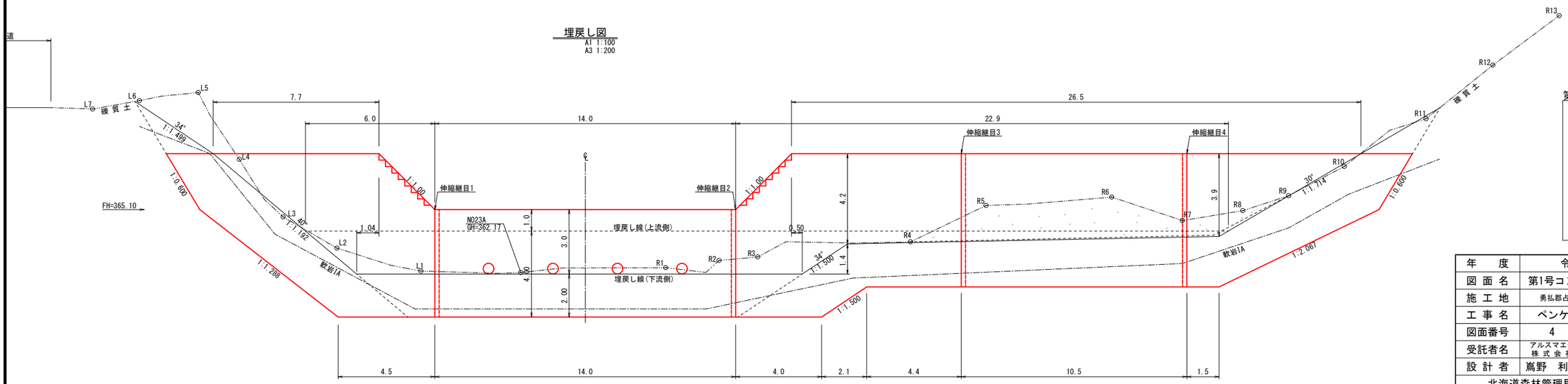

第1号 コンクリート谷止工

集水面積	A	=	831.2 ha
最大時間雨量	r	=	70.9 mm/hr
流出係数	f	=	0.45
計画高水流量	Q	=	73.67 m3/S
越流水深	h'	=	1.93(縮流堰)m
余裕高	h1	=	0.60m
越流水深+余裕高		=	2.53m
放水路高さ	H	=	2.60m

土圧(h)
L=58.00m　H=5.00m　V=554.266
b= 1.20m　m=1:0.10　n=1:0.30

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工 構造図(1)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	4	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工 構造図(2)

測点　NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

(伸縮継目･水没コンクリート)

正　面　図

A1 1:100
A3 1:200

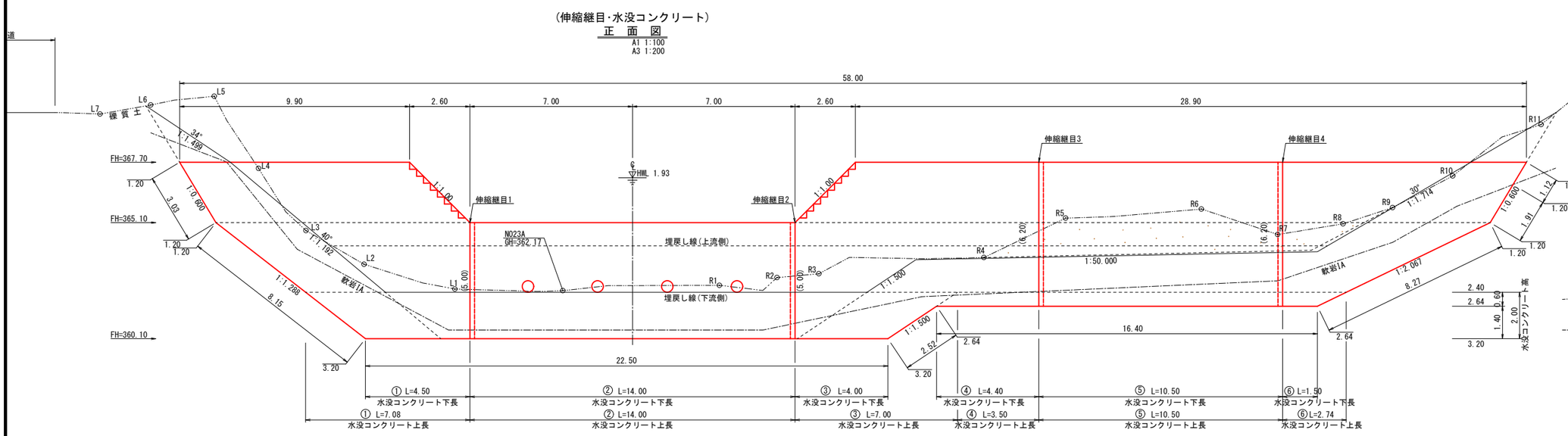

(4型)

断　面　図

A1 1:100
A3 1:200

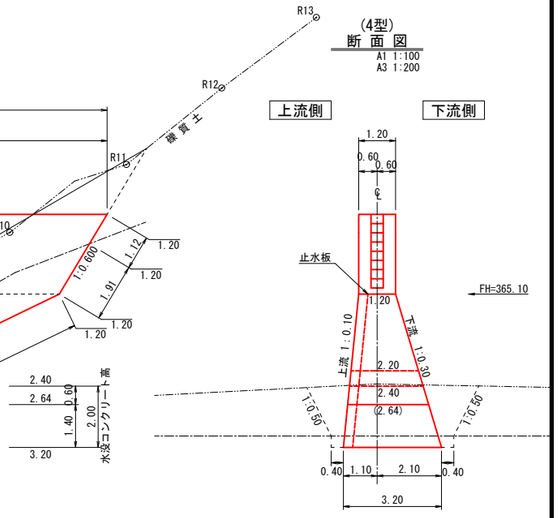

(緑化範囲)

平　面　図

A1 1:100
A3 1:200

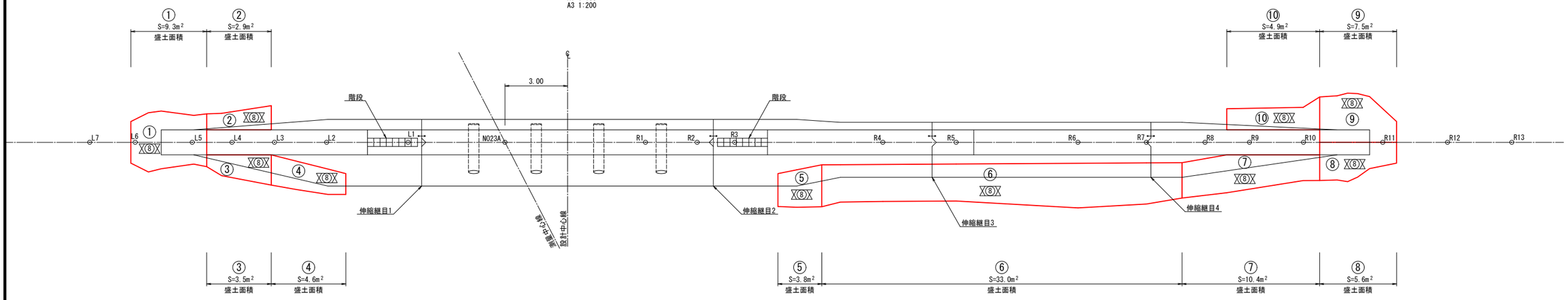

凡 例	工種(種別)
⊠⑧⊠ ①～⑩	植生シート

盛土面積算出表

記 号	平面積(m2)	法勾配			法係数	法面積(m2)
		横勾配	縦勾配	合成勾配		
①	9.3	1:1.499	LEVEL	1:1.499	1.202	11.18
②	2.9	1:1.192	LEVEL	1:1.192	1.305	3.79
③	3.5	1:1.192	LEVEL	1:1.192	1.305	4.58
④	4.6	1:1.192	LEVEL	1:1.192	1.305	6.00
⑤	3.8	1:1.500	LEVEL	1:1.500	1.202	4.57
⑥	33.0	1:50.000	LEVEL	1:50.000	1.000	33.0
⑦	10.4	1:1.714	1:2.370	1:1.389	1.232	12.81
⑧	5.6	1:1.714	1:1.893	1:1.271	1.272	5.12
⑨	7.5	1:1.714	1:1.906	1:1.274	1.271	9.53
⑩	4.9	1:1.714	LEVEL	1:1.714	1.158	5.67

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工 構造図(2)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	5	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工 構造図(3)

測点　NO.23A

A1 1:100,1:50
A3 1:200,1:100

伸縮継目1 断面図

A1 1:100
A3 1:200

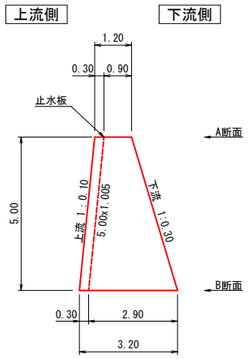

伸縮継目1平面図

A1 1:100
A3 1:200

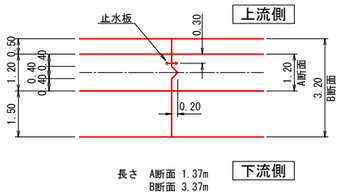

長さ　A断面 1.37m
B断面 3.37m

伸縮継目2 断面図

A1 1:100
A3 1:200

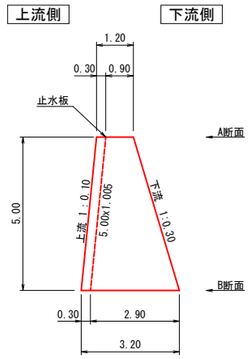

伸縮継目2平面図

A1 1:100
A3 1:200

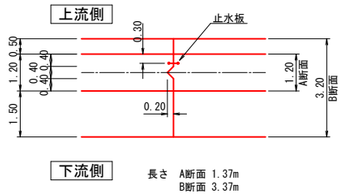

長さ　A断面 1.37m
B断面 3.37m

伸縮継目3 断面図

A1 1:100
A3 1:200

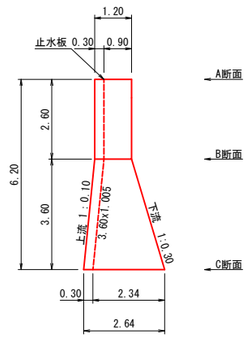

伸縮継目3平面図

A1 1:100
A3 1:200

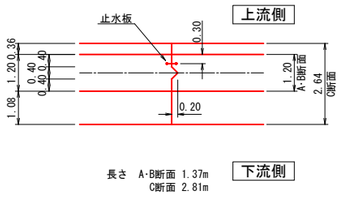

長さ　A・B断面 1.37m
C断面 2.81m

伸縮継目4 断面図

A1 1:100
A3 1:200

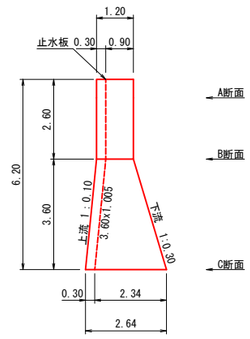

伸縮継目4平面図

A1 1:100
A3 1:200

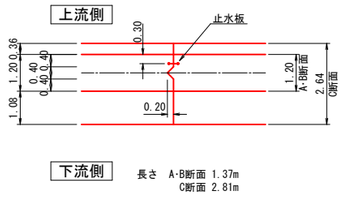

長さ　A・B断面 1.37m
C断面 2.81m

放水路階段詳細図

A1 1:50
A3 1:100

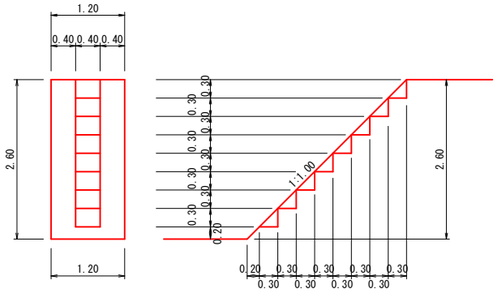

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図面名	第1号コンクリート谷止工 構造図(3)		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	6	縮　尺	A1 1:100,1:50 A3 1:200,1:100
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設計者	嶌野　利洋	製図者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (1)

測点 NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

正 面 図

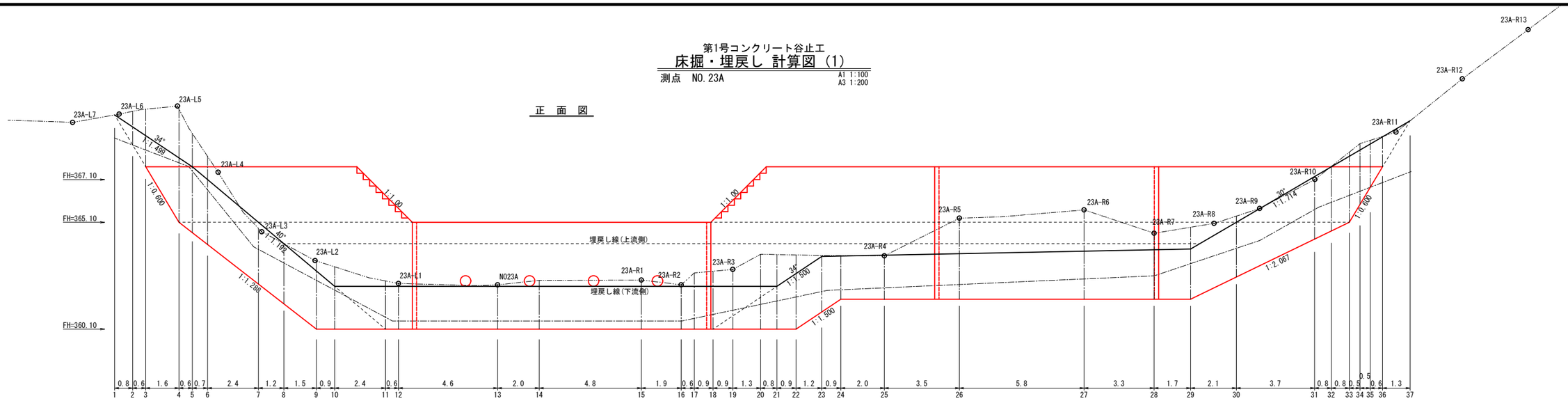

2

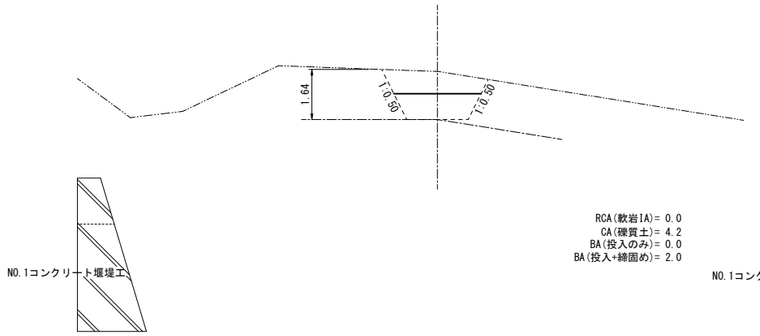

RCA(軟岩IA)= 0.0
CA(礫質土)= 4.2
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 2.0

4

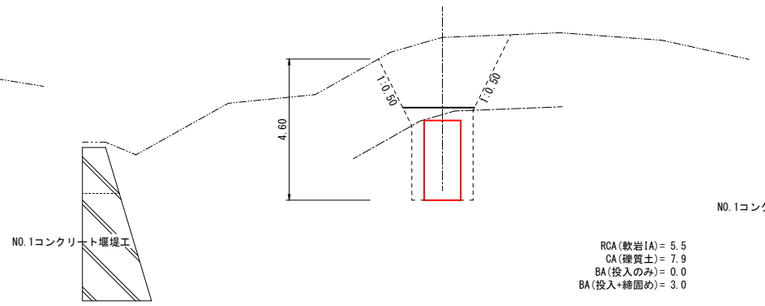

RCA(軟岩IA)= 5.5
CA(礫質土)= 7.9
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.0

5

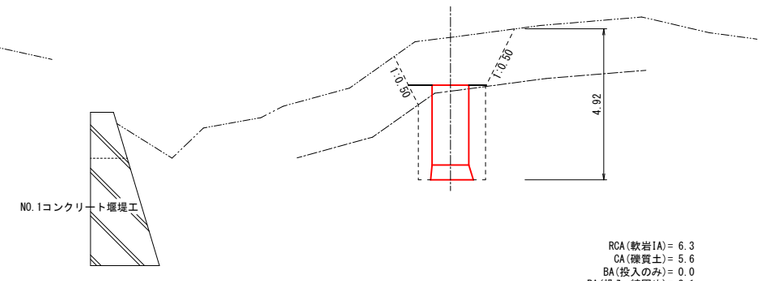

RCA(軟岩IA)= 6.3
CA(礫質土)= 5.6
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.1

1

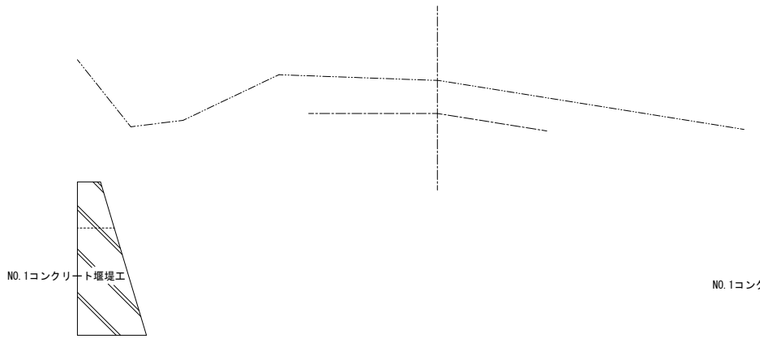

3

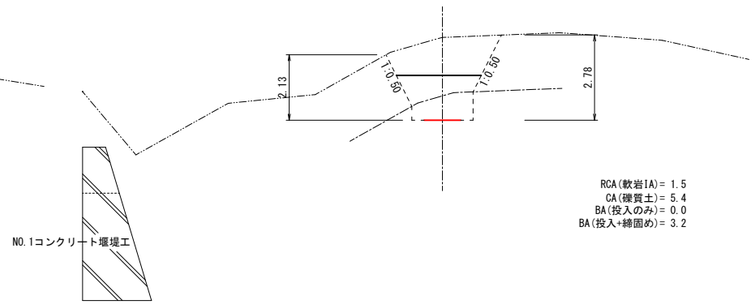

RCA(軟岩IA)= 1.5
CA(礫質土)= 5.4
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.2

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(ペンケシュール沢)

年 度	令 和 6 年 度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(1)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	7	縮 尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚 健
設 計 者	嶌野 利洋	製 図 者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (2)

測点　NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

8

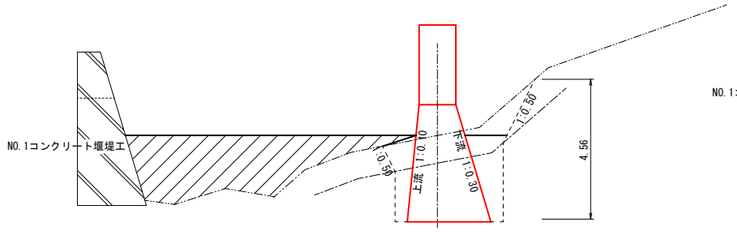

RCA(軟岩IA)= 7.0
CA(礫質土)= 4.1
BA(投入のみ)=12.5
BA(投入+締固め)= 4.0

11

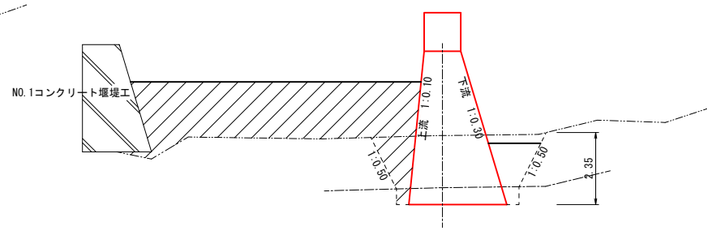

RCA(軟岩IA)= 2.2
CA(礫質土)= 8.3
BA(投入のみ)=19.0
BA(投入+締固め)= 1.9

13

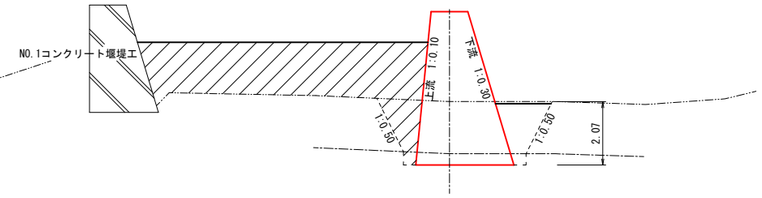

RCA(軟岩IA)= 1.5
CA(礫質土)= 8.3
BA(投入のみ)=17.8
BA(投入+締固め)= 2.1

7

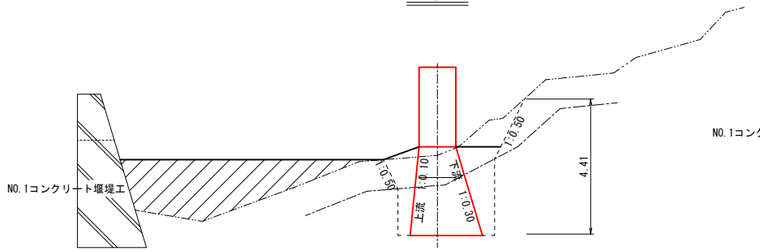

RCA(軟岩IA)= 5.8
CA(礫質土)= 4.2
BA(投入のみ)=10.0
BA(投入+締固め)= 4.2

10

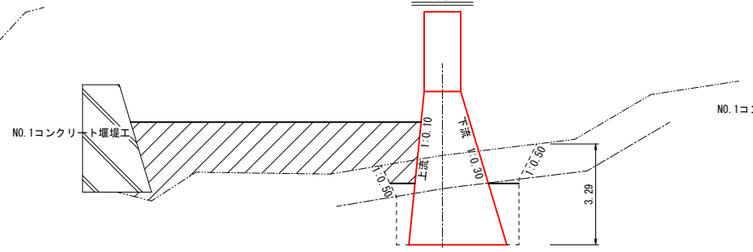

RCA(軟岩IA)= 7.5
CA(礫質土)= 4.9
BA(投入のみ)=16.2
BA(投入+締固め)= 2.4

12

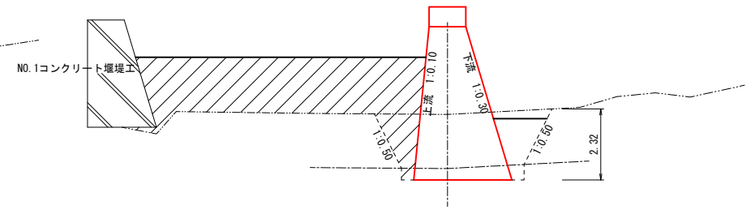

RCA(軟岩IA)= 1.7
CA(礫質土)= 8.6
BA(投入のみ)=18.8
BA(投入+締固め)= 2.0

6

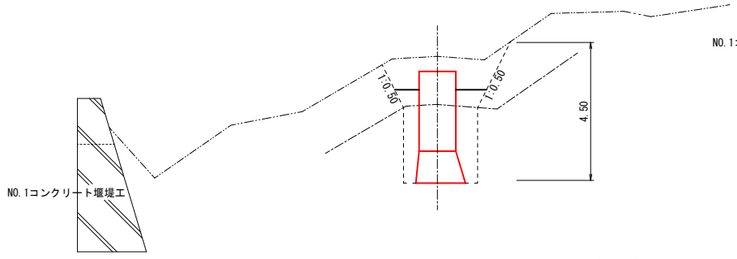

RCA(軟岩IA)= 6.1
CA(礫質土)= 5.1
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.6

9

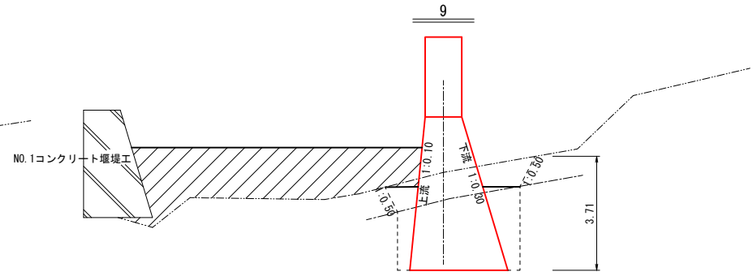

RCA(軟岩IA)= 9.4
CA(礫質土)= 4.0
BA(投入のみ)=15.3
BA(投入+締固め)= 3.8

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(2)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	8	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (3)

測点　NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

16

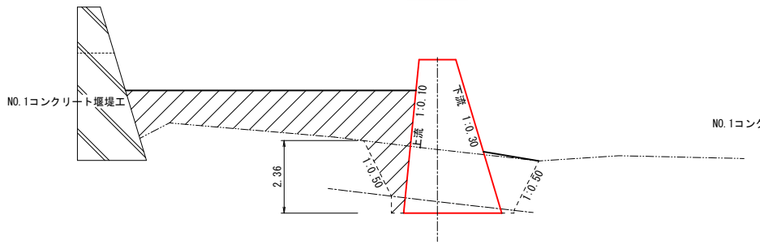

RCA(軟岩IA)= 1.3
CA(硬質土)= 8.2
BA(投入のみ)=14.9
BA(投入+締固め)= 2.0

19

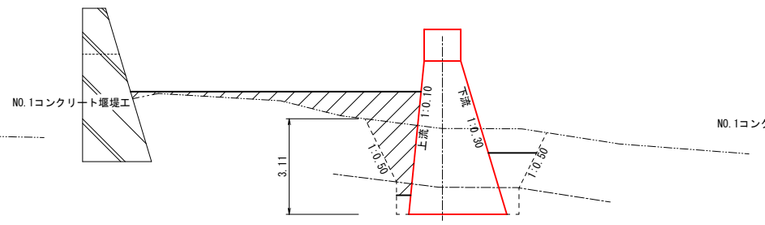

RCA(軟岩IA)= 3.6
CA(硬質土)= 9.5
BA(投入のみ)= 6.7
BA(投入+締固め)= 2.0

21

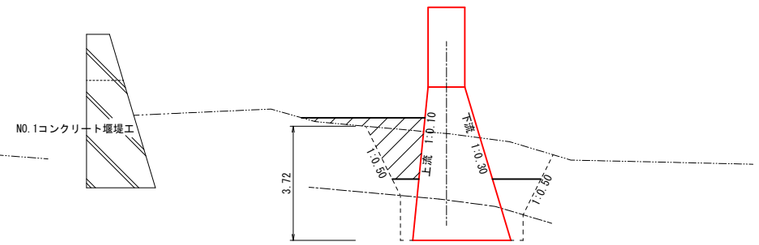

RCA(軟岩IA)= 4.9
CA(硬質土)=11.0
BA(投入のみ)= 3.3
BA(投入+締固め)= 2.8

15

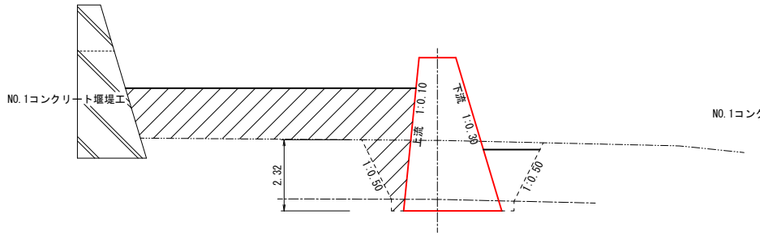

RCA(軟岩IA)= 1.4
CA(硬質土)= 9.6
BA(投入のみ)=17.3
BA(投入+締固め)= 2.1

18

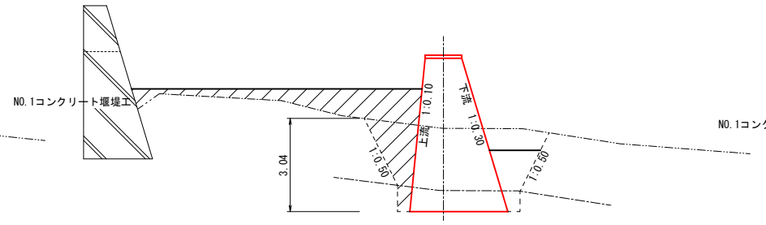

RCA(軟岩IA)= 2.9
CA(硬質土)=10.2
BA(投入のみ)= 8.0
BA(投入+締固め)= 1.8

20

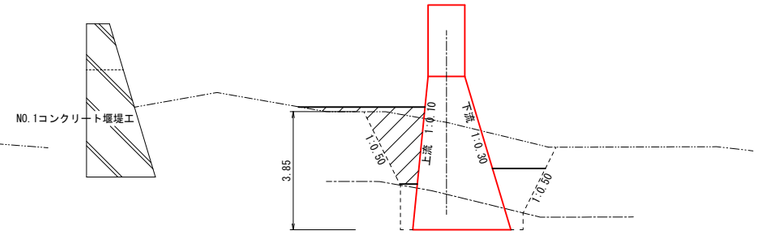

RCA(軟岩IA)= 4.1
CA(硬質土)=12.0
BA(投入のみ)= 3.6
BA(投入+締固め)= 2.6

14

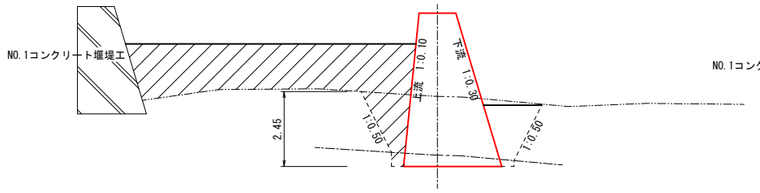

RCA(軟岩IA)= 1.4
CA(硬質土)= 9.5
BA(投入のみ)=16.5
BA(投入+締固め)= 2.2

17

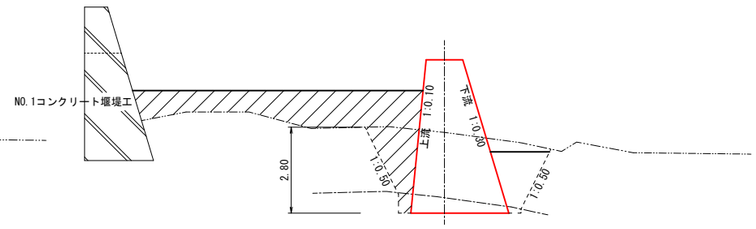

RCA(軟岩IA)= 1.7
CA(硬質土)=10.8
BA(投入のみ)=11.8
BA(投入+締固め)= 2.3

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(3)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	9	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (4)

測点　NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

24

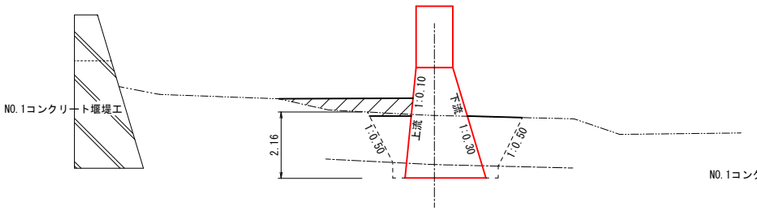

RCA(軟岩IA)= 1.5
CA(礫質土)= 6.8
BA(投入のみ)= 1.7
BA(投入+締固め)= 3.6

27

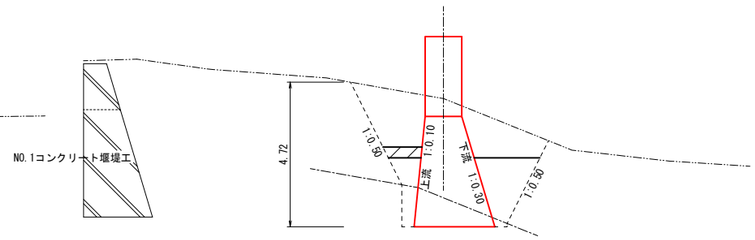

RCA(軟岩IA)= 2.7
CA(礫質土)=15.7
BA(投入のみ)= 0.4
BA(投入+締固め)= 4.1

29

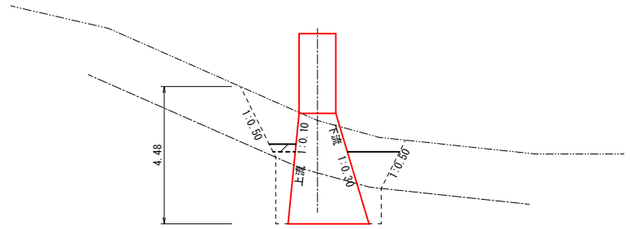

RCA(軟岩IA)= 5.4
CA(礫質土)= 7.6
BA(投入のみ)= 0.2
BA(投入+締固め)= 3.3

23

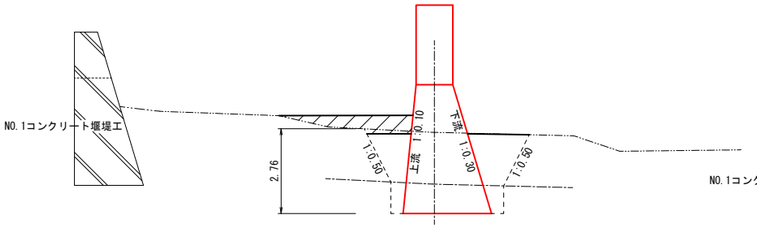

RCA(軟岩IA)= 3.5
CA(礫質土)= 7.6
BA(投入のみ)= 1.7
BA(投入+締固め)= 4.7

26

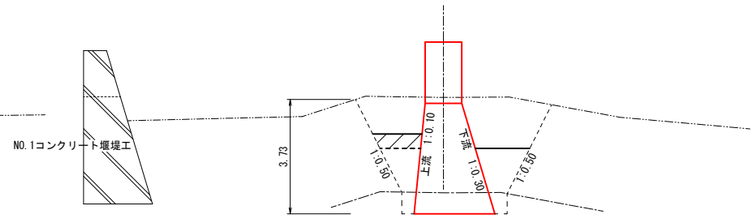

RCA(軟岩IA)= 2.4
CA(礫質土)=15.4
BA(投入のみ)= 0.7
BA(投入+締固め)= 3.7

28

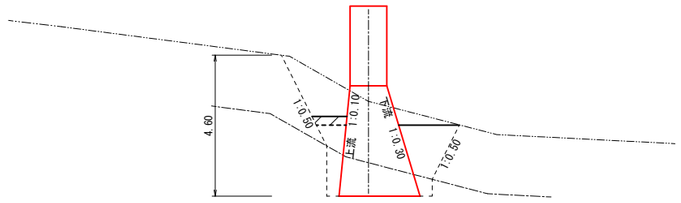

RCA(軟岩IA)= 3.5
CA(礫質土)= 9.7
BA(投入のみ)= 0.3
BA(投入+締固め)= 3.8

22

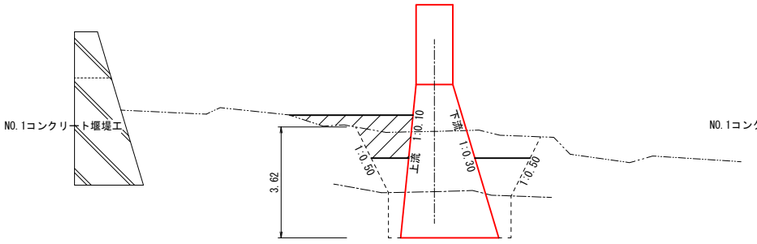

RCA(軟岩IA)= 5.9
CA(礫質土)= 9.9
BA(投入のみ)= 2.8
BA(投入+締固め)= 4.1

25

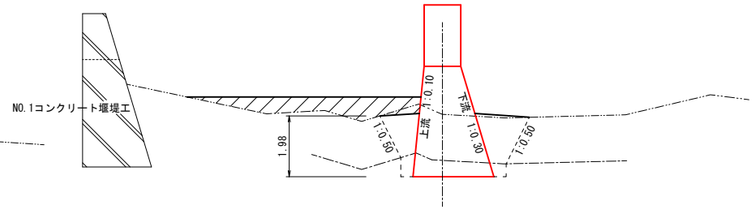

RCA(軟岩IA)= 1.9
CA(礫質土)= 6.4
BA(投入のみ)= 3.6
BA(投入+締固め)= 3.5

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(4)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	10	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (5)

測点　NO.23A

A1 1:100
A3 1:200

32

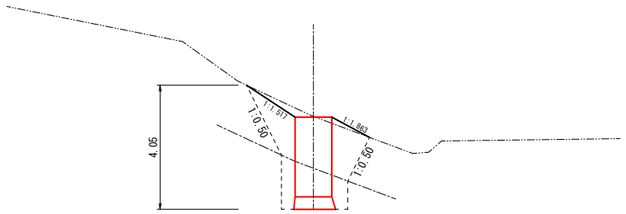

RCA(軟岩IA)= 2.9
CA(礫質土)= 5.3
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 4.4

35

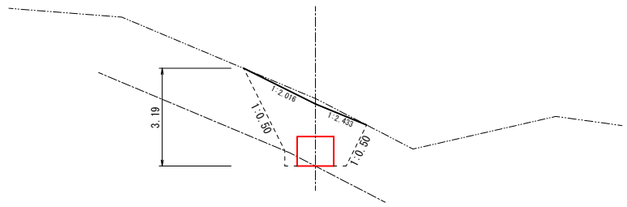

RCA(軟岩IA)= 0.3
CA(礫質土)= 6.1
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 4.8

37

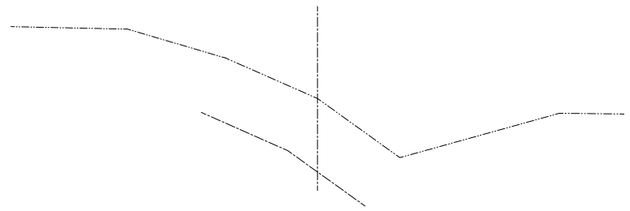

31

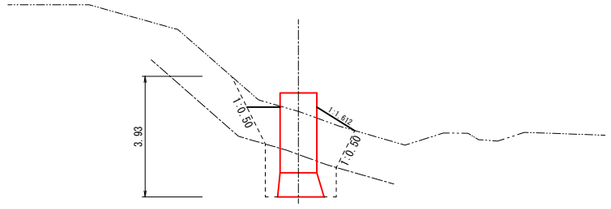

RCA(軟岩IA)= 3.1
CA(礫質土)= 4.3
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.8

34

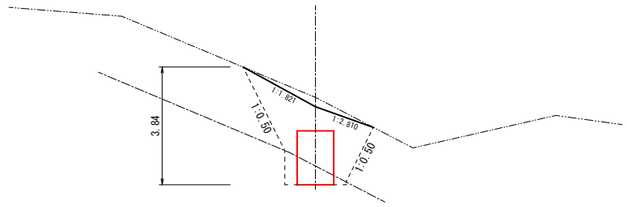

RCA(軟岩IA)= 1.2
CA(礫質土)= 6.9
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 5.4

36

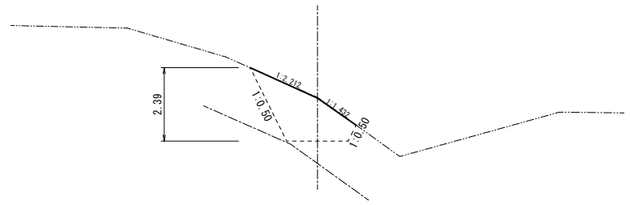

RCA(軟岩IA)= 0.0
CA(礫質土)= 3.9
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.9

30

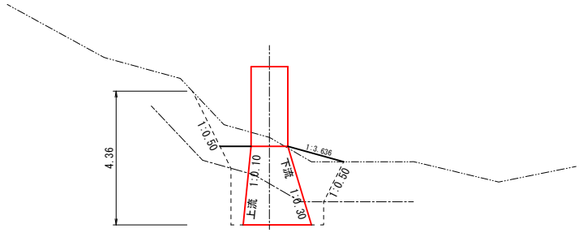

RCA(軟岩IA)= 3.7
CA(礫質土)= 5.5
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.8

33

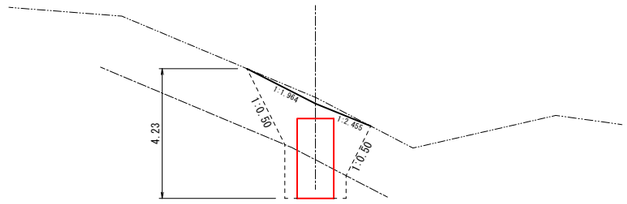

RCA(軟岩IA)= 2.5
CA(礫質土)= 6.0
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 5.0

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(ペンケシュール沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(5)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	11	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(1)

平 面 図

A1 1:200
A3 1:400

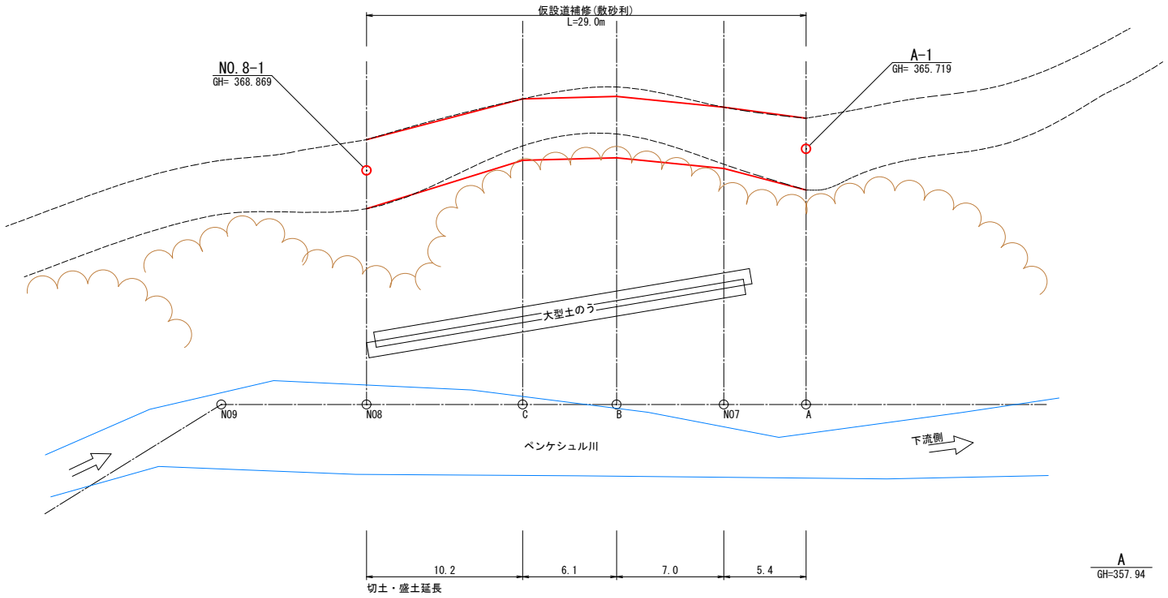

横 断 面 図

A1 1:200
A3 1:400

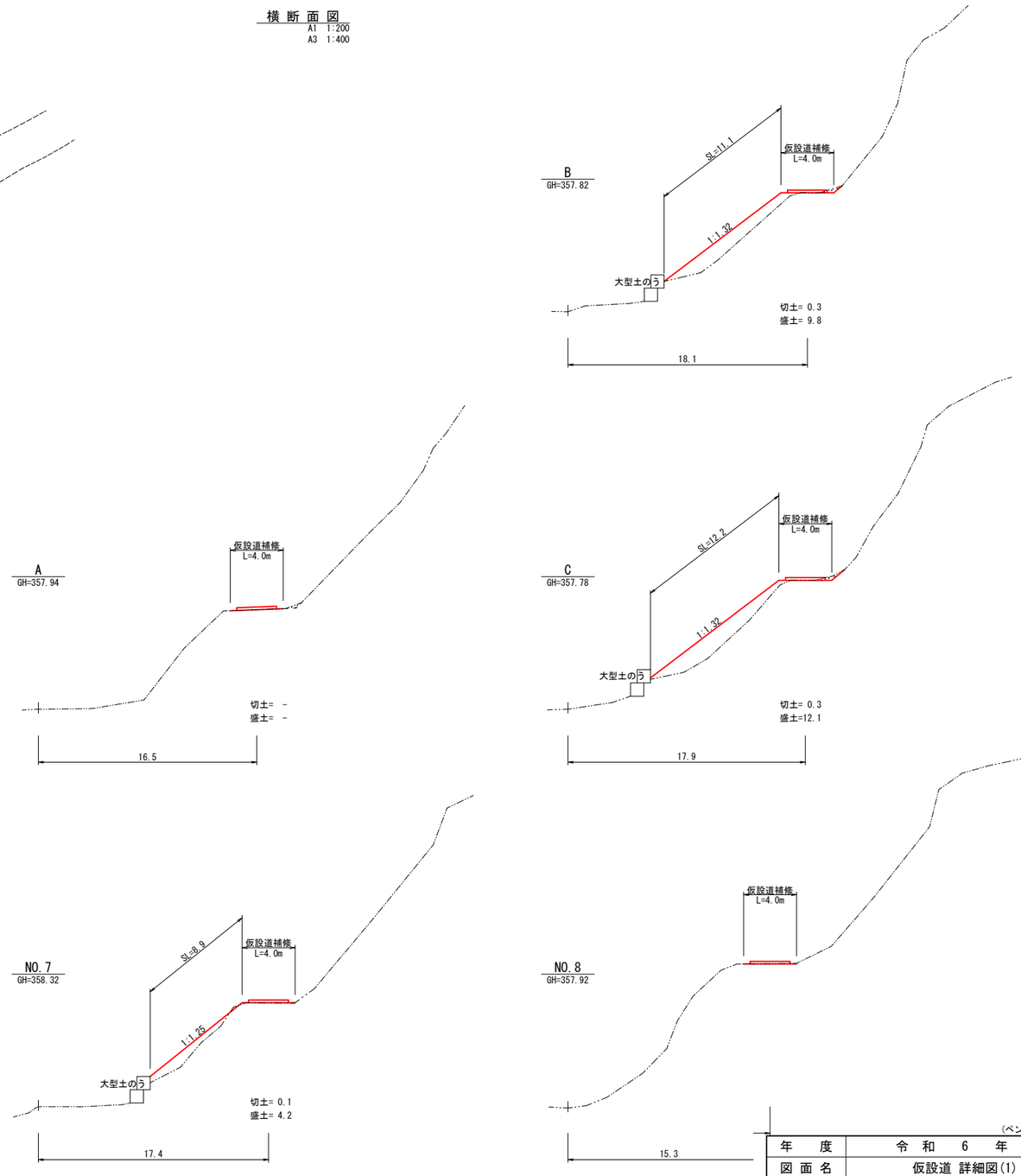

(ペンケシュール沢)

年 度	令 和 6 年 度		
図 面 名	仮設道 詳細図(1)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	12	縮 尺	A1 1:200 A3 1:400
受託者名	アルスマエヤ 株式会社	管理技術者	大塚 健
設 計 者	嶌野 利洋	製 図 者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(2)

A1 1:100
A3 1:200

横 断 面 図

(沢と合流)
22-1
GH= 361.82

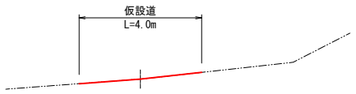

切土= －
盛土= －

22-3
GH= 363.89

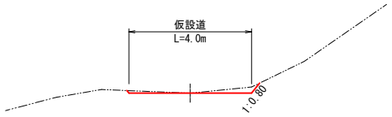

切土= 0.3
盛土= －

22-4
GH= 365.17

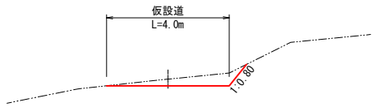

切土= 1.0
盛土= －

22-6
GH= 364.88

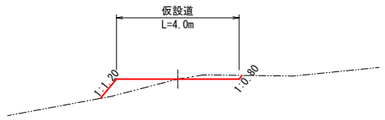

切土= 0.2
盛土= 0.7

22-2
GH= 363.19

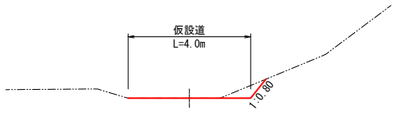

切土= 0.3
盛土= －

22-4
GH= 364.71

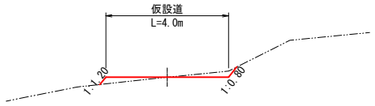

切土= 0.2
盛土= 0.2

22-5
GH= 364.93

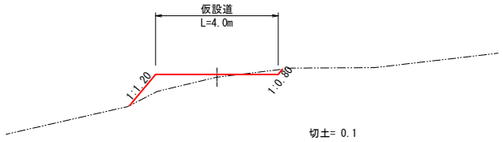

切土= 0.1
盛土= 0.9

22-7
GH= 365.07

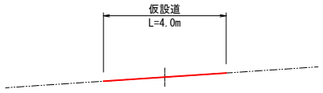

切土= －
盛土= －

縦 断 面 図

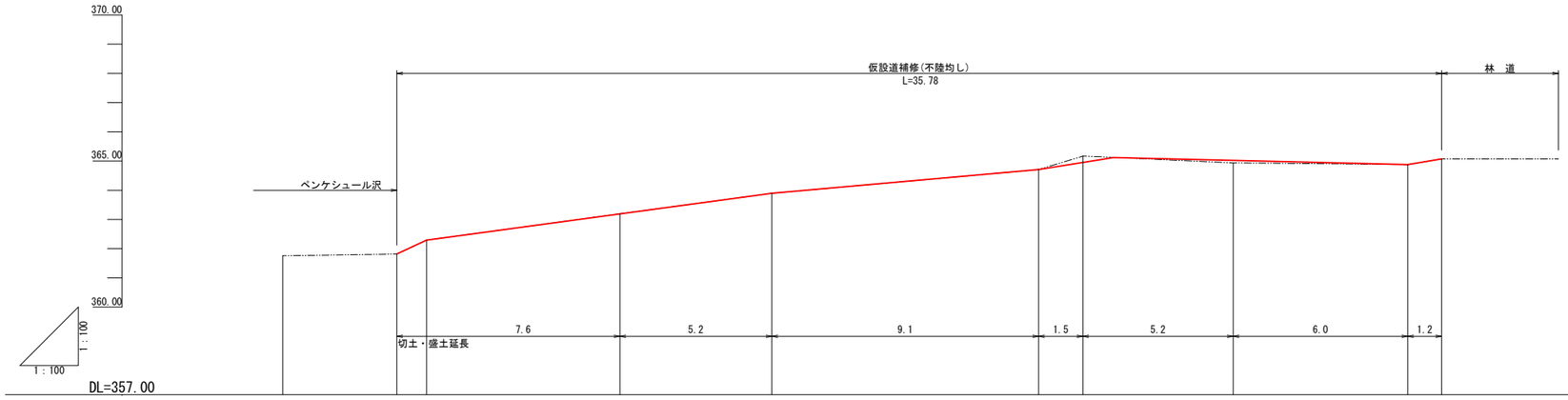

(ペンケシュール沢)

測点番号	NO22	22-1		22-2	22-3	22-4		22-5	22-6	22-7
追加距離	0.0	3.9	4.9	11.5	16.8	25.9	27.4	32.6	38.5	39.7
地盤高	361.76	361.82	362.29	363.19	363.89	364.71	365.17	364.93	364.88	365.07
勾配		46%	14% H=1.60/L=11.82		9% H=0.81/L=9.13		16% H=0.41/L=2.57	2% H=0.24/L=10.07	17%	

年度	令和 6 年度		
図面名	仮設道 詳細図(2)		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	13	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

平　面　図

A1 1:1000
A3 1:2000

集水面積= 61.5ha

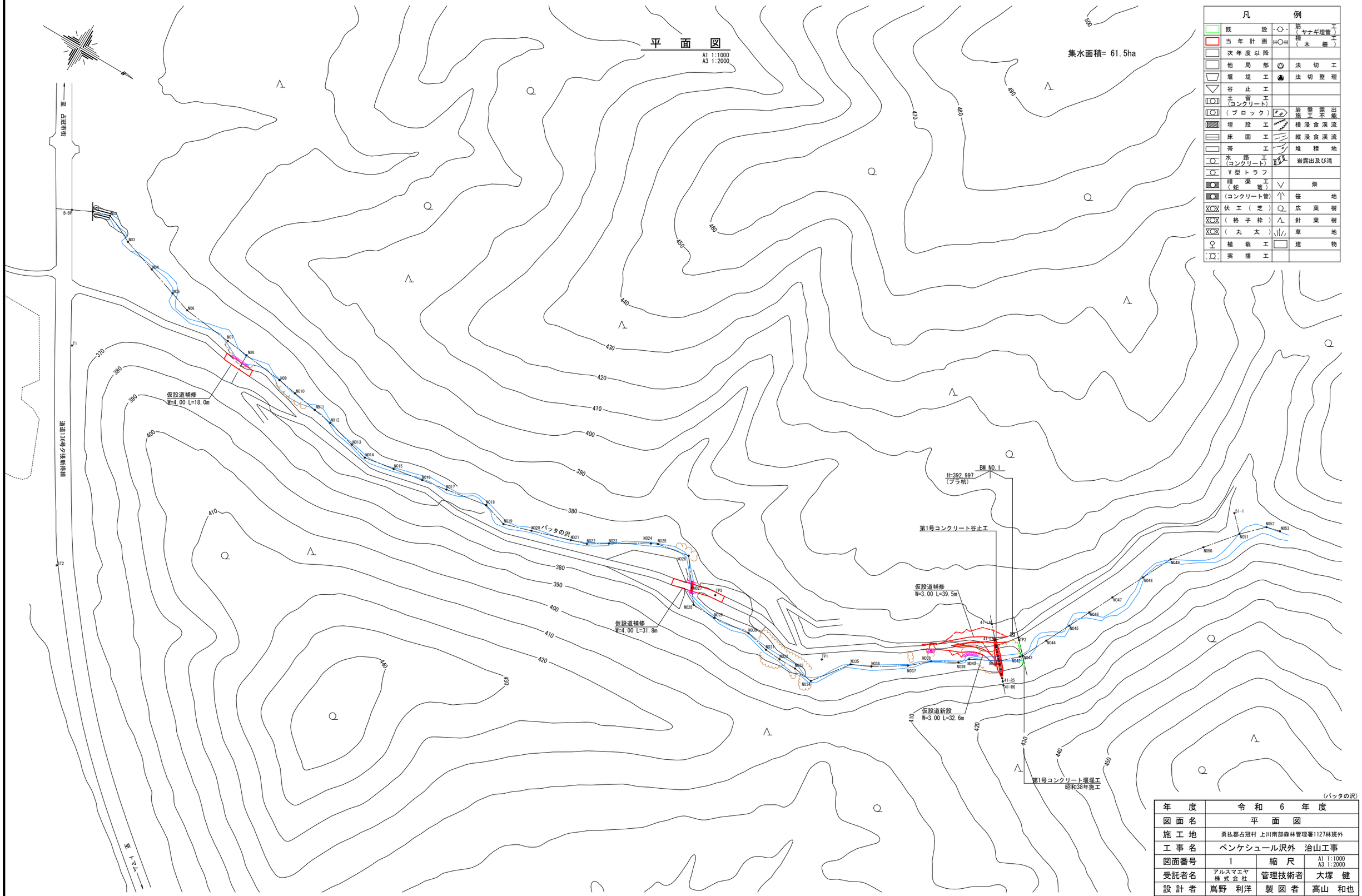

凡　例

既　設		筋（ヤナギ埋管）工	
当年計画		柵（木柵）工	
次年度以降			
他局部		法切工	
堰堤工		法切整理	
谷止工			
土留工（コンクリート）			
（ブロック）		岩盤露出施工不能	
埋設工		横浸食渓流	
床固工		縦浸食渓流	
帯工		堆積地	
水路工（コンクリート）		岩露出及び滝	
V型トラフ			
暗渠工（蛇篭）		畑	
（コンクリート管）		笹地	
伏工（芝）		広葉樹	
（格子枠）		針葉樹	
（丸太）		草地	
植栽工		建物	
実播工			

（パッタの沢）

年　度	令和　6　年度		
図面名	平　面　図		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	1	縮　尺	A1 1:1000 A3 1:2000
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設計者	嶌野　利洋	製図者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

縦 断 面 図

A1 縦1: 400 横1:2000
A3 縦1: 800 横1:4000

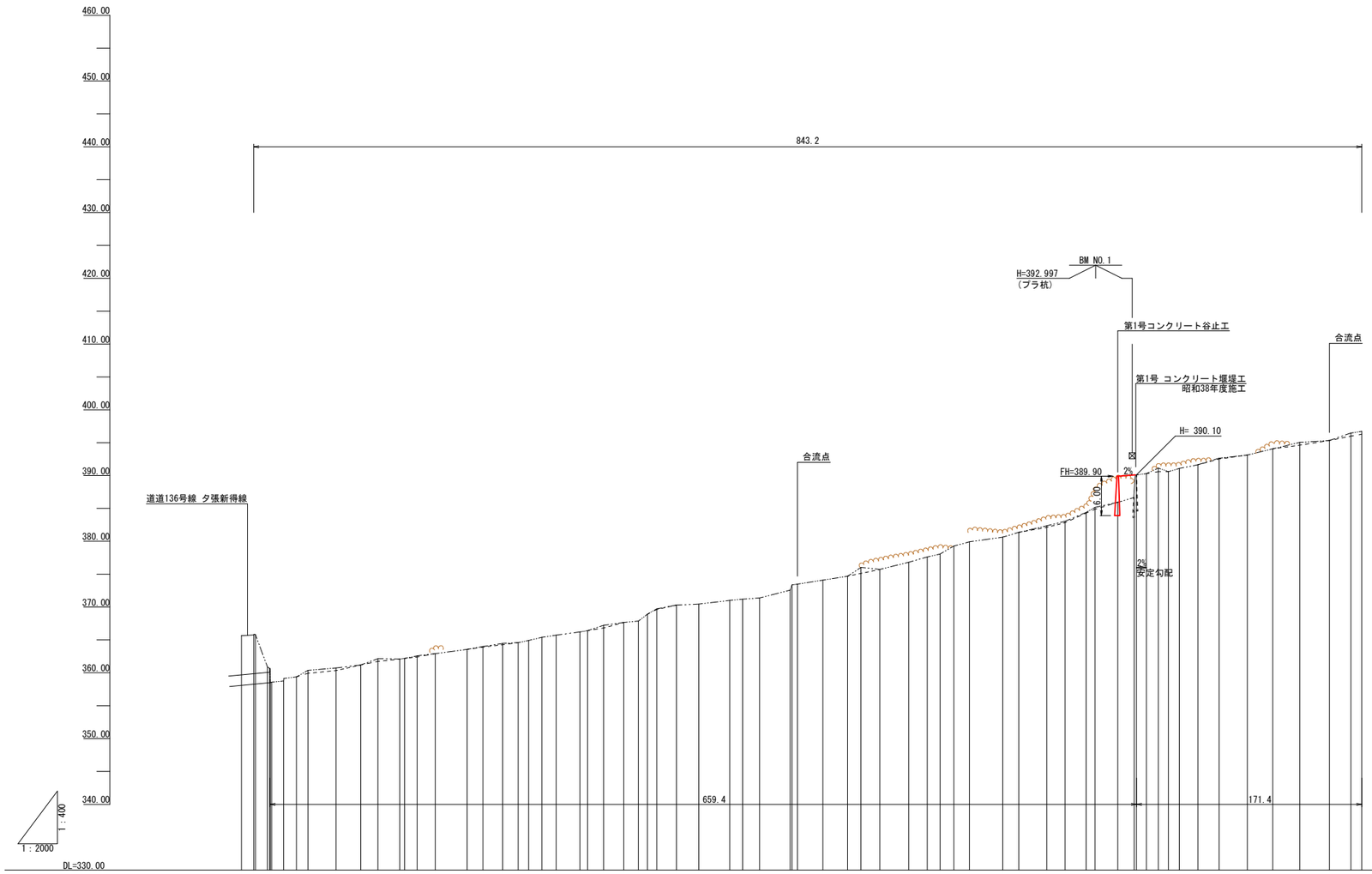

測点	B-BP	NO1	NO2	NO3	NO4	NO5	NO6	NO7	NO8	NO9	NO10	NO11	NO12	NO13	NO14	NO15	NO16	NO17	NO18	NO19	NO20	NO21	NO22	NO23
水平距離	0.0	9.4	1.3	9.2	1.8	0.1	1.2	9.1	9.7	8.9	21.3	18.8	13.0	16.7	3.7	9.5	13.8	24.3	11.9	15.1	11.8	7.9	10.1	10.9
追加距離	-9.4	0.0	1.3	10.5	12.3	12.4	13.6	22.7	32.4	41.3	62.6	81.4	94.4	111.1	114.8	124.3	138.1	162.4	174.3	189.4	201.2	209.1	219.2	230.1
垂直距離	0.00	0.10	0.05	-0.91	-2.17	0.16	0.10	0.63	1.00	0.36	0.46	0.46	0.94	-0.05	0.10	0.38	0.35	0.64	0.44	0.46	0.14	0.33	0.46	0.34
地盤高	365.65	365.75	365.80	360.89	358.49	358.59	358.75	359.38	360.38	360.74	361.20	361.74	362.14	362.09	362.19	362.57	362.92	363.56	364.00	364.46	364.60	364.93	365.39	365.73
河床高	365.65	365.75	365.80	360.89	358.49	358.59	358.75	359.38	359.92	360.34	361.20	361.74	362.14	362.09	362.19	362.41	362.92	363.56	363.91	364.26	364.60	364.93	365.39	365.73
渓床勾配		3 %																						

測点	NO24	NO25	NO26	NO27	NO28	NO29	NO30	NO31	NO32	NO33	NO34	NO35	NO36	NO37	NO38	NO39	NO40	NO41	NO42	NO43	NO44	NO45	NO46	NO47	NO48	NO49	NO50	NO51	NO52	NO53
水平距離	23.3	1.5	4.1	19.3	18.8	10.1	14.5	21.9	14.1	9.8	10.5	11.8	25.3	12.3	21.4	13.8	16.1	6.7	17.4	12.5	1.7	7.5	9.0	7.8	16.2	21.4	19.4	20.5	22.6	16.3	8.3
追加距離	408.1	409.6	413.7	433.0	451.8	461.9	476.4	498.3	512.4	522.2	532.7	544.5	569.8	582.1	603.5	617.3	633.4	640.1	657.5	670.0	671.7	679.2	688.2	696.0	712.2	734.6	756.0	775.4	795.9	818.5	834.8	843.1
垂直距離	1.19	0.81	0.10	0.61	0.59	1.33	-0.30	1.09	0.80	0.44	1.22	0.65	0.70	0.75	0.99	0.67	1.36	0.77	0.76	0.74	0.48	0.85	-0.54	0.49	0.56	0.99	0.48	0.97	0.99	0.27	1.14	0.25
地盤高	372.58	373.39	373.49	374.10	374.69	376.02	375.72	376.81	377.61	378.05	379.27	379.92	380.62	381.37	382.36	383.03	384.39	385.16	385.92	386.66	390.10	390.28	390.59	390.59	391.08	391.64	392.63	393.11	394.08	394.64	395.34	396.48	396.73
河床高	372.58	373.39	373.49	374.10	374.69	376.12	375.72	376.81	377.61	378.05	379.27	379.92	380.62	381.37	382.12	382.83	384.29	384.86	385.62	386.66	390.10	390.28	390.59	390.59	391.08	391.64	392.52	393.11	394.08	394.64	395.34	396.01	396.30
渓床勾配					4 %					6 %										4 %												

（バッタの沢）

年度	令和 6 年度		
図面名	縦断面図		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	2	縮尺	A1縦1: 400横1:2000 A3縦1: 800横1:4000
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

縦　断　面　図

A1 縦 1:200 横1:1000
A3 縦 1:400 横1:2000

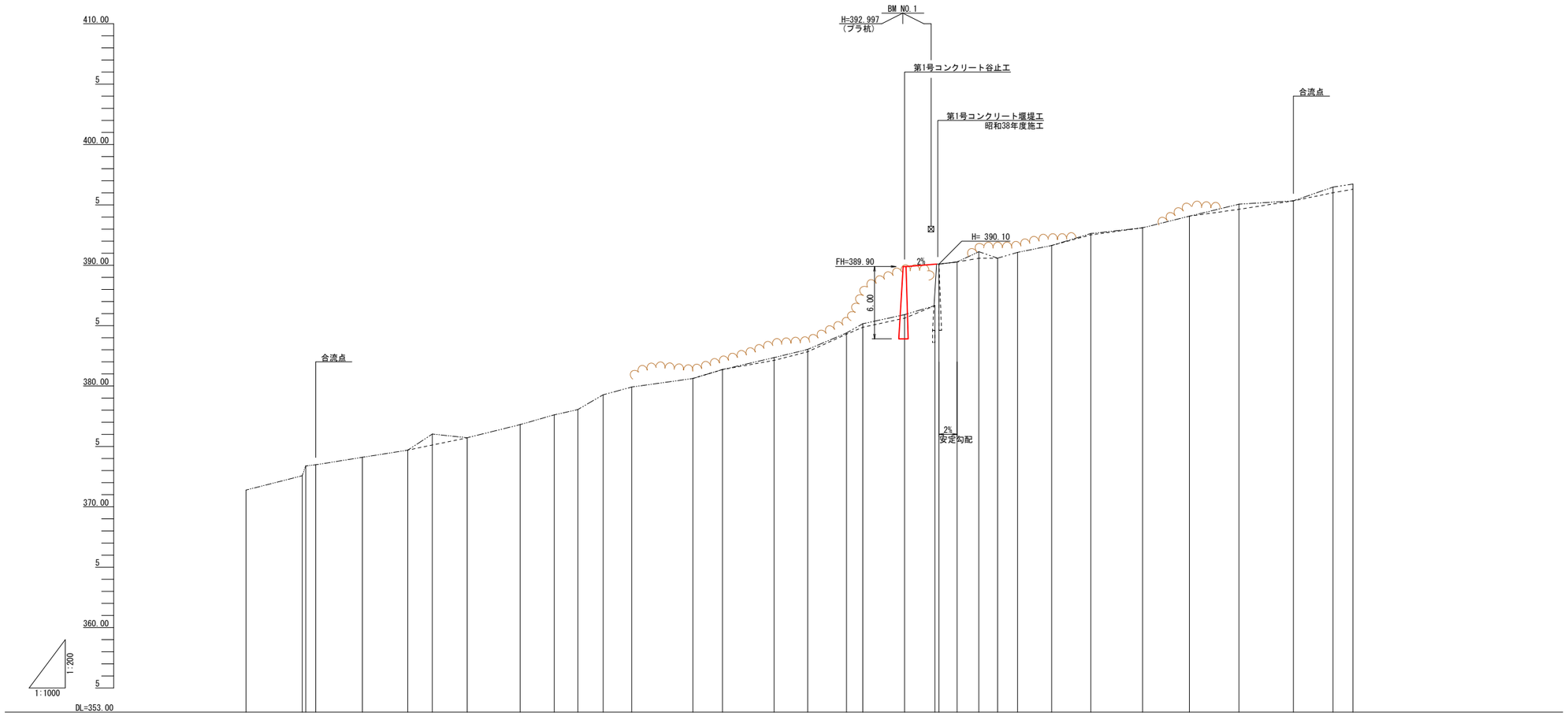

測点	水平距離	追加距離	垂直距離	地盤高	河床高
NO23	12.9	384.8	0.19	371.39	371.39
NO24	23.3	408.1	1.19	372.58	372.58
NO25	1.5	409.6	0.81	373.39	373.39
	4.1	413.7	0.10	373.49	373.49
NO26	19.3	433.0	0.61	374.10	374.10
NO27	18.8	451.8	0.59	374.69	374.69
NO28	10.2	461.9	1.33	376.02	375.12
NO29	14.4	476.4	-0.30	375.72	375.72
NO30	36.3	498.3	1.09	376.81	376.81
NO31	14.2	512.4	0.80	377.61	377.61
NO32	9.8	522.2	0.44	378.05	378.05
NO33	10.5	532.7	1.22	379.27	379.27
NO34	11.8	544.5	0.65	379.92	379.92
NO35	25.3	569.8	0.70	380.62	380.62
NO36	12.3	582.1	0.75	381.37	381.37
NO37	21.4	603.5	0.99	382.36	382.12
NO38	13.8	617.3	0.67	383.03	382.83
NO39	16.1	633.4	1.36	384.39	384.29
NO40	6.7	640.1	0.77	385.16	384.86
NO41	17.4	657.5	0.76	385.92	385.62
NO42	12.5	670.0	0.74	386.66	386.66
NO43	1.7	671.7	3.44	390.10	390.10
	7.5	679.2	0.18	390.28	390.28
NO44	9.0	688.2	0.85	391.13	390.59
	7.8	696.0	-0.54	390.59	390.59
NO45	8.3	704.3	0.49	391.08	391.08
NO46	14.1	718.4	0.56	391.64	391.64
NO47	16.2	734.6	0.99	392.63	392.52
NO48	21.4	756.0	0.48	393.11	393.11
NO49	19.4	775.4	0.97	394.08	394.08
NO50	20.5	795.9	0.99	395.07	394.64
NO51	22.6	818.5	0.27	395.34	395.34
NO52	16.3	834.8	1.14	396.48	396.01
NO53	8.3	843.1	0.25	396.73	396.30

渓床勾配：4％　6％　4％

（バッタの沢）

年度	令和 6 年度		
図面名	縦断面図		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	3	縮尺	A1縦1: 200横1:1000 A3縦1: 400横1:2000
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工 構造図(1)

測点 NO.41

A1 1:100,1:50
A3 1:200,1:100

正 面 図

A1 1:100
A3 1:200

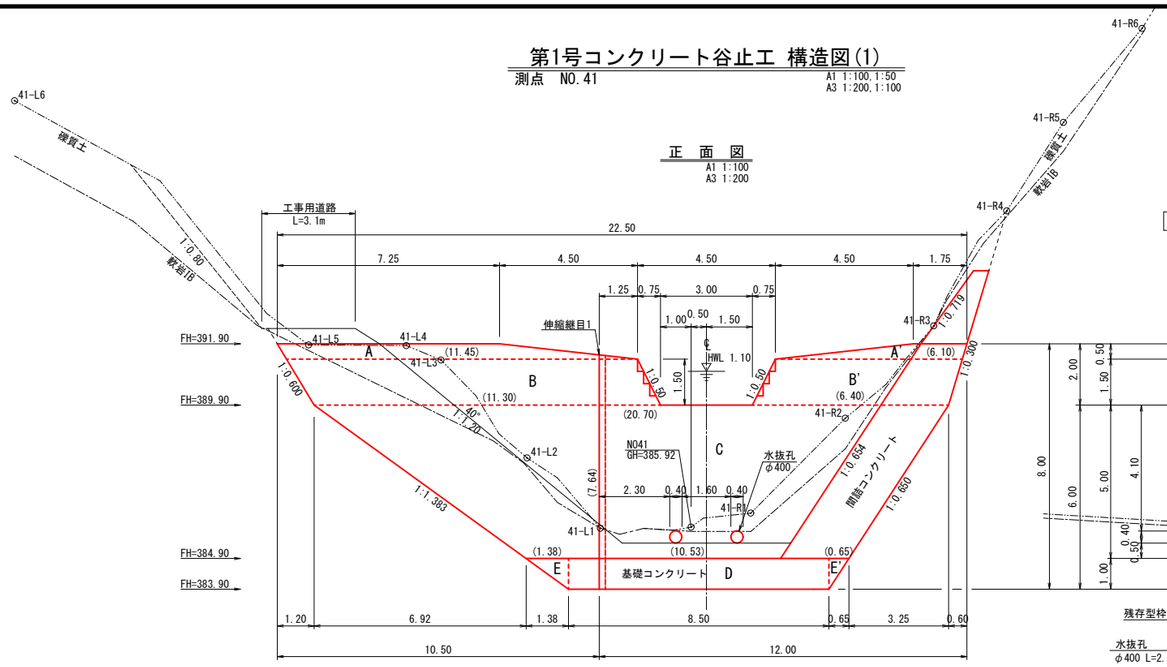

(4型) 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

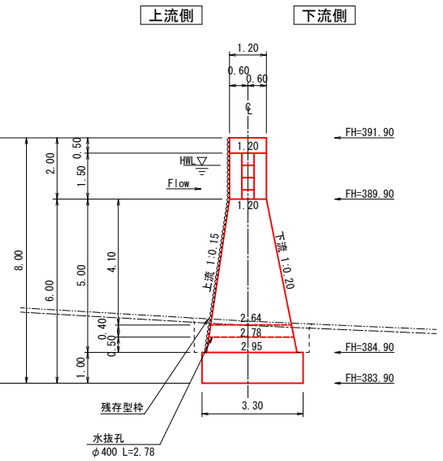

平 面 図

A1 1:100
A3 1:200

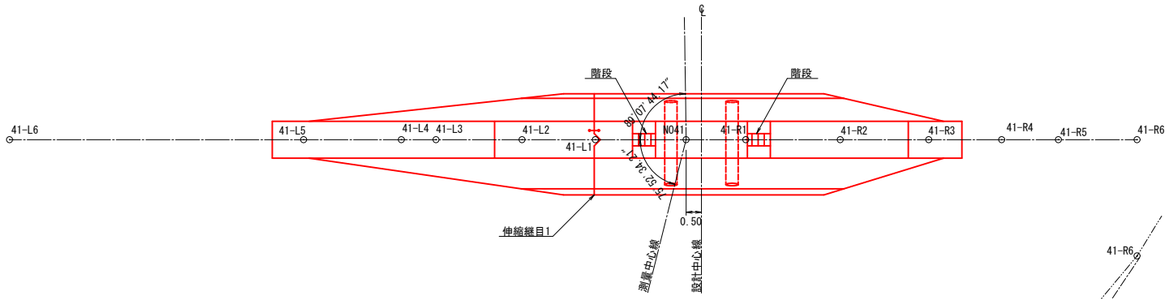

埋戻し図

A1 1:100
A3 1:200

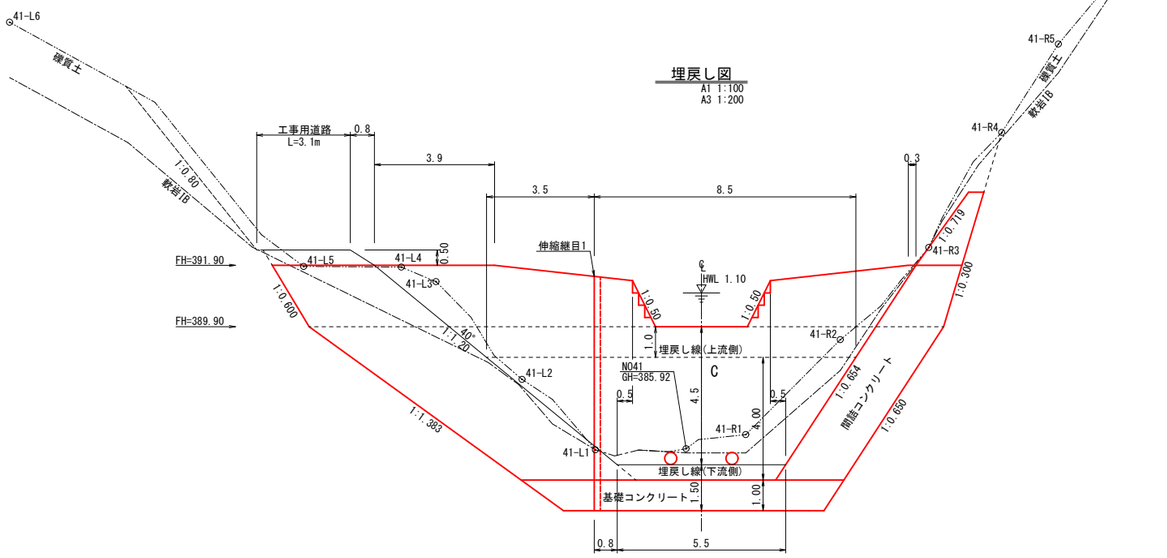

放水路階段詳細図

A1 1:50
A3 1:100

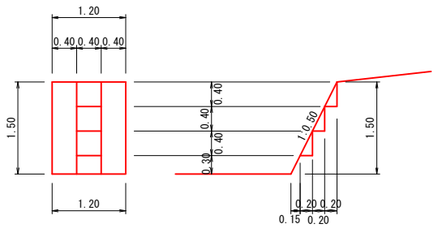

第1号 コンクリート谷止工

集水面積	A	=	61.5 ha
最大時間雨量	r	=	88.6 mm/hr
流出係数	f	=	0.46
計画高水流量	Q	=	6.96 m3/S
越流水深	h'	=	1.10(縮流堰)m
余裕高	h1	=	0.40m
越流水深+余裕高		=	1.50m
放水路高さ	H	=	1.50m

土圧(h)
L=22.50m H=6.00m V=224.903
b= 1.20m m=1:0.15 n=1:0.20

(バッタの沢)

年 度	令 和 6 年 度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工 構造図(1)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	4	縮 尺	A1 1:100,1:50 A3 1:200,1:100
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設 計 者	嶌野 利洋	製 図 者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工 構造図(2)

測点 NO.41

A1 1:100
A3 1:200

(伸縮継目・水没コンクリート) 正面図

A1 1:100
A3 1:200

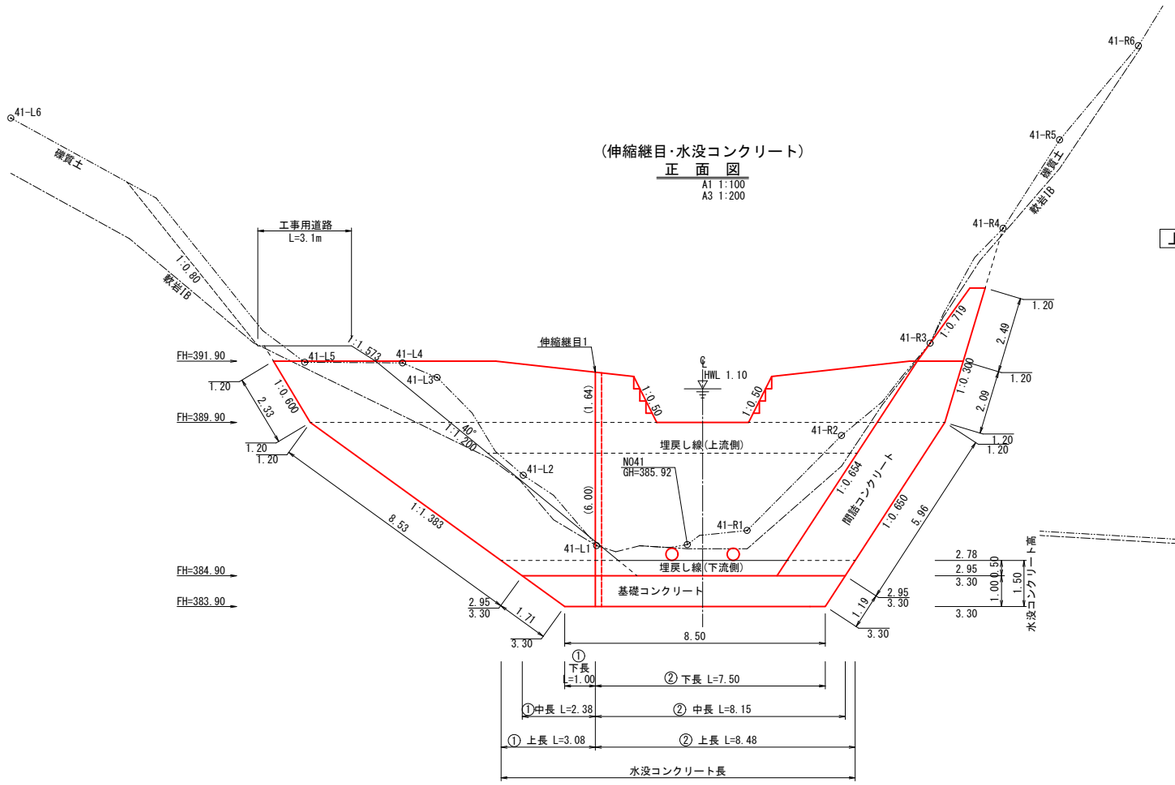

(4型) 断面図

A1 1:100
A3 1:200

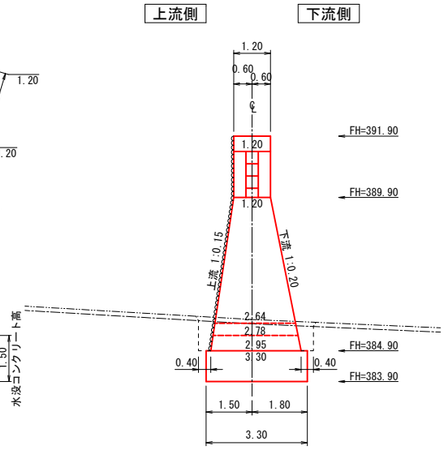

伸縮継目1 断面図

A1 1:100
A3 1:200

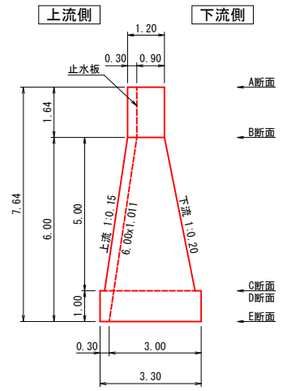

伸縮継目1平面図

A1 1:100
A3 1:200

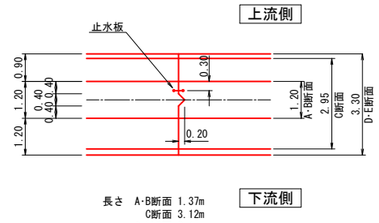

長さ A・B断面 1.37m
C断面 3.12m
D・E断面 3.47m

(緑化範囲) 平面図

A1 1:100
A3 1:200

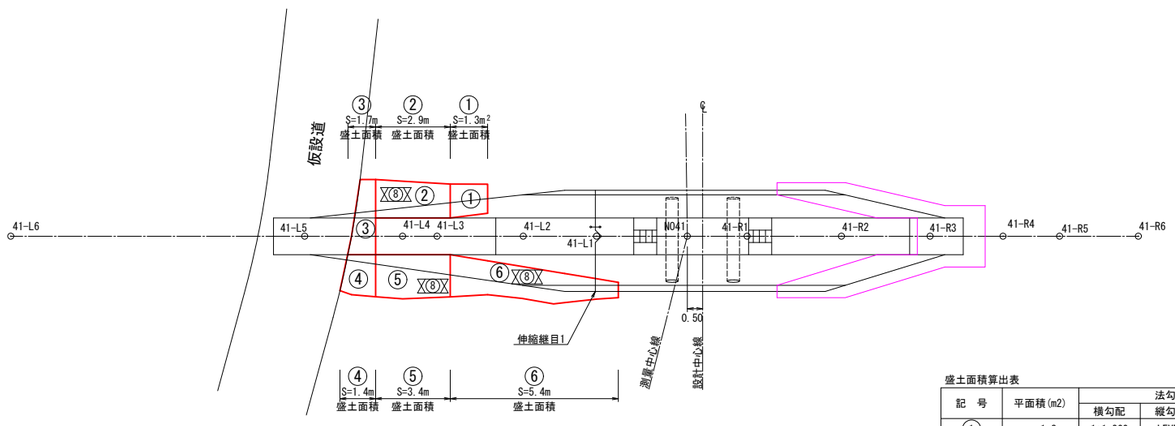

盛土面積算出表

記号	平面積(m2)	法勾配 横勾配	法勾配 縦勾配	法勾配 合成勾配	法係数	法面積(m2)
①	1.3	1:1.200	LEVEL	1:1.200	1.302	1.69
②	2.9	1:1.200	LEVEL	1:1.200	1.302	3.78
③	1.7	1:1.573	LEVEL	1:1.573	1.185	2.02
④	1.4	1:1.573	1:8.049	1:1.544	1.191	1.67
⑤	3.4	1:1.200	LEVEL	1:1.200	1.302	4.43
⑥	5.4	1:1.200	LEVEL	1:1.200	1.302	7.03

凡例	工種(種別)
⑧ ①～⑥	植生シート

(バッタの沢)

年度	令和 6 年度		
図面名	第1号コンクリート谷止工 構造図(2)		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	5	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (1)

測点　NO.41

A1 1:100
A3 1:200

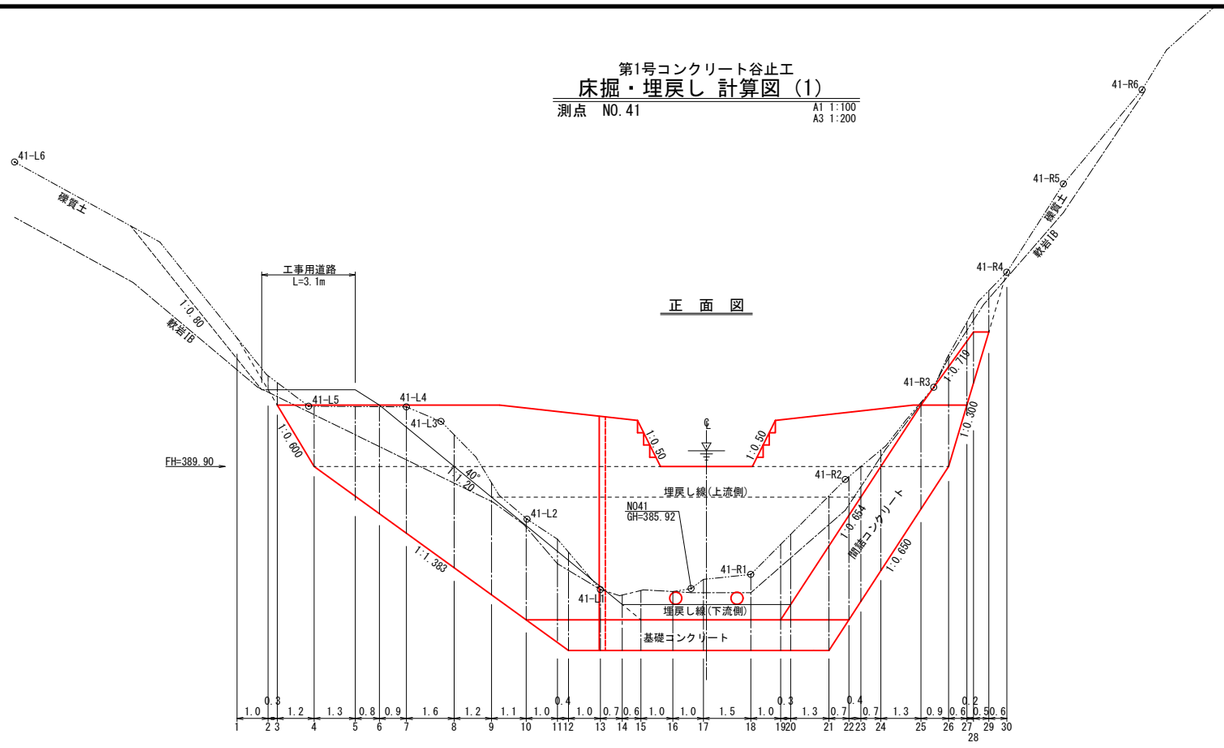

2

4

6

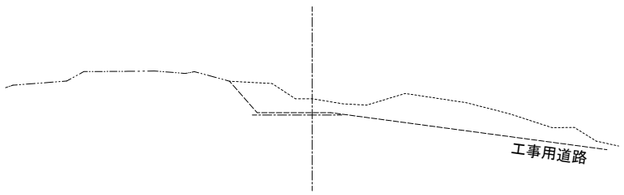

RCA(軟岩IB)= 0.0
CA(礫質土)= 0.0
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

1

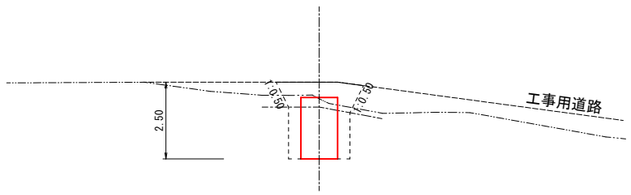

RCA(軟岩IB)= 3.3
CA(礫質土)= 2.1
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 3.0

3

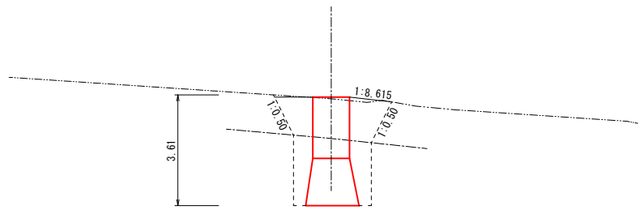

RCA(軟岩IB)= 5.5
CA(礫質土)= 4.2
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 5.2

5

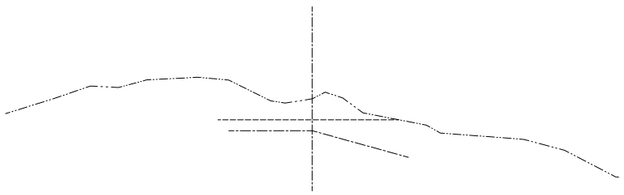

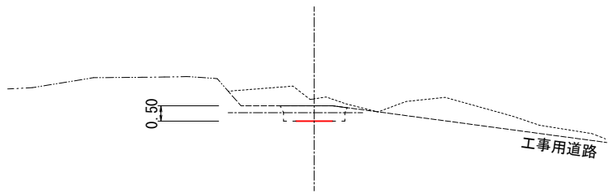

RCA(軟岩IB)= 0.6
CA(礫質土)= 0.5
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 1.0

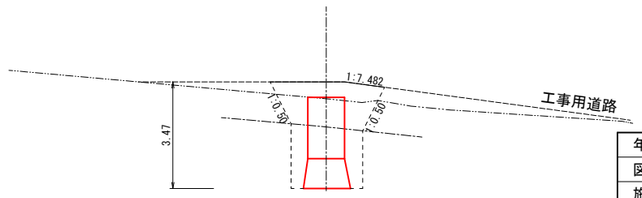

RCA(軟岩IB)= 4.7
CA(礫質土)= 4.4
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 5.4

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(バッタの沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(1)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	6	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (2)

測点　NO.41

A1 1:100
A3 1:200

9

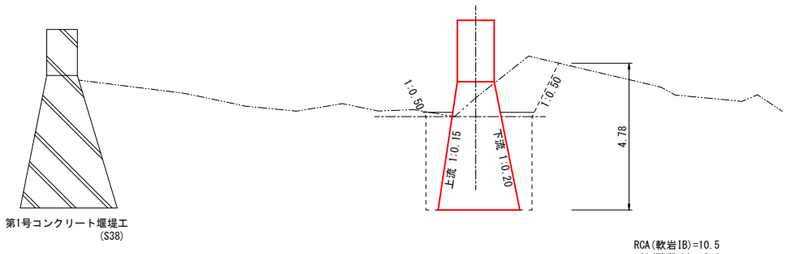

RCA(軟岩IB)=10.5
CA(礫質土)= 3.6
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 4.3

8

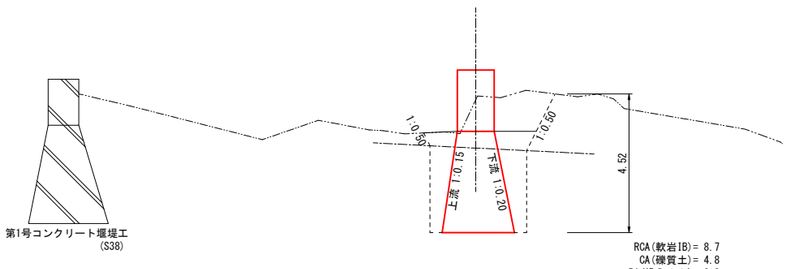

RCA(軟岩IB)= 8.7
CA(礫質土)= 4.8
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 4.7

7

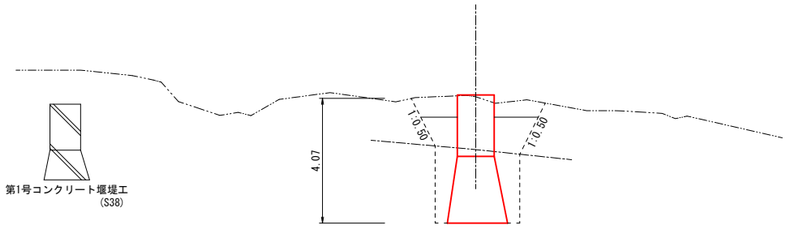

RCA(軟岩IB)= 6.6
CA(礫質土)= 6.0
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 5.2

12

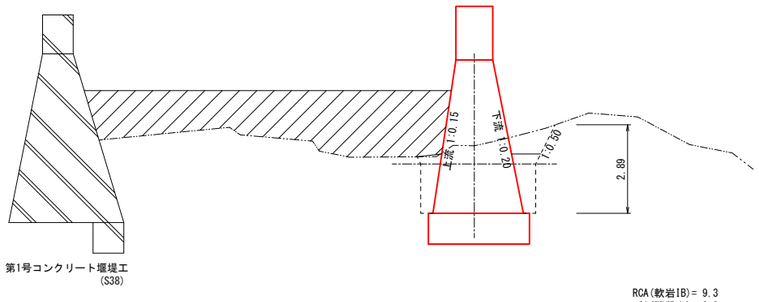

RCA(軟岩IB)= 9.3
CA(礫質土)= 2.8
BA(投入のみ)=19.7
BA(投入+締固め)= 2.2

11

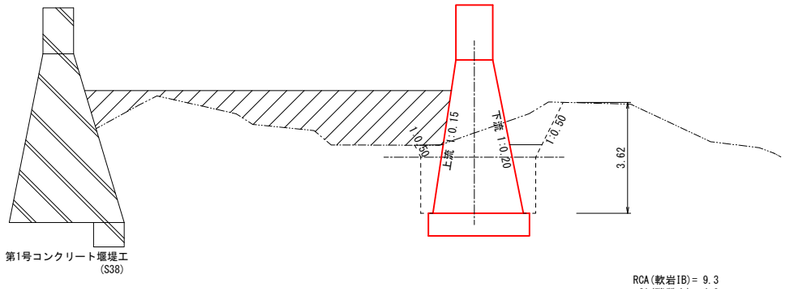

RCA(軟岩IB)= 9.3
CA(礫質土)= 4.0
BA(投入のみ)=13.3
BA(投入+締固め)= 2.7

10

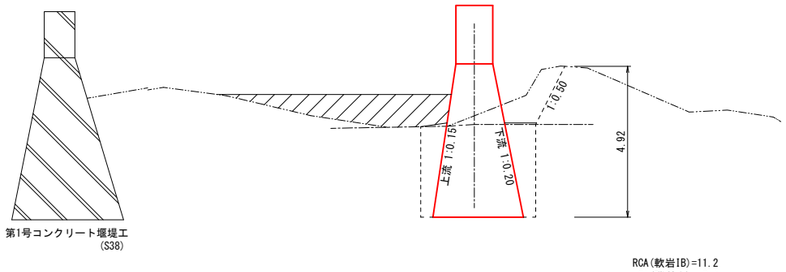

RCA(軟岩IB)=11.2
CA(礫質土)= 2.4
BA(投入のみ)= 5.3
BA(投入+締固め)= 4.1

14

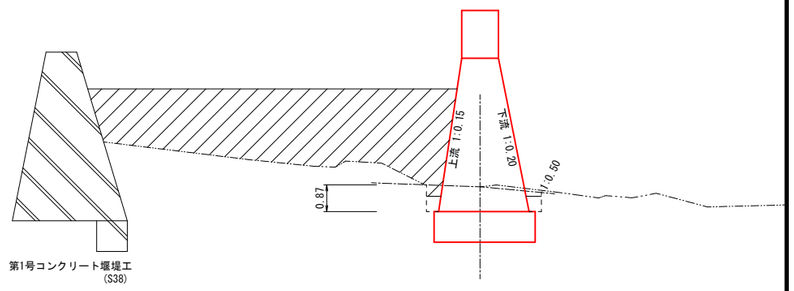

RCA(軟岩IB)= 6.2
CA(礫質土)= 0.2
BA(投入のみ)=26.5
BA(投入+締固め)= 0.4

13

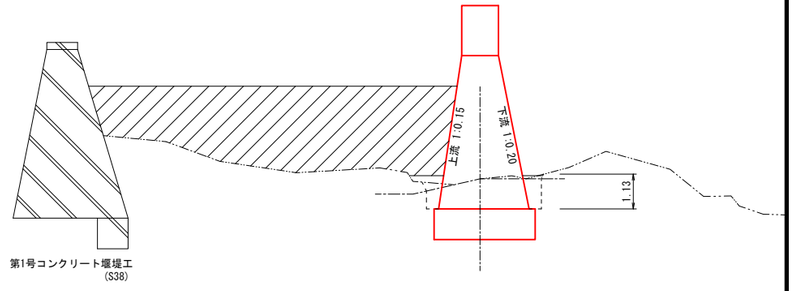

RCA(軟岩IB)= 6.6
CA(礫質土)= 0.3
BA(投入のみ)=26.8
BA(投入+締固め)= 1.2

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(パッタの沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(2)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	7	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図 (3)

測点　NO.41

A1 1:100
A3 1:200

17

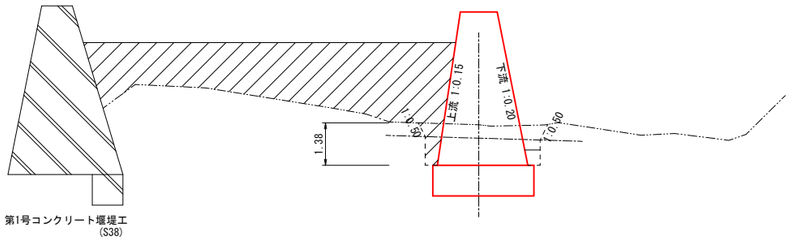

RCA(軟岩IB)= 6.6
CA(礫質土)= 1.8
BA(投入のみ)=23.5
BA(投入+締固め)= 0.2

20

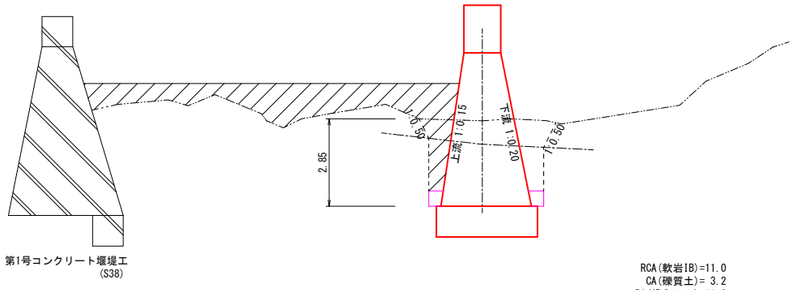

RCA(軟岩IB)=11.0
CA(礫質土)= 3.2
BA(投入のみ)=11.9
BA(投入+締固め)= 0.0

22

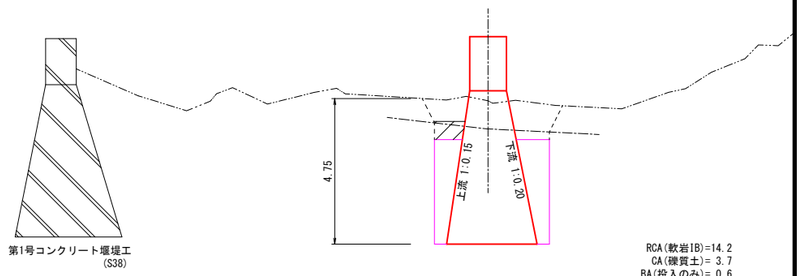

RCA(軟岩IB)=14.2
CA(礫質土)= 3.7
BA(投入のみ)= 0.6
BA(投入+締固め)= 0.0

16

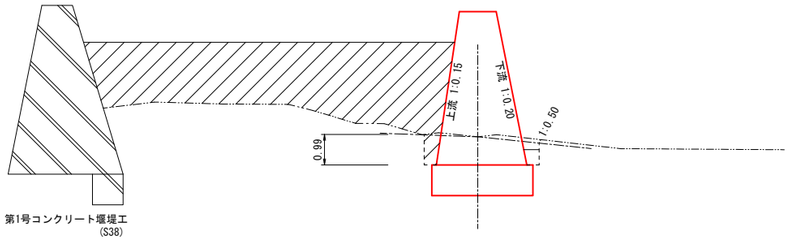

RCA(軟岩IB)= 6.6
CA(礫質土)= 0.3
BA(投入のみ)=26.0
BA(投入+締固め)= 0.2

19

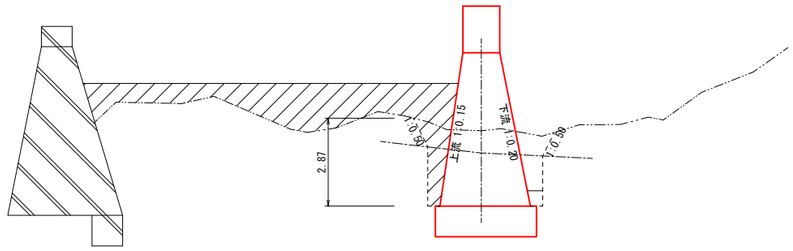

RCA(軟岩IB)= 9.3
CA(礫質土)= 3.0
BA(投入のみ)=13.8
BA(投入+締固め)= 0.2

21

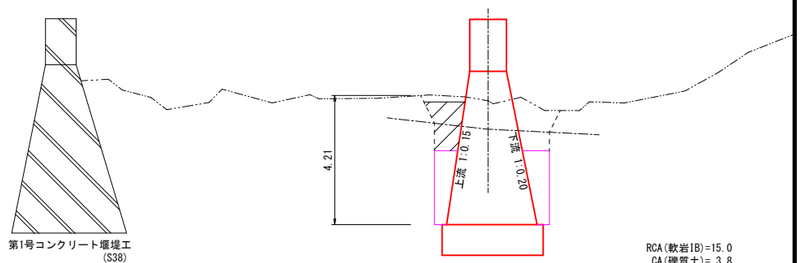

RCA(軟岩IB)=15.0
CA(礫質土)= 3.8
BA(投入のみ)= 1.5
BA(投入+締固め)= 0.0

15

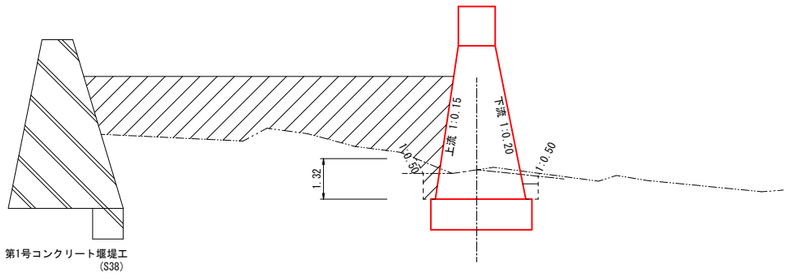

RCA(軟岩IB)= 6.5
CA(礫質土)= 0.4
BA(投入のみ)=25.2
BA(投入+締固め)= 0.2

18

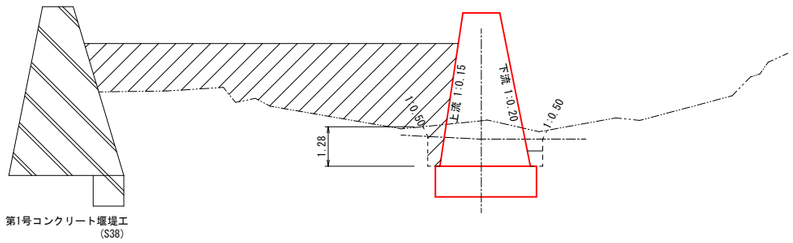

RCA(軟岩IB)= 6.7
CA(礫質土)= 1.7
BA(投入のみ)=24.5
BA(投入+締固め)= 0.2

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

(バッタの沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(3)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	8	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工

床掘・埋戻し 計算図（4）

測点　NO.41

A1 1:100
A3 1:200

25

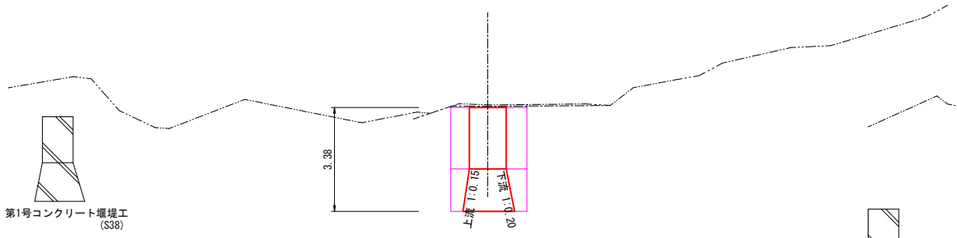

RCA(軟岩IB)= 8.5
CA(礫質土)= 0.1
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

24

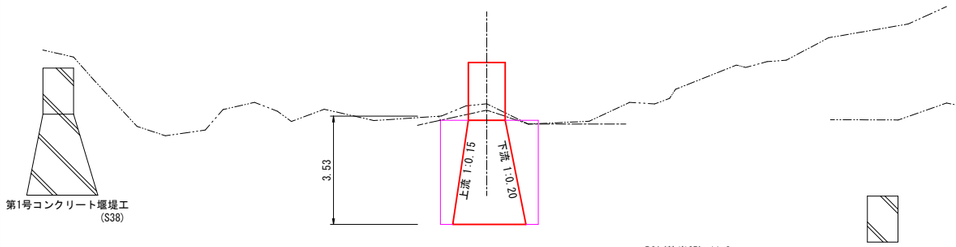

RCA(軟岩IB)=11.2
CA(礫質土)= 0.5
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

23

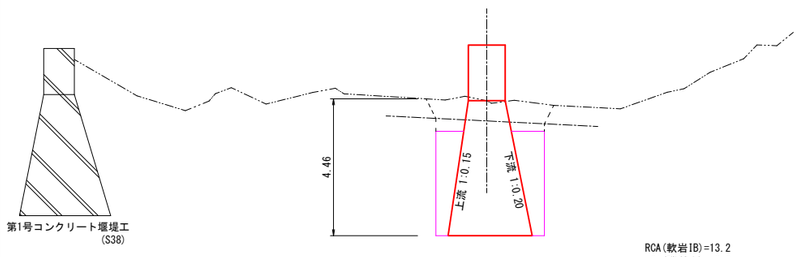

RCA(軟岩IB)=13.2
CA(礫質土)= 2.6
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

28

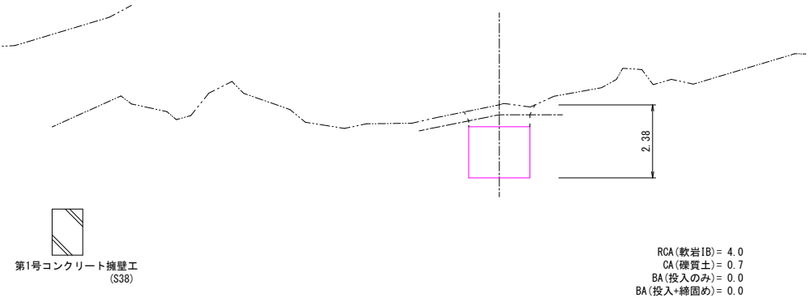

RCA(軟岩IB)= 4.0
CA(礫質土)= 0.7
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

27

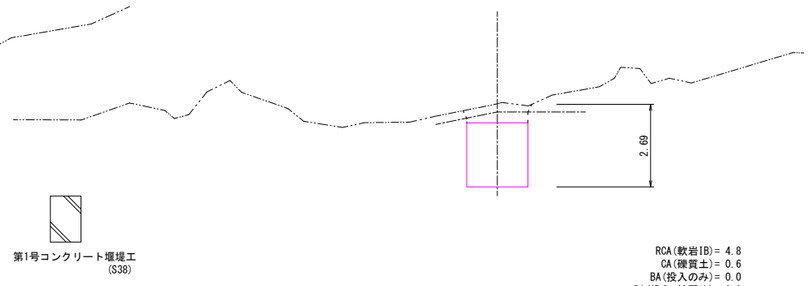

RCA(軟岩IB)= 4.8
CA(礫質土)= 0.6
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

26

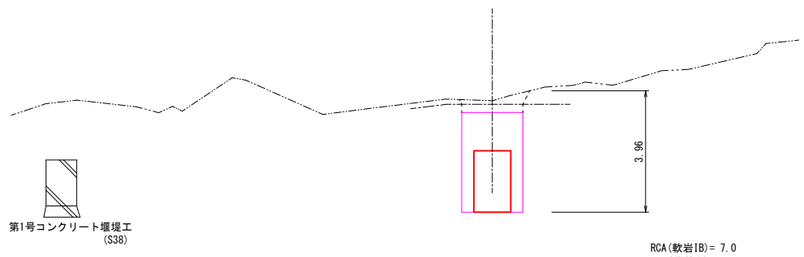

RCA(軟岩IB)= 7.0
CA(礫質土)= 0.4
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

30

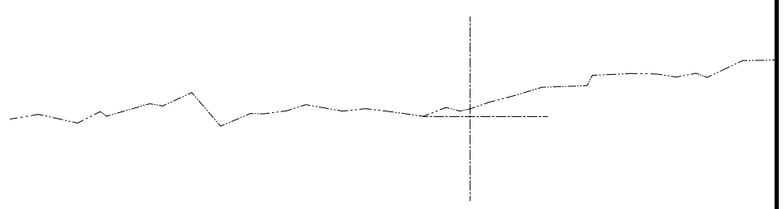

29

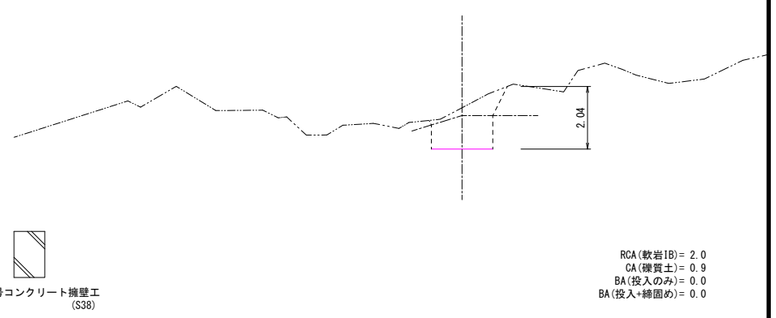

RCA(軟岩IB)= 2.0
CA(礫質土)= 0.9
BA(投入のみ)= 0.0
BA(投入+締固め)= 0.0

凡 例	埋戻し種別
	機械施工 投入+締固め
	機械施工 投入のみ

（パッタの沢）

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工床掘・埋戻し 計算図(4)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	9	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

第1号コンクリート谷止工 間詰詳細図

測点　NO.41

A1 1:100
A3 1:200

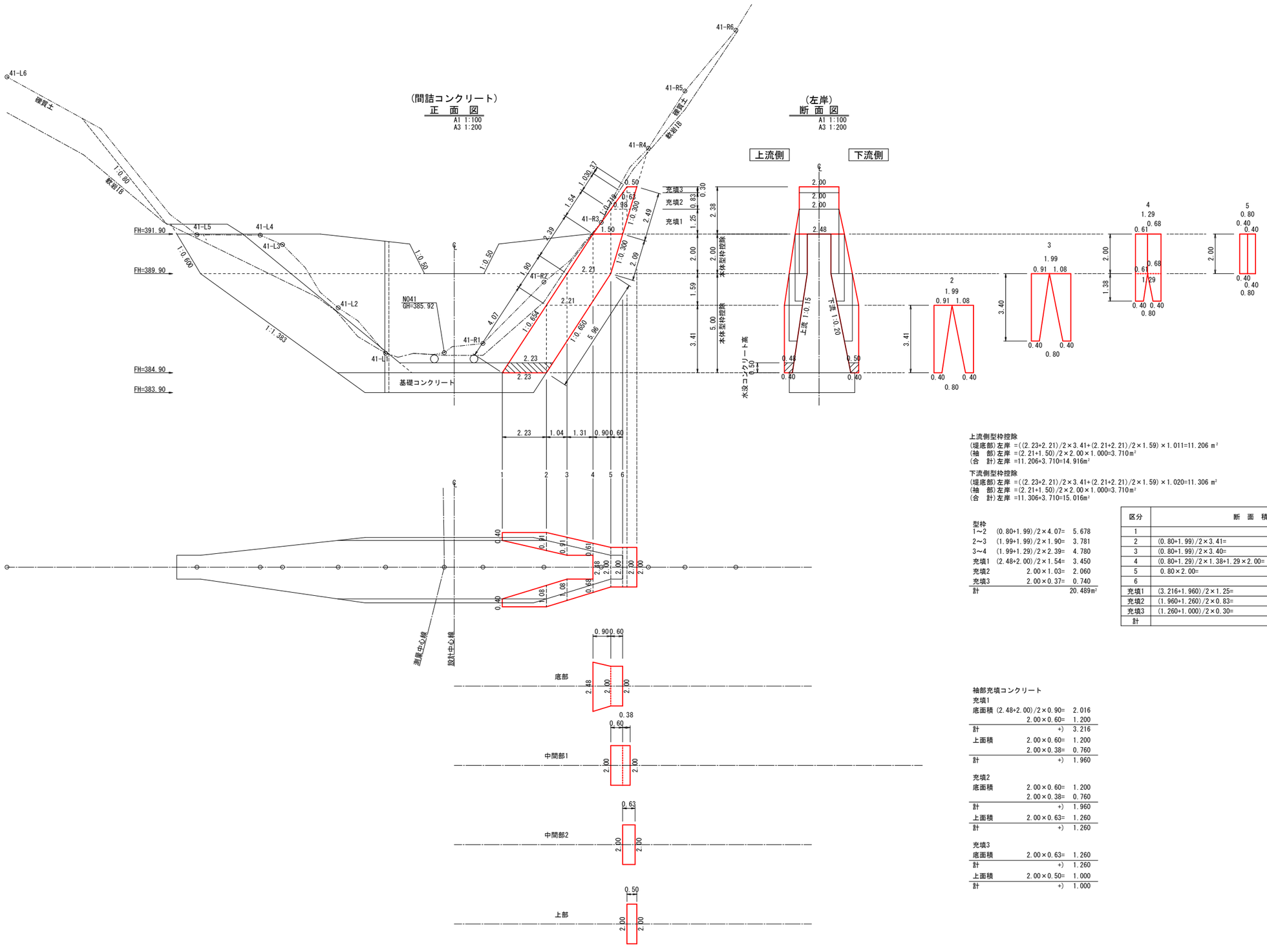

上流側型枠控除
(堤底部)左岸 =((2.23+2.21)/2×3.41+(2.21+2.21)/2×1.59)×1.011=11.206 m²
(袖　部)左岸 =(2.21+1.50)/2×2.00×1.000=3.710m²
(合　計)左岸 =11.206+3.710=14.916m²

下流側型枠控除
(堤底部)左岸 =((2.23+2.21)/2×3.41+(2.21+2.21)/2×1.59)×1.020=11.306 m²
(袖　部)左岸 =(2.21+1.50)/2×2.00×1.000=3.710m²
(合　計)左岸 =11.306+3.710=15.016m²

型枠

1～2	(0.80+1.99)/2×4.07=	5.678
2～3	(1.99+1.99)/2×1.90=	3.781
3～4	(1.99+1.29)/2×2.39=	4.780
充填1	(2.48+2.00)/2×1.54=	3.450
充填2	2.00×1.03=	2.060
充填3	2.00×0.37=	0.740
計		20.489m²

区分	断　面　積　計　算		平均断面積	延長	体積
1		0.000			
2	(0.80+1.99)/2×3.41=	4.757	2.379	2.23	5.305
3	(0.80+1.99)/2×3.40=	4.743	4.750	1.04	4.940
4	(0.80+1.29)/2×1.38+1.29×2.00=	4.022	4.383	1.31	5.742
5	0.80×2.00=	1.600	2.811	0.90	2.530
6		0.000	0.800	0.60	0.480
充填1	(3.216+1.960)/2×1.25=				3.235
充填2	(1.960+1.260)/2×0.83=				1.336
充填3	(1.260+1.000)/2×0.30=				0.339
計					23.907

袖部充填コンクリート

充填1

底面積	(2.48+2.00)/2×0.90=	2.016
	2.00×0.60=	1.200
計	+)	3.216
上面積	2.00×0.60=	1.200
	2.00×0.38=	0.760
計	+)	1.960

充填2

底面積	2.00×0.60=	1.200
	2.00×0.38=	0.760
計	+)	1.960
上面積	2.00×0.63=	1.260
計	+)	1.260

充填3

底面積	2.00×0.63=	1.260
計	+)	1.260
上面積	2.00×0.50=	1.000
計	+)	1.000

(バッタの沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	第1号コンクリート谷止工 間詰詳細図		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	10	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(1)

平 面 図

A1 1:100
A3 1:200

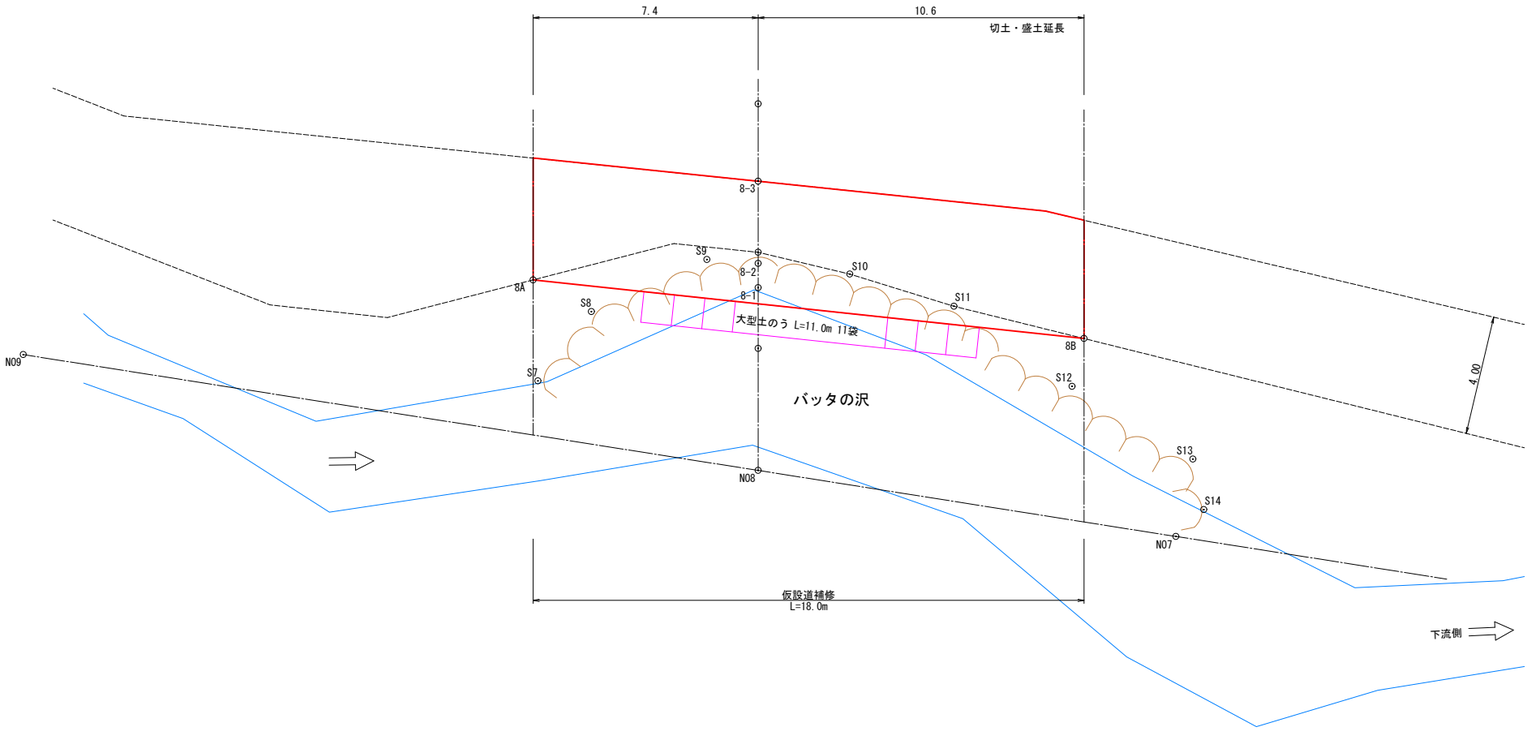

横 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

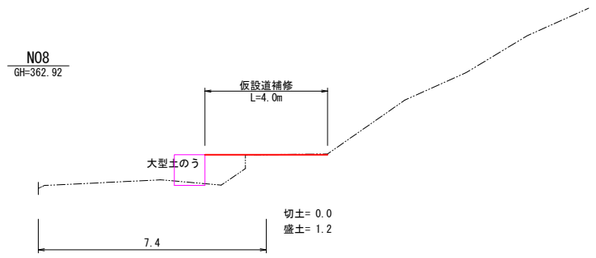

(バッタの沢)

年 度	令 和 6 年 度		
図 面 名	仮設道 詳細図(1)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	11	縮 尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株 式 会 社	管理技術者	大塚 健
設 計 者	嶌野 利洋	製 図 者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(2)

平 面 図

A1 1:100
A3 1:200

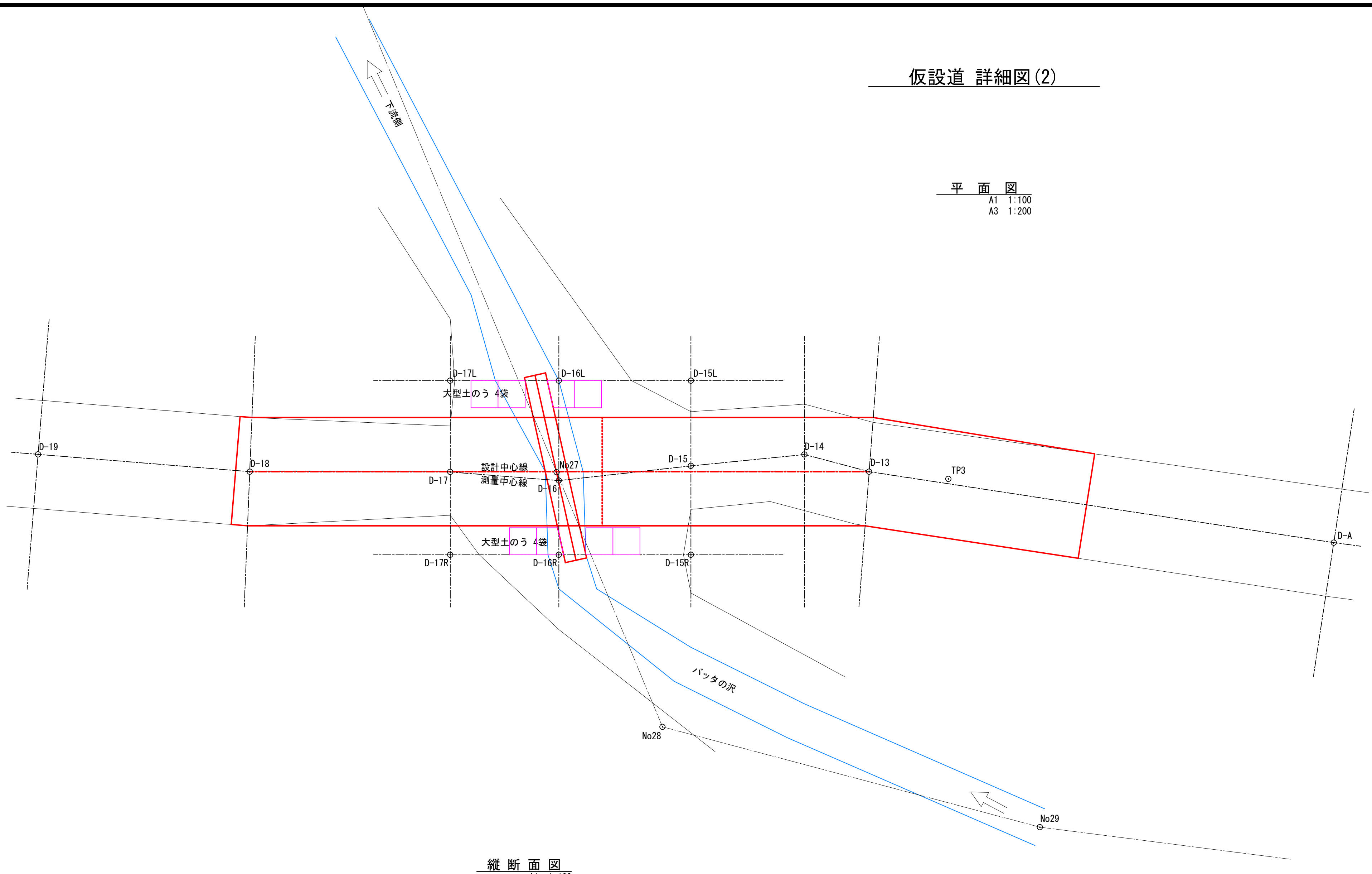

縦 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

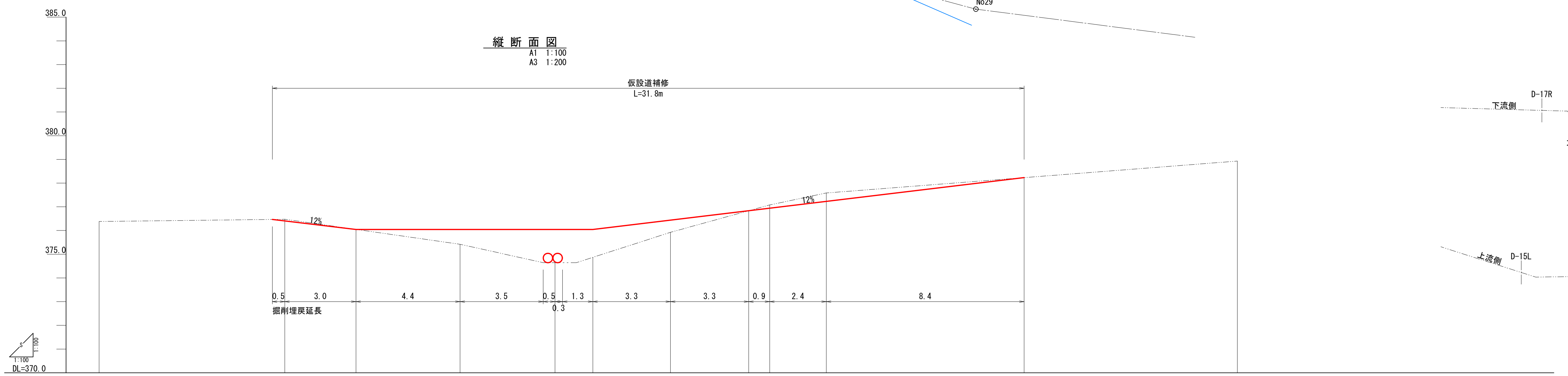

	D-19		D-18	18B	D-17	16A	D-16	16B	16C	D-15	15A	D-14	D-13		D-A
勾配		376.47	i=-12.147% L=3.54m	376.04	LEVEL L=10.01m				376.04		i=12.013% L=18.23m			378.23	
盛高															
計画高		376.47	376.41	376.04	376.04		376.04		376.04	376.44	376.84	376.94	377.23	378.23	
地盤高	376.39	376.47	376.48	376.04	375.42		374.64		374.87	375.93	376.84	377.08	377.59	378.23	378.93
逓加水平距離	0.00	7.32	7.85	10.86	15.26	(18.77)	19.27	(19.59)	20.87	24.15	(27.46)	28.35	30.74	39.10	48.12
測点	D-19		D-18	18B	D-17	16A	D-16	16B	16C	D-15	15A	D-14	D-13		D-A

正 面 図

A1 1:100
A3 1:200

D-16R

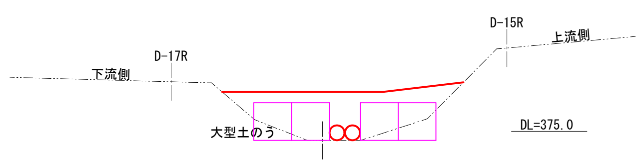

D-16L

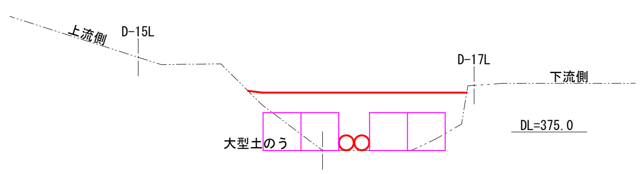

(バッタの沢)

年度	令和 6 年度		
図面名	仮設道 詳細図(2)		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	12	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(3)

横 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

D-17

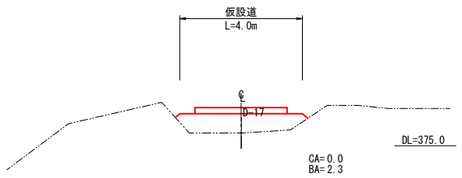

D-15A

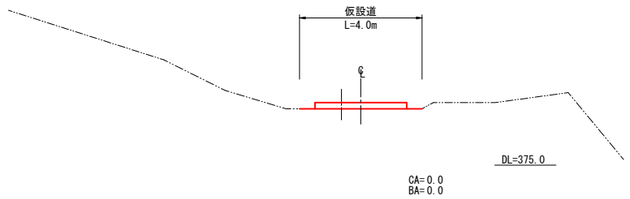

D-A

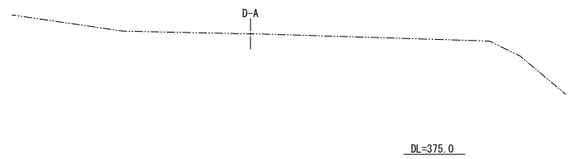

D-18

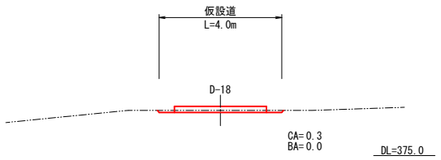

D-15

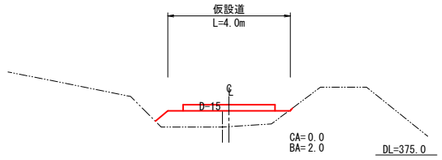

D-13

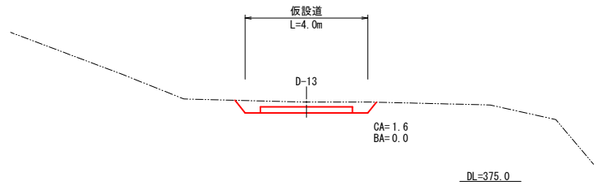

D-19

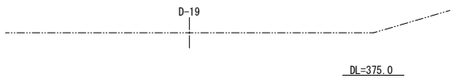

D-16

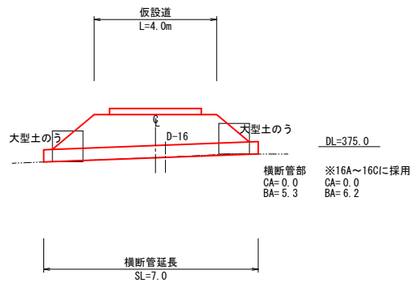

D-14

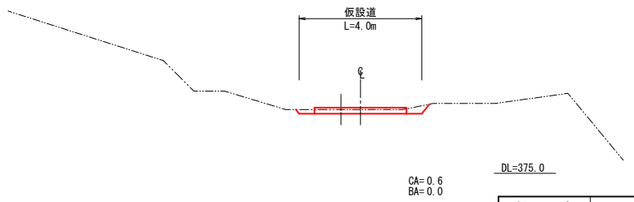

(パッタの沢)

年　度	令　和　6　年　度		
図 面 名	仮設道 詳細図(3)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外　治山工事		
図面番号	13	縮　尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚　健
設 計 者	嶌野　利洋	製 図 者	高山　和也
北海道森林管理局　上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(4)

平 面 図

A1 1:100
A3 1:200

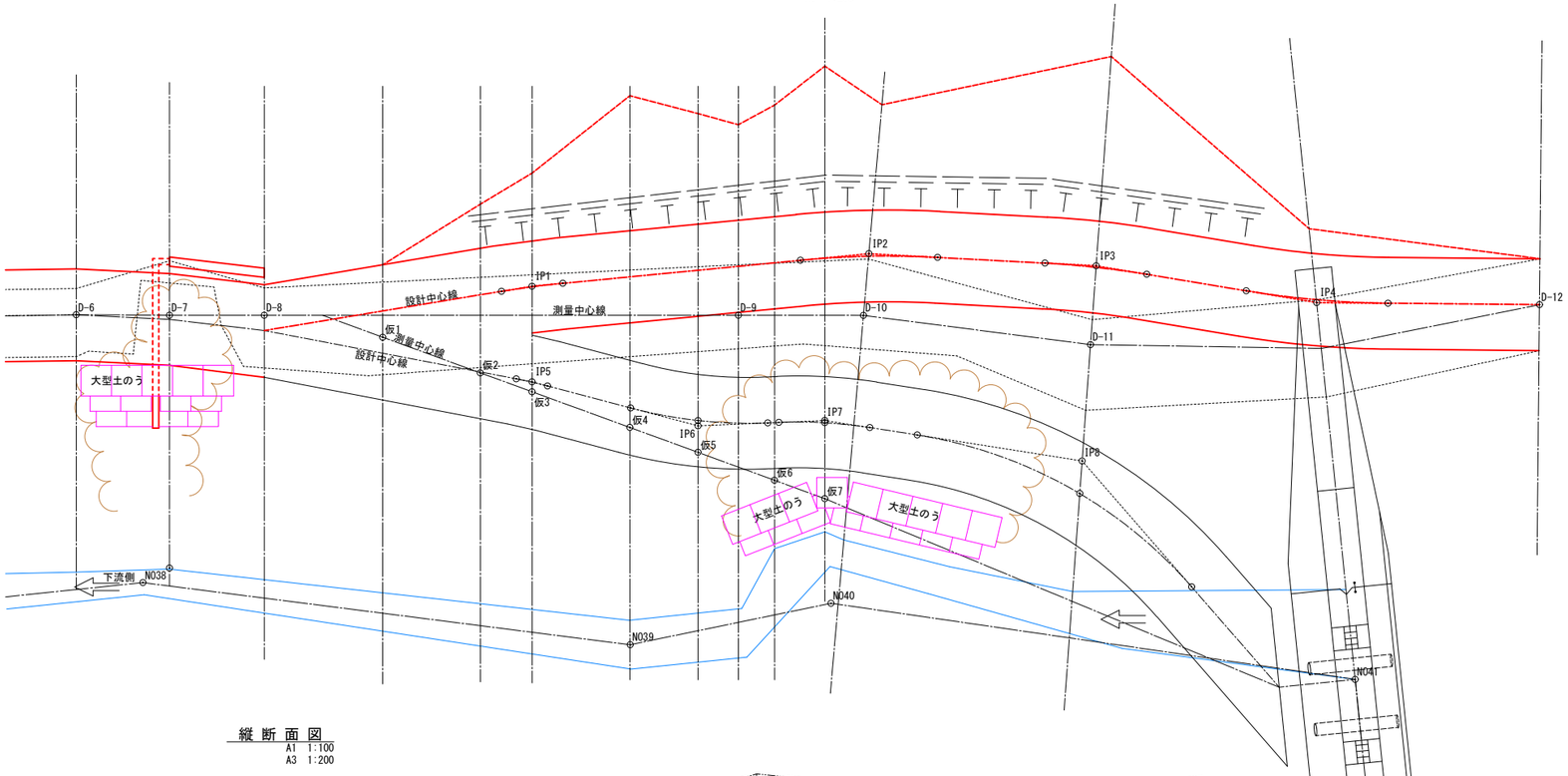

縦 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

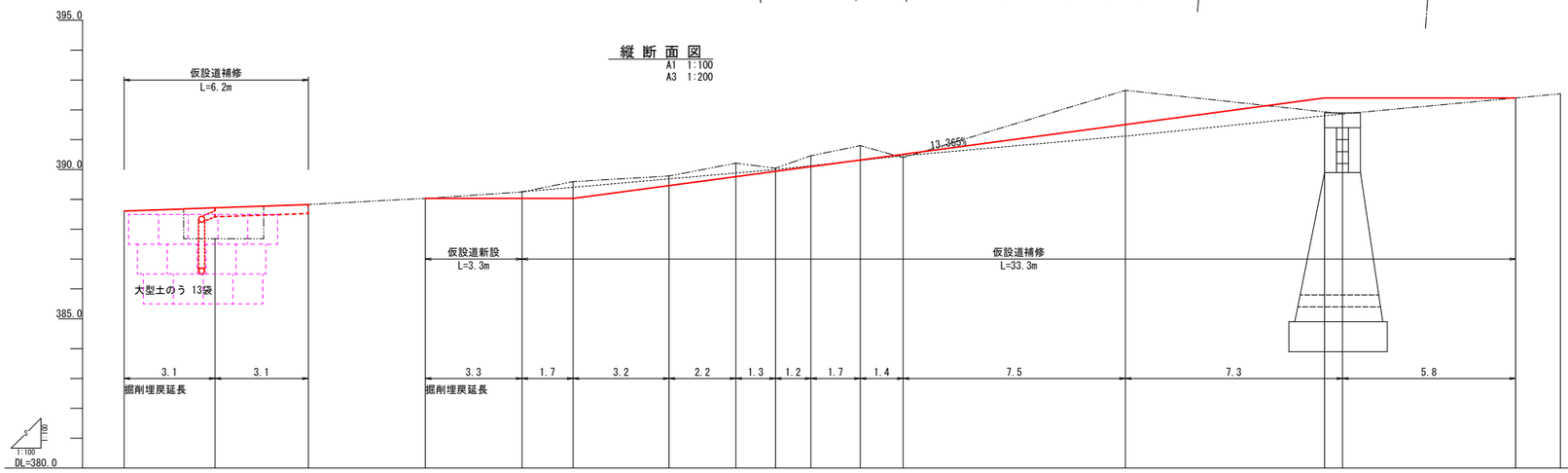

勾配	388.61	i=3.577% L=6.15m	388.83	389.03	LEVEL L=4.95m	389.03	i=13.368% L=25.21m	392.40	LEVEL L=6.40m	392.40														
切高		1.04			0.22	0.57	0.33	0.45	0.11	0.37	0.48	0.11	1.14	0.47	0.54									
計画高	388.61	388.72	388.83	389.03	389.03	389.03	389.46	389.76	389.94	390.10	390.32	390.51	391.51	392.40	392.40	392.40								
地盤高	388.61	387.68	388.83	389.03	389.25	389.60	389.79	390.21	390.05	390.47	390.80	390.40	392.65	391.93	391.86	392.40	392.54							
通加水平距離	0.00	3.05	6.15	10.10	13.34	15.06	18.28	20.52	21.84	23.03	24.69	26.13	33.58	40.27	40.87	46.67	48.17							
測点	D-6	D-7	D-8	仮1	仮2	仮3	仮4	仮5	D-9	仮6	仮7	D-10	D-11	N041			D-12							

(バッタの沢)

年度	令和 6 年度		
図面名	仮設道 詳細図(4)		
施工地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工事名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	14	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設計者	嶌野 利洋	製図者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(5)

平 面 図

A1 1:100
A3 1:200

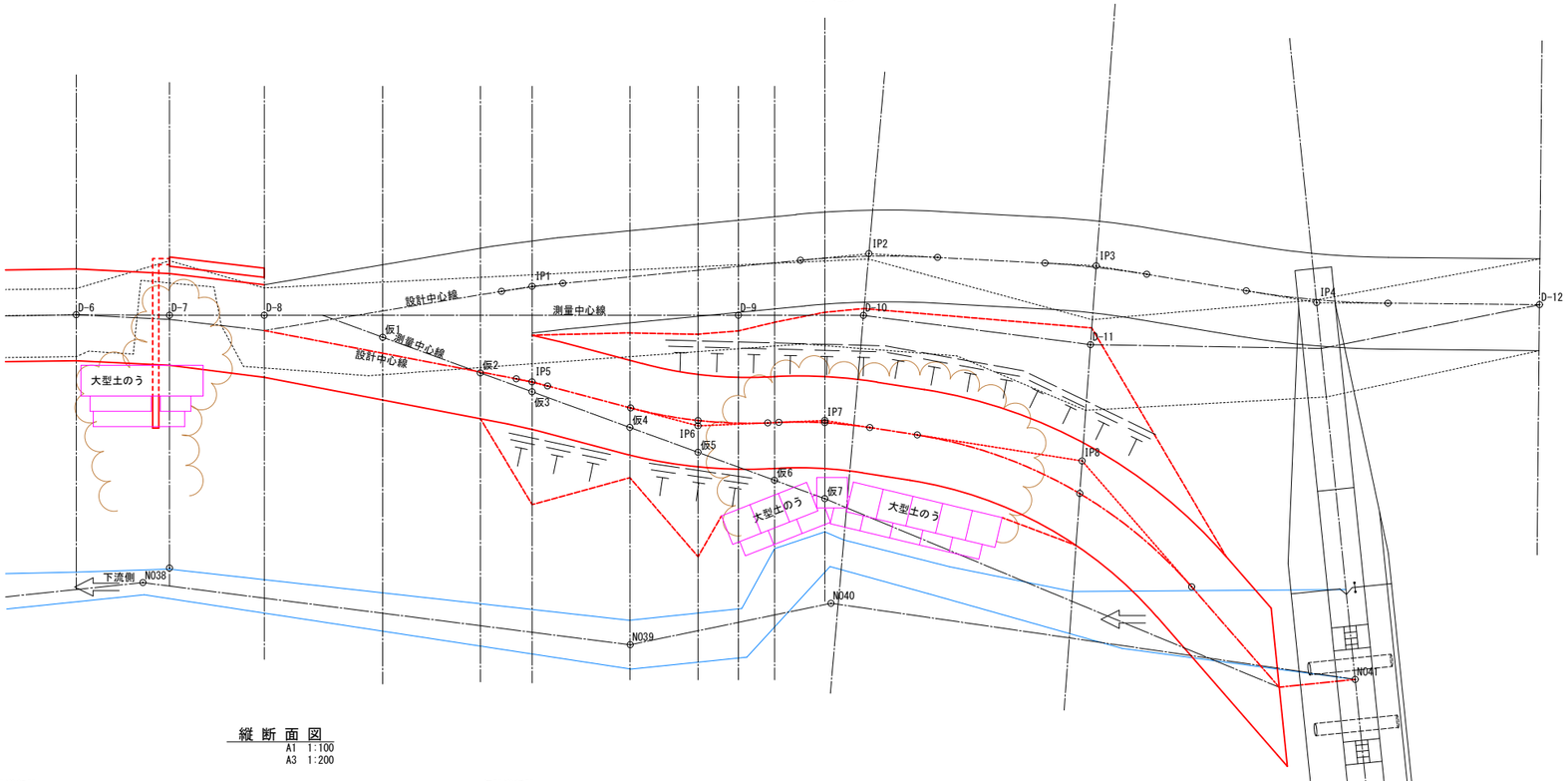

縦 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

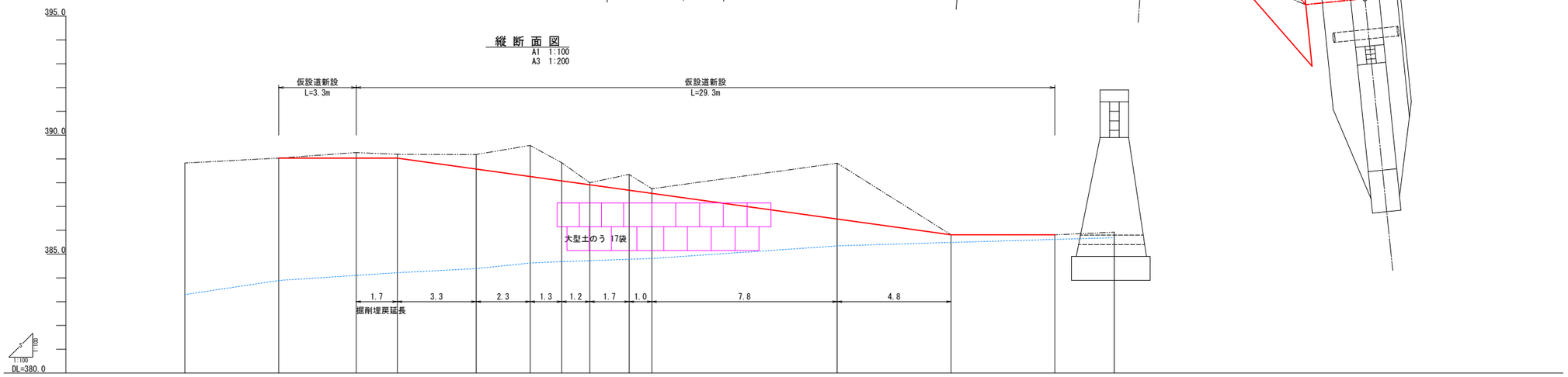

勾 配		389.03	LEVEL L=4.98m	389.03						i=-13.838% L=18.48m				385.81	LEVEL L=4.36m	385.81		
切 高			0.24	0.17	0.62	1.31	0.76	0.09	0.67	0.20		2.34						
計 画 高	388.83	389.03	389.03	389.03	388.57	388.26	388.08	387.91	387.68	387.55		386.48		385.81		385.81		
地 盤 高	388.83	389.03	389.27	389.20	389.19	389.57	388.84	388.00	388.35	387.75		388.82		385.81		385.81		385.92
通加水平距離	-3.94	0.00	3.26	4.98	8.29	10.56	11.89	13.07	14.72	15.68		23.46		28.25		32.60		35.10
測 点	D-8	仮1	仮2	仮3	仮4	仮5	D-9	仮6	仮7	D-10		D-11						N041

(バッタの沢)

年 度	令 和 6 年 度		
図 面 名	仮設道 詳細図(5)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	15	縮 尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ株式会社	管理技術者	大塚 健
設 計 者	嶌野 利洋	製 図 者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

仮設道 詳細図(6)

横 断 面 図

A1 1:100
A3 1:200

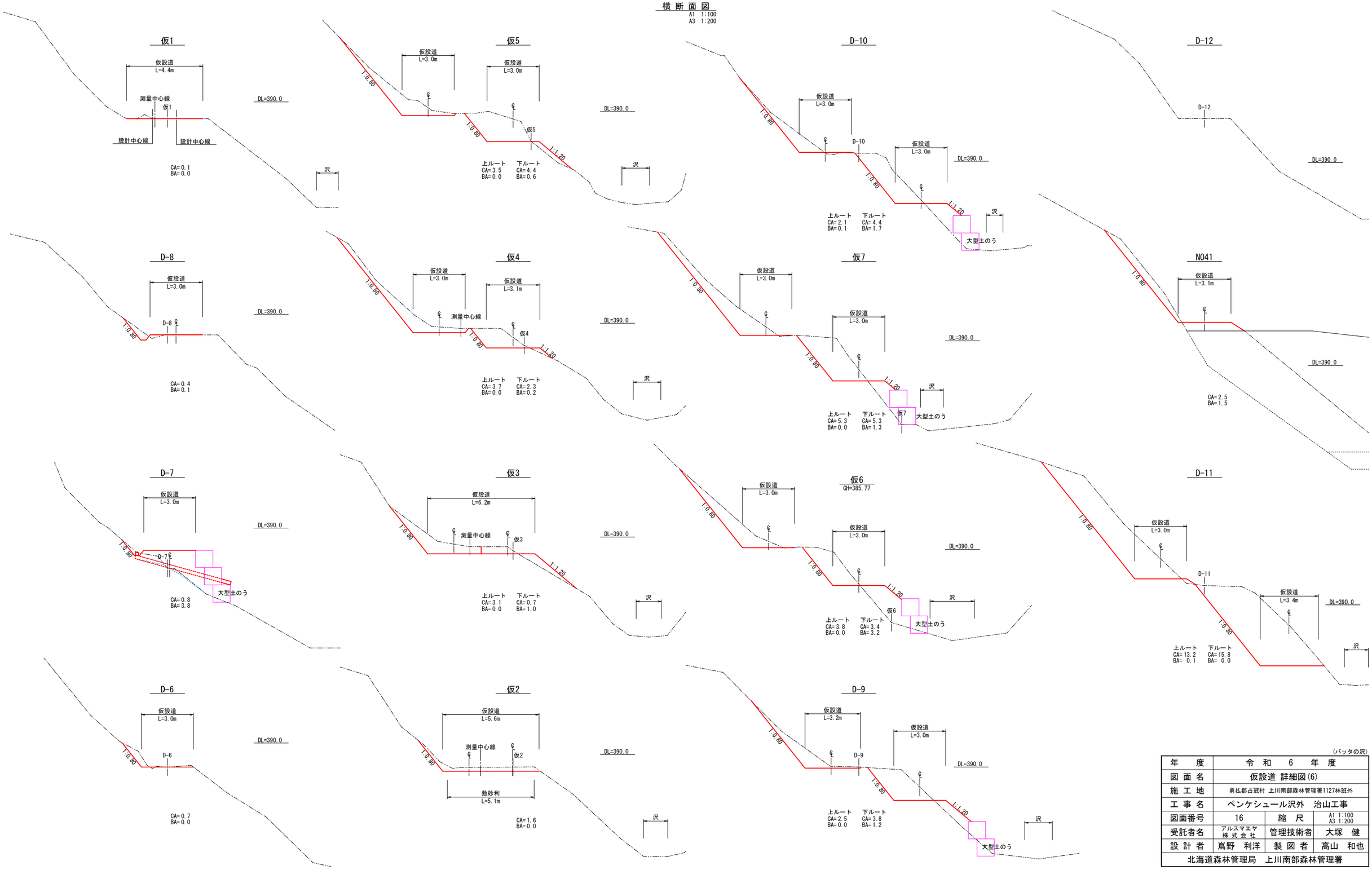

(パッタの沢)

年 度	令 和 6 年 度		
図 面 名	仮設道 詳細図(6)		
施 工 地	勇払郡占冠村 上川南部森林管理署1127林班外		
工 事 名	ペンケシュール沢外 治山工事		
図面番号	16	縮 尺	A1 1:100 A3 1:200
受託者名	アルスマエヤ 株式会社	管理技術者	大塚 健
設 計 者	嶌野 利洋	製 図 者	高山 和也
北海道森林管理局 上川南部森林管理署			

その他

　ペンケシュール沢ほか治山工事に係る入札公告等については、北海道森林管理局のホームページのとおりですが、その他の資料については、下記の場所にて閲覧願います。

記

（１）上川南部森林管理署
　①　治山林道必携　積算・施工編（上・下巻）

（２）電子入札ダウンロードシステム
　①　令和７年度　森林保全整備事業骨材単価について（閲覧用）
　②　数量計算書
　③　現地写真